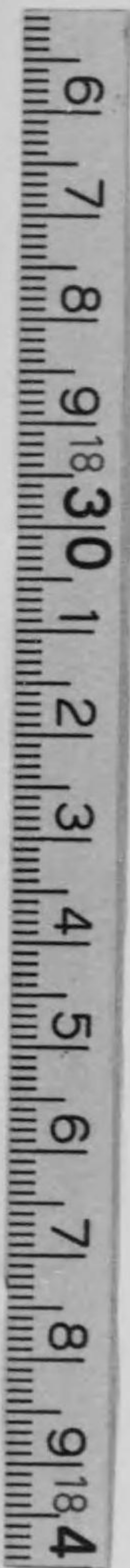


275.5

12



始



275.5-12

田邊當義著



補習教育

公民科教授の實際

大正
11. 2. 2
内交

東京

目黒書店發兌

序

法制及び經濟に關する知識が國民教育の材料として必要であることは今更言ふを要しないのであるが。その教授の方法が、或は抽象的事實を形式的に與へたり、或は個々の事實が斷片的に提示されたりして、折角大切な教材も乾燥無味になつて仕舞ひ却つて効果を少くするに至ることは甚だ遺憾と思ふところである。本書の著者田邊君は夙にこの點に着眼せられ、公民科教授の革新のために多年研究せられて居つたが、今回いよ／＼その成果を世に公にすることとなつたのは大いに喜ぶべきことである。今之を通覽するにその記述が精確で、親切で、其名の示す通り公民科材料教授の實際の指針として適切なものであつて世を益すること大なるものがあるだらうと信ずる。

併し公民科材料の如は之を單に知識として授けるだけでは十分な効果をあげることには出来ない、須らくこの知識を國民生活の上に活用する方法を講ぜねばならぬ。本書によつて教授せらるゝ方々は、この精神で其の利用を過たないやうにすることを希望する。

大正十一年一月

藤井利譽識

序

青年補習教育の要諦は、健全なる國民、善良なる公民の養成にあり。而して國民的自覺と自治的觀念の養成は、實に公民科の責務たるべきを信ず。殊に歐洲大戰後國民思想の動搖を來さんとするの機に際し、一層其の要求の切なるものを覺ゆ。

翻つて我が補習學校に於ける教授の實際を視るに、克く其の本旨に則り、時代の要求に適應し得るもの甚だ乏しきを感じ、編者茲に顧み敢へて此の書を編す。素より淺學菲才其の缺陷尠からざるを懼ると雖、幸に世の識者並に實際家の示教を仰ぐを得ば、編者の光榮之に過ぐるものなし。

本書の編纂に當りては後記各書中より記事を引用し又は參考とするの認容を忝うし、殊に法學士田邊保皓氏が嚴密なる校

閱を賜り、加ふるに東京女子高等師範學校訓導荒井忠吉氏並に
 福島縣視學松浦勇氏より懇篤なる指導と有力なる後援を得た
 る所甚だ大なり。茲に謹んで感謝の微意を表す。

尙本書の編纂に當り福島縣石城郡四倉小學校牛渡整君外同
 僚諸君の盡瘁せられたる所頗る大なるものあり深く其の心勞
 を謝す。

大正十年十月

編者 識

參考書並に引用書目

三瀨博士著	法學通論	三瀨博士著	民法總則提要
穗積博士著	憲法提要	立花俊吉氏著	改市町村制釋義
牧野博士著	日本親族法論	牧野博士著	日本相續法論
堀教授著	法制經濟綱要	土屋良遷氏著	公民教科書
福島縣教育會論	公民教科書	日本大學著	法制經濟要義
土屋彦太郎氏著	公民教科書	天野藤男氏著	青年團及處女會
北原種忠氏著	地方の改良		
大元茂一郎氏著	小學校に於ける法制經濟の系統的解説		

凡例

- 一、本書は之を前後兩篇に分ち、前篇は主として自治の本義を闡明して公民精神の涵養を圖り、後篇は主に憲法の要義を解説し我が國體の精華を叙し以て立憲國民の責務を明かにし國家奉仕の至誠を煥發せしめん事を期せり。
- 二、本書は本科六箇年制の實業補習學校に於ては、前篇を同科三・四學年に、後篇を同科五・六學年に使用せしむるものなれども、修業年限の異なる場合にあつては適宜其の適用を變更して可なり。
- 三、本書は實際教授の參考たらしめんが爲め、其の解説細微に亘れるもの少からず、教授の實際に當りては能く其の趣意の存する所に基き、取捨選擇して其の活用を適切ならしめん事を要す。
- 四、本書は又青年の讀物として好適の資料を蒐集し健實なる自學自習用たらしめんことを期せり。
- 五、本書は時勢の推移と共に改訂を加ふべき點も尠からざる可きを以て、今後其の改刪増補を怠らざるべし。

皇太子殿下令旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコ
ト多シ諸子能ク内外ノ狀勢ニ顧ミ恒ニ
其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目
的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

大正九年十一月二十二日

奉答文

大正九年十一月二十二日全國青年團代參者ノ明治神宮ヲ參拜スルニ方
リ畏クモ皇太子殿下ヨリ前掲ノ如キ優渥ナル令旨ヲ賜ハル而シテ之ニ
對スル奉答文左ノ如シ

畏クモ 皇太子殿下本日全國青年團員ニ對シ特ニ優渥ナ
ル令旨ヲ賜ハリ青年ノ嚮フヘキ所ヲ示シ給ヘリ一同恐懼
感激ノ至リニ堪ヘス爾今益々協心戮力修養ニ努メ以テ令
旨ニ副ハムコトヲ誓ヒ奉ル

大正九年十一月二十二日

全國青年團明治神宮代參者一同

目次

前編 第一

第一課	理想の郷土	一
第二課	青年團と實業補習學校	三
第三課	家親族婚姻相續	七
第四課	兵役	二〇
第五課	軍隊生活	三〇
第六課	在郷軍人會	三五
第七課	農會	三七
第八課	耕地整理	四一
第九課	産業組合	四三
第十課	會社	四九
第十一課	銀行	五四

前編 第二

第一課 社會……………	五九
第二課 自治制度の沿革……………	六四
第三課 自治制度の本旨……………	六七
第四課 自治行政……………	七四
第五課 公民の權利及義務……………	八五
第六課 市町村是……………	九〇
第七課 國體の精華……………	九三
第八課 公民の自覺……………	九七

後編 第一

第一課 國家……………	一〇三
第二課 國體及政體……………	一〇七
第三課 我が帝國……………	一一三
第四課 憲法……………	一二五
第五課 天皇……………	一三二

第六課 宮城……………	一四三
第七課 臣民……………	一四七
第八課 帝國議會……………	一五二
第九課 政黨と國民……………	一六二
第十課 國務大臣及樞密顧問……………	一六四
第十一課 選舉……………	一六八
第十二課 官治行政……………	一七八

後編 第二

第一課 司法及裁判所……………	一九一
第二課 刑法……………	一九八
第三課 民法……………	二〇二
第四課 商法……………	二一一
第五課 國際公法……………	二二六
第六課 財政……………	二三二
第七課 貨幣及紙幣……………	二四一

目次

四

第八課	立憲國民の覺悟……………	二四五
第九課	歐洲の大戦……………	二四九
第十課	國交と外國貿易……………	二六〇
第十一課	帝國の發展……………	二六五
第十二課	青年の覺悟……………	二六八
第十三課	重要なる勅語・法律訓令……………	二七二

目次終

補習教育 公民科教授の實際

田邊當義 著



前編第一 本科〔三四年〕

第一課 理想の郷土

(教授時數凡一時間)

要旨

理想の郷土を説き、各自の郷土の現況と比較對照せしめ、自治的精神の涵養に資するにあり。

解説

一、理想の郷土

郷土とは吾等の生れたる土地にして、分ちて市又は町村となす。市又は町村は

第一課 理想の郷土

則ち自治體なれば、理想の郷土とは自治經營の理想的に行はるる市町村なりといふべし。

二、自治の作用

自治の作用は所謂自治立法權に依り市町村條例を制定する作用を除き主として行政に屬す。即ち教育感化の爲に教化行政を、衛生及醫療に關して保健行政を、風紀の改善及び指導の爲に風紀行政を、救貧慈善に關して救濟行政を、農業及商工業の助長の爲に勸業行政を、道路、河川、鐵道、港灣、船車等に關して交通行政を、市町村經費の經理に關して財務行政等を行ふが如し。而して之等の事業に對し、如何なる市町村是に基きてその經營を全うすべきか、如何なる方法によりてこれが成果を收むべきかは、各市町村の事情を異にするに従ひ、夫々相違あるべきは勿論なりとす。

三、自治の成績

土地の事情に適應したる自治經營を完うし、他の模範たるべき町村、即ち内務省選獎の所謂模範町村に於て良好なる成績を挙げ居る主なる事項左の如し。

- (1) 當局者の勵精
- (2) 公共心の發揮

- (3) 自治事務の改善
- (4) 市町村是の確立
- (5) 基本財産の蓄積
- (6) 生産事業の振興
- (7) 勤勉貯蓄の勸奨
- (8) 教化事業の作興
- (9) 良風善俗の奨励
- (10) 衛生事務の整備
- (11) 娯樂事業の利導
- (12) 慈惠救濟の施設

第二課 青年團と實業補習學校 (教授時數凡一時間)

要旨

青年團の本領並に實業補習學校との關係を明にし、各自の修養に努め、以て國家社會に貢獻すべきことを感得せしむ。

解説

一、青年團の本領

大正四年九月十五日道府縣に對して發せられたる、地方青年團體に關する内務文部兩大臣の訓令は、青年團體に對し革新の動機を與へたるものなり。即ち從來の事業本位の青年團をして、修養本位の青年團たらしめたり。之に依り各府

縣ともその組織内容に關して著しき改善を促すに至れり。

二、青年團修養の要目

智能の啓發、徳性の涵養及び身體の鍛練は、青年修養の主要目にして、完全なる修養は此の主要目の徹底を期するにあり。

而して大正七年五月三日内務文部兩大臣は更に訓令を發し、之が健全なる發達に資すべき要項を條舉したり。就中青年の修養に關する事項左の如し。

一、青年として實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し。之が施設に勉め、相率ゐて學に就かしめ、以て其の普及と徹底とを圖らしむことを要す。

一、公共の精神を養ひ公民たる性格を陶冶するは青年の教養に於て關くべからざる要綱たり。補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ、以て其の目的を達成せむことを要す。

一、方今圖書の刊行せらるるもの多く之に伴ふて青年の讀書趣味を増進するもの尠しとせず。能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣くせしめむことを要す。

一、青年の身體を鍛練して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要素たり。心身共に堅實なる素質を大成せしめ、平時並有事の秋に處し、其の本分を盡すに於て遺憾なからしめむことを要す。

一、青年の修養は各自の自覺を以て本とす。而して之が指導の任に當るもの並其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て、適切なる方法により之が善導と養成とに勉めむことを要す。

三、青年の修養機關(補習學校)

大正四年九月内務文部兩次官の通牒に依り青年團體の設置する標準を指示して、之れが設置改善を促されたるは青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素質たるの素質を得しむるに在り。之に依りて我が青年團體の任務は一層の重きを加へたるなり。近時我が國に於ける青年團は著しき發達を見たるも其の設置の趣旨明なからず。或は市町村の事業に關係し或は各自の修養に勉むる等、その事業區々にして嚮ふ所一ならざるの弊ありしを以て、當局に於ては先づ以て其の目的を明にするの急務なるを認め、茲に我が青年團體は青年修養の機關たることを指示し、其の本旨とする所は青年をして健全なる國民善良な

る公民たるの素養を得しむるに在り。随つて團體員をして忠孝の本義を體し品性の向上を圖り、體力を増進し、實際生活に適切なる知能を研き、剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質とを養成せしむるに在りと訓令せられたるなり。之により我が實業補習教育は青年團の事業として最もその趣旨に適へるものにして、青年團設置の目的は實業補習教育の振興によりてその大半を達成せるものといふべし、従來行はれたる農事改良、巡回文庫、軍事教育等の如きは固より必要なる事業なりと雖も、青年各自の修養に資せしむるの一事は之を度外するを得ざるなり。

参考

青年團と補習學校との關係を明かにするに足るべき資料として福島縣令の一部を左に掲ぐ、
本縣並に實業補習學校の要旨及び之が設置の準備方法等に関する注意を示し以て其の普及と發達とを期したり爾來歲を閱すること十二年當事者の精勵に依りて着々其歩を進め最近統計の示す所に依れば學校數に於て四百二十校を算し校數に於て實に全國第一位を占め其の卒業生も亦二万五千人に達す然りと雖も職つて之を考覈すれば普及の實未だ充分ならざるのみならず内容に至りては尙一層其の整齊と充實とを圖らざるべからざるものあり

惟ふに實業補習教育は小學校教育の効果を全からしむると共に青年子女に對し健實なる國民精神を涵養し地方實業の開發振興に資する所以にして國家現時の情勢に鑑み之が發達改善を促進する青年子女團體の修養訓練と相俟つて最も喫緊の要務たるを失はず乃ち其の普及に關しては小學校卒業者より丁年に達する迄は義務教育に準じて獎勵を加ふると共に内容の改善に就きては經費の許す限り實業科教員を専任し教員待遇と設備の完成に力を致し教養指導亦勉めて適實なるを要す依て爰に改めて施設要項を示し附するに實業補習學校規則標準を以てし切に時勢の進運に應じ其の施設を刷新せんと欲す。當事者は宜しく此の旨を體し以て其の實績を擧げ効果を顯著ならしめんことを期すべし

大正五年十一月三日

福島縣知事 川崎卓吉

第三課 家・親族・婚姻・相續

(授業時間凡二時間)

要旨

家親族婚姻相續に關する知識の一斑を授け之等に對する心得の大要をも知らしむ。

解説

一、家

- (1) 家 戸主と家族とに依りて成る團體、即ち戸主權の行はるる範圍をいふ。
- (2) 戸主 一家の長として戸主權を有するものをいふ。
- (3) 家族 戸主權以外にして其の家族にある者、即ち戸主の監督を受くる地位に在る者をいふ。

二、親族

親族とは六親等内の血族、配偶者、配偶者には親等なし、及三親等内の姻族をいふ。

(1) 血族 同一の始祖より出づるもの、即ち血統に依りて連結せらるるものをいふ。

直系 始祖より子孫に直下するものをいふ。

傍系 直下せずして同始祖より出づるものをいふ。

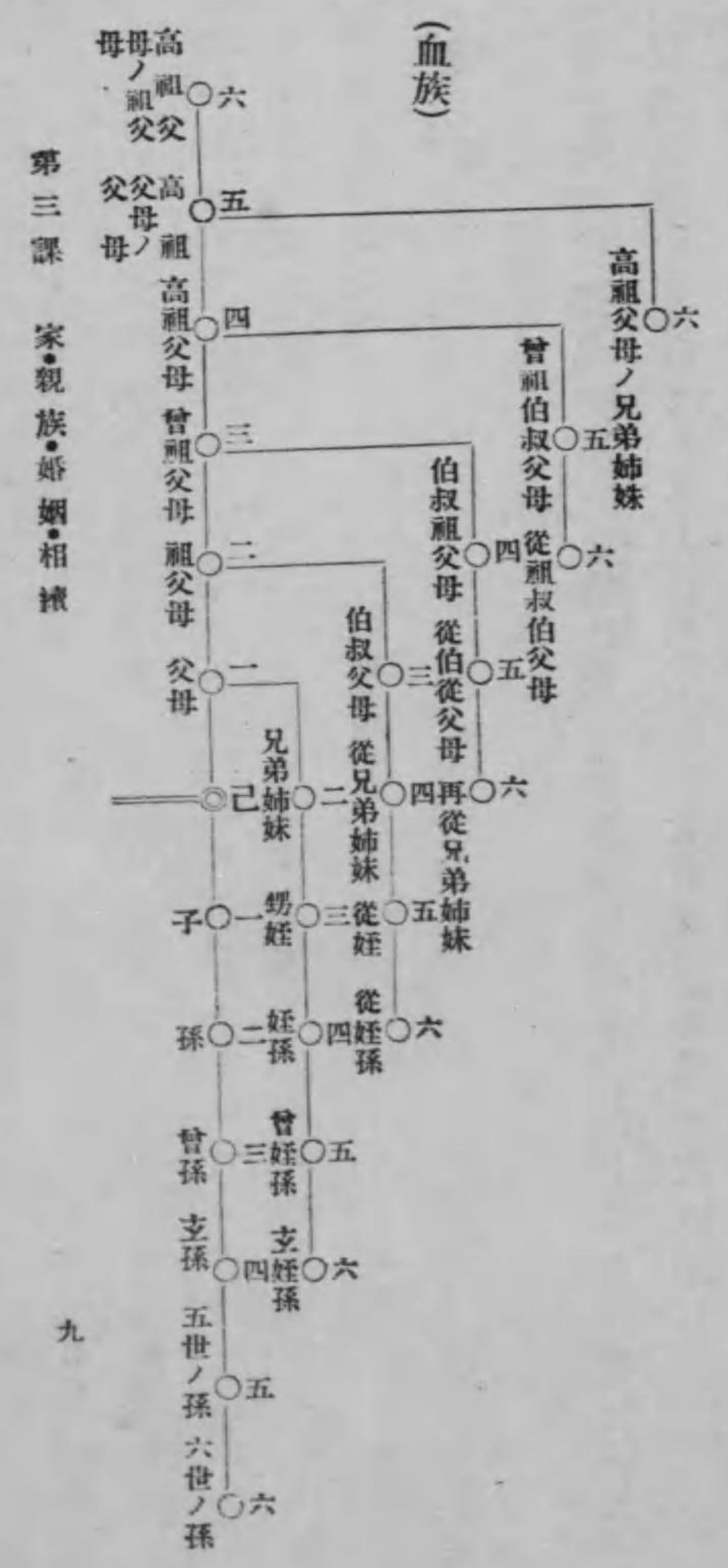
尊屬 自己の出でたる血族をいふ。

卑屬 自己より出づる血族をいふ。

(2) 姻族 婚姻に因りて親族となれるものをいふ。但し夫又は妻と其の配偶者の血族との間に限り、夫婦雙方の血族間には姻族關係なし。

(3) 法定血族(準血族) 本來血統に因りて連結せらるるものに非ざれども、或原因の發生に基き、法律上血族に準じて親族關係を生ぜしむるものを云ふ。即ち養子と養親及び其の血族、繼父母と繼子、嫡母と庶子の如し。

(4) 親等 血族間の遠近をいふ。親等は本則として血族に就て之を定め、其の算定方法は又姻族にも適用す。其の算定方法は世數を基礎とし一世即ち一代を以て一親等とす。



(姻族)



三、婚姻

一男一女が法律上一定の手續に因り、終生の結合を目的とする行爲をいふ。婚姻成立の要件として民法に規定したる主なる事項左の如し。

民法第七百六十六條 配偶者ハ重ネテ婚姻ヲナスコトヲ得ス

民法第七百六十八條 姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲナスコトヲ得ス

民法第七百六十九條 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲナスコトヲ得ス。但シ養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス。

ナ得ス。但シ養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス。

四、親子及親權

(1) 親子 血統に依るものと然らずして法律の規定に基くものとあり。

(イ) 實親子 實父母と實子とをいふ。而して實子に三種あり。

嫡出子 適法の婚姻に因りて生れたる子をいふ。

私生子 適法の婚姻を爲さざる男女間に生れたる子をいふ。

庶子 私生子にして父が認知し、法律上の手續を了したるものをいふ。

いふ。

(ロ) 養親子 養子は養子縁組に因り實子外の者を入れて子となしたるものなり。而して養子を爲す主たる目的は祖先の祭祀を絶たざらんが爲め、家長權を相續せしめて一家の繼絶を防止するに在り。

(ハ) 繼父母と繼子

(ニ) 嫡母と庶子

(2) 親權 親權とは父又は母が其の家に在る子に對する保護を目的とし子の未成年者たる間又は獨立の生計を立つるまで、其の身上又は財産に關して有する權利義務をいふ。親が子を保護するは親の自然の義務にして、法は親を以て子の最も適當なる保護者と認む。故に親權は親たる身分に伴ふ權利及義務なり。その範圍は未成年者の財産の管理權及び收益權、教育及監護權、懲

戒權等なり。

民法第八百七十條 子ハ其ノ家ニ在ル父ノ親權ニ服ス。但獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス。父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ、又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ

五、後見及扶養

(1) 後見 未成年に對して親權を行ふ者なき時、又は親權を行ふ者が財産の管理權を有せざる時、若くは禁治産の宣告ありたる時、未成年者又は禁治産者を保護する爲め後見の制度あり。

(2) 後見の機關及職務 後見の機關とは後見の事務に干與する組織を云ひ、後見の職務とは此の機關を取扱ふ事務を云ふ。

(イ) 後見人 後見人に三種の區別あり。

指定後見人 未成年者に對して最後の親權を行ふ者が、遺言を以て指定したる後見人なり。

法定後見人 法律上當然後見人たるもの(例へば親權を行ふ父又は母は

禁治産者の後見)なり。

選定後見人 前二者たる者あらざる場合に於て親族會の選定したる後見人なり。

(ロ) 後見監督人 後見監督人は後見人の事務を監督し、後見人の缺けたる場合に於て必要な措置を爲すを職務とす、これに二種あり。

指定後見監督人 親權を行ふ者の遺言を以て指定したる後見監督人なり。

選定後見監督人 親族會の選定したる後見監督人なり。

(ハ) 親族會 親族會は後見人、後見監督人を選定し、或は之を監督し、或は之を指揮してその職務を盡さしむるものなり。

(ニ) 裁判所は以上三者の上に立ち最上の監督權を有し、被後見人を保護するものなり。

(2) 扶養 戸主は其の家族に對して扶養の義務を負ふ。又直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養を爲す義務を負ふ。扶養の義務とは自己の資産又は勞務に依りて生活を爲すこと能はざる者又は自己の資産に依りて教育を受くるこ

と能はざる者に對し、其の生活の資料を給し、又は引取りて之を養ひ、又必要に應じて教育を受けしむる義務をいふ。扶養を受くべき者及び及び扶養の義務ある者多數なる場合は其の順序を定む。

民法第九百五十四條 直系血族及び兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ。夫婦ノ一方ノ直系尊族ニシテ其ノ家ニ在ル者トシテ、間亦同シ

六、相續

相續とは一定の原因に依り一定の身分を有する者が被相續人の法律上の地位、即ち包括的權利義務を承繼するをいふ。而して相續には家督相續及遺産相續の二種あり。

(1) 家督相續(戸主權相續)

前戸主の一身に専屬して他人に譲渡することを得ざるものを除き、其他の權利義務を包括的に承繼するをいふ。特に系譜祭具及墳墓の所有權は家督相續の特權に屬す。

家督相續開始の原因。

(イ) 戸主の死亡、隱居又は國籍喪失。

(ロ) 戸主が婚姻又は養子縁組の取消に因りて其の家を去りたるとき。

(ハ) 女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚。

家督相續人の種類及家督相續の順位は左の如し、家督相續人は之を大別して三種と爲す。

- 1 法定家督相續人 法律の規定に因り當然家督相續人たるべき者にし、て之を二種に細別す被相續人の家族たる直系卑屬を第一種法定家督相續人又は法定の推定家督相續人といひ、被相續人の家にある直系尊屬を第二種法定家督相續人といふ。
- 2 指定家督相續人 法定の推定家督相續人なきとき、被相續人の指定し依る家督相續人をいふ。
- 3 選定家督相續人 法律上選定權を有する者の選定したる家督相續人にして、之を更に第一種及び第二種に細別す。

家督相續は左の順位を以て行はる。

- 1 法定の推定家督相續人

法定の推定家督相續人相互間に於ける順位を定むる原則左の如し。

- イ 親等の異なりたる者の間に在りては其の近きものを先にす。
- ロ 親等の同じき者の間に在りては男を先にす。
- ハ 親等の同じき男又は女の間在りては嫡出子を先にす。
- ニ 親等の同じき嫡出子庶子私生子の間に在りては嫡出子及庶子は女と雖之を私生子より先にす。
- ホ 前四號に掲げたる事項につき、相同じき者の間に在りては年長者を先にす。

2 指定家督相續人

指定家督相續人は第二位の相續人なり被相續人が指定家督相續人指定するには(一)法定の推定家督相續人なきこと(二)死亡又は隠居に因る家督相續の場合たることの二條件を要す。この指定は遺言に依りて爲すこと多しと雖も、隠居の場合にも適用するを以て、生前行爲を以て爲す場合もあり。この指定は戸籍吏に届出づるを要す。

3 第一種選定家督相續人

以上二種の相續人共に存せざる場合は、被相續人の父若くは母又は親族會に於て相續人たるべきものを選定す。之を第一種の選定家督相續人といふ。その選定の順位は次の如し。

- (1) 家女なる配偶者。
- (2) 兄弟。
- (3) 姉妹。
- (4) 家女ならざる配偶者。
- (5) 兄弟姉妹の直系卑屬。

(4) 第二種法定家督相續人

第一種の選定家督相續人なき場合は、被相續人の家に在る直系尊屬中親等の最も近きもの家督相續人となる。

(5) 第二種選定家督相續人

第二種の法定家督相續人なき場合は、親族會は被相續人の親族家族、分家の戸主又は本家若くは分家の家族、又は他人中より相續人を選定す。是れ第二種の選定家督相續人にして、家督相續の順位中最後に位す。

(2) 遺産相續

家族の死亡したる場合に於て、其の死亡者に屬したる財産に關する一切の權利義務を相續者に於て包括的に承繼するをいふ。

監督相続に在りては戸主權を相続するものなるが故に、必ず一人なれども遺産相続に在りては其の必要なし。されど其の範圍及び順位を定めざれば被相続人の愛情及公益上より見て不都合を生ずることなきにあらざるを以て、法律は遺産相続人の範圍及順位を定む。

1 直系卑屬

(1) 親等の異りたる者の間に在りては其の近きものを先にす。

(2) 親等の同じき者は同順位に於て遺産相続人となる。

(3) 前二者が相続せざる場合は其の者の直系卑屬遺産相続人となる。

2、配偶者

3、直系尊屬

4、戸主

相続人なきときは相続財産は最後に國庫に歸屬す。

七、遺言

遺言とは特定の事務に付、遺言の死後に效力を生ぜしむる目的を以て、法定の方式に於て爲す單獨の意思表示をいふ。民法の規定に基き遺言を以て爲し得べき

法律行為の主なるもの左の如し。

- (1) 私生子の認知。(2) 養子縁組。(3) 後見人の指定。(4) 後見監督人の指定。(5) 家督相続人の指定・指定の委託・廢除及取消。(6) 遺産分割方法の指定・指定の委託及び分割の制限。(7) 遺言執行者の指定及び指定の委託。(8) 遺贈及び寄附行為。

遺言の方式

遺言は年齢滿十五年に達したる者は、何人も之を爲すことを得、然れども民法の方式に依らざれば其の效力を生ぜず。

(1) 普通方式

- (イ) 自筆證書。(ロ) 公正證書。(ハ) 秘密證書。

(2) 特別方式

普通方式を用ふること能はざる特別の事情ある場合には之に依る。即ち疾病其の他の事由によりて死亡の危急に迫りたる者、傳染病の爲め交通遮斷の場所にある者、從軍中の軍人及軍屬、艦船中に在る者等に限り、この特別方式により、口授又は書面を以て遺言をなすことを得。

陸海軍機關 軍政を行ふために陸軍省及海軍省あり。國防及用兵に關する事を掌る爲に陸軍に參謀本部、海軍に海軍軍令部ありて之に任じ、軍事教育は陸軍に教育總監部、海軍に海軍教育本部ありて之を掌る。而して陸海軍各々諸種の學校を有し、將卒を養成すると共に世界日進の軍事に關する學術を研究す。

(3) 陸軍の兵備

陸軍は左の六科と四部とより成る。

憲兵。歩兵。騎兵。砲兵。工兵。輜重兵の六科。
經理。衛生。獸醫。軍樂の四部。

師團司令部の配備左の如し。

近衛師團	東	京	第七師團	旭	川	第十四師團	宇都宮
第一師團	東	京	第八師團	弘	前	第十五師團	豐橋
第二師團	仙	臺	第九師團	金	澤	第十六師團	京都
第三師團	名	古屋	第十師團	姫	路	第十七師團	岡
第四師團	大	阪	第十一師團	善	通寺	第十八師團	久留米
第五師團	廣	島	第十二師團	小	倉	第十九師團	羅南

第六師團 熊本 第十三師團 高田 第二十師團 龍山
外に騎兵四箇旅團 野砲兵三箇旅團 交通兵團 電信隊・鐵道隊・航空隊・氣球隊・自動車隊等あり。

要塞 國防上重要な地點は重砲兵之を守備す。

- 東京灣要塞(第一師團) 下關要塞(第十二師團)
- 由良要塞(第四師團) 舞鶴要塞(第十師團)
- 廣島灣要塞(第五師團) 佐世保要塞(第十八師團)
- 函館要塞(第七師團) 長崎要塞(第十八師團)
- 鎮海灣要塞(朝鮮軍司令部) 澎湖島要塞(臺灣軍司令部)
- 永興灣要塞(同) 旅順要塞(關東軍司令部)
- 基隆要塞(臺灣軍司令部)

對島・臺灣・滿洲には警備隊・守備隊を置き。又青島地方の占領地には守備軍を置く。
現役兵員 平時約二十五萬人 豫後備兵員 約百二十萬人
戰時は之を合して百五十萬乃至二百萬の大軍を動かす得べし

軍人の階級

將官(大將・中將・少將)佐官又は上長官(大佐・中佐・少佐)
尉官又は士官(大尉・中尉・少尉)を將校とす
准士官(特務曹長)下士(曹長・軍曹・伍長)兵卒(上等兵・一等卒・二等卒)

(4) 海軍の兵備

第四課 兵 役

海軍は戦時には海上防禦・敵國攻撃・陸軍の護送等に任じ、平時には通商貿易海外居留民植民地の人民及び漁獲の保護・密獵船の警戒・港灣の測量沿海の防衛等に任ず。

全國の海岸及海面を五箇の海軍區に分つ。各海軍區には軍港及び鎮守府を置く。

(イ) 軍港 艦隊の根據地とす

横須賀・吳・佐世保・舞鶴の四軍港(佐世保は二海軍區を掌る)

(ロ) 鎮守府 出帥の準備軍需品の供給軍港の警備、軍艦の製造、兵員の徵募訓諫をなす。

すべて軍艦は鎮守府に屬すれども、艦隊に編入せらるゝときは、其の艦隊司令長官の指揮を受く。

艦隊は常置のものと臨時編成のものとあり。二箇以上の艦隊を合するものを聯合艦隊といふ。

軍艦の任務及び種類

軍艦の種類 軍艦は其の任務により、之を戦艦・巡洋戦艦・巡洋艦・海防艦・砲艦・

驅逐艦・水雷艇・潜水艇に分つ。

戦艦は軍艦中最も優勢なるものにして、巨大なる大砲を備へて敵と決戦し、巡洋戦艦は速力大に、威力また戦艦と大差なく、戦艦と共に敵の主力に當り、巡洋艦は敵に當ると共に敵の港灣及び敵の情勢を探るを任務とす。海防艦は専ら自國の沿岸を守り、砲艦は敵の沿岸に近づき或は河江に廻り敵の陣地を攻撃するものにして、驅逐艦・水雷艇・潜水艇は水雷を發射し敵艦を撃沈するものとす。

海軍の兵種

海軍の兵種には水兵・機關兵あり。各々其の執る所の動作を異にす。

而して別に航空隊あり。

(5) 新兵器

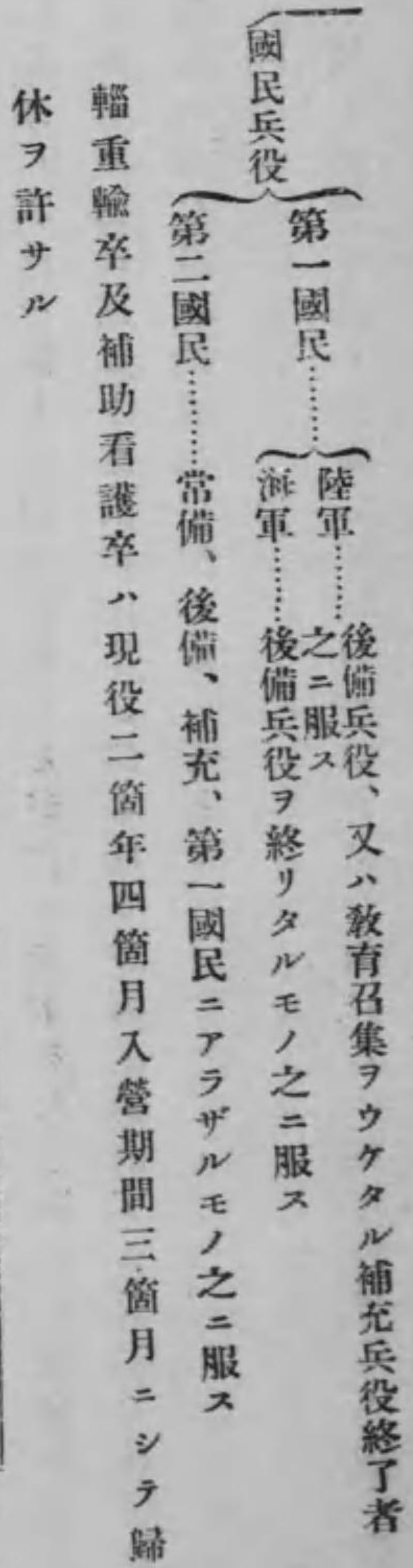
- (イ) 飛行機
- (ロ) 飛行船
- (ハ) 航空機射撃砲
- (ニ) 四十二瓏砲
- (ホ) 各種砲(迫撃砲・列車砲・遠距離砲)
- (ヘ) 火焰と毒瓦斯
- (ト) タンク
- (チ) 手榴彈等。

二. 兵 役

(1) 國民皆兵 憲法に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」。

徴兵令に日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スル義務アルモノトス。と定められ、國民皆兵の義を明らかにす。されば我が帝國臣民は農商工に従事する者と、任に官公職に在るとを問はず、悉く兵役に服せざるべからず。斯く兵役は國民の義務たりと雖、天皇の股肱として軍事に參與し、護國の任に當るべき點より之を觀れば、又實に名譽の權利なりといふを得べし。

(2) 兵役の種類 兵役は分ちて常備兵役、後備兵役、補充兵役及び國民兵役の四種とす。常備兵役は更に現役及び豫備役に分ち、國民兵役は第一、第二の二種に分つ。其の服役年限は陸海によりて之を異にす。



(3) 徴兵検査

壯丁は滿二十歳に達するとき 徴兵適齡の届出をなして徴兵官の検査を受くるものとす。検査によりて體格の等位を甲乙丙丁戊の五等に分つ。甲乙丙は合格にして甲種乙種は身體材藝能職業に従ひて兵種を區別せられ抽籤に依りて毎年所要の人員に應じて現役兵若くは補充兵に編入せられる。其の他の甲乙種並に丙種は國民兵役に留めらる。

徴兵適齡届

府縣郡市町村番地族籍職業

氏名

年 月 日生

右私何男本年何月滿二十歳ニ相成候間此段及御届候也

府縣郡市町村番地族籍職業

大正 年 月 日 戸主 氏 名印

市町村長何某殿

丁種は不合格にして兵役を免せられ、戊種は翌年更に検査を受くべきものとす。

甲種 身長五尺以上にして身體強健なる者。

乙種 身長五尺以上にして強健甲種に次ぐ者。

第一乙種 乙種のうち體格比較的良好なる者。

第二乙種 第一乙種に次ぐ者。

丙種 身長五尺以上にして強健乙種に次ぐ者。

丁種 疾病畸形の者及び身長四尺八寸に満たざる者。

戊種 身體強健なるも身長定長に満たざる者及び一時的疾病の者。

徴兵の忌避 若し正當の理由なくして検査を受けず、又は怯懦心に驅られて逃亡し、或は利己を圖りて假病を構ふるが如き所業をなし、國民の義務を怠るものあらば法は固より嚴罰に處すと雖も、斯る非國民的壯丁に對しては法の處罰以外更に社會的制裁を加ふるを可とす。

三、軍人精神

今や我國の軍備は益々充實して國防の威力愈々加はると雖も、世界の大力に察

れば一日も現狀を以て安んずべきにあらず、殊に近年科學の應用精微の域に進むに伴ひ攻防の畫策自ら新なるものあるべし、之を以て將來の戦闘は武器の精銳と志氣の振興に待つ大なりと雖も、一般兵員は更に科學的組織的の頭腦を開拓して時勢の進運に適應するの急務なるを思はざる可らず。

彼の航空機の如き潜水艇の如き其の實戰に用ひられて偉大なる效力を發揮するに至り戰術の進歩亦往昔の比にあらず。然れども如何に精銳なる武器を有し、如何に巧妙なる策戰の存するありと雖も、軍規の振肅を缺き戰鬥員の志氣萎微せば蓋し烏合の衆に等しかるべし。

我が國民は三千年以來忠君愛國の精神葱勃し尙武剛健の志操上下を一貫して偷らず。

海ゆかばみづく屍、山ゆかば草むす屍、

大君の邊にこそ死なめ、のどには死なし。

此れ我が國民の理想にして武勇の根源なり。

皇御國の武士は、いかなる事をつとむべき、

唯身にもてる誠心を、わが大君につくすまで。

軍人の精神は此の一誠に盡く。誠心の存する所天地神明亦之をみそなはさん。

大君に仕へまつる心は即ち國家に報ゆる所以なり。國家を受するの心は自ら忠君の至誠に歸結す。此の心ありて國民は益々強健、國家の基礎は愈々堅實なり。

我が軍備を観るに、其の兵員に於て其の武器に於て、必ずしも世界列強を凌駕するに足らざれども、其の武士道的精神と愛國心に燃えたる志氣とは煌々として日月の如し。

將來益々國民の志氣を鼓舞し愛國の精神を鍛練し、富國強兵の實を擧げざるべからず。而して此大責任を有するものは唯ぞや(土屋氏、公民教科書)

第五課 軍隊生活

(教授時間數凡一時間)

要旨

軍隊生活の必要と其の精神を知らしめ營内生活の状態を理解せしむ。

解説

一、入營

自己の體格の甲種合格なるは既に男子としての名譽なり。加ふるに當籤の結果軍隊教育を受け得るは、青年否日本國民としての本懐といふべし。兵役に服するは實に日本國民が憲法に據りて確保せられたる重大なる義務にして、健全なる男子の權利なればなり。

愈々入營期に近づけば青年團の主権にかゝる簡素にして熱情籠れる送別會にも臨み、親戚知友より祝福せられ、これ等の人々及び市町村の有志に歡送せられて出發し、父母親族の健康と市町村民の無事を祈りつゝ、天も震ひ地も搖ぐばかりの萬歳の聲と共に郷土を離れ、指定の地に赴き、所屬部隊の營門前に到れば壯烈の感慨胸に迫りて一大決心の胸奥に閃くを認むべし。花は櫻木人は武士、昔も今も家内の榮譽之より大なるはなかるべし。

二、軍隊の組織

兵營に於ては常に嚴肅にして規律ある生活をなせども、又上下の温情相融化して和樂自ら溢るゝを見る。營内の組織は實に家族的にして、中隊は恰も一家の如く、中隊長は其の一家の父母にして、班長は實に乳母の慈しみあり、二年兵は兄

の如く新兵を補導し、上下互に敬愛親睦す。而して其の在營生活は、日を経るに従ひ益々興味深きものなるを感ずるに至るべし。我が國の軍隊は通常次の如く組織せらる。

一箇師團—二箇旅團

一箇旅團—二箇聯隊

一箇聯隊—三箇大隊

一箇大隊—四箇中隊

一箇中隊—三箇小隊

小隊—分隊

三、兵營生活 一日の行事

- (1) 起床、勇ましき喇叭の音と共に起き出で、寢臺の前に整列す。
- (2) 點呼、班長及び週番士官の點檢を受く。
- (3) 洗面、所定の場所にて洗面をなす。
- (4) 朝食、
- (5) 練兵、各個教練より漸次小隊中隊の教練に入る。動作確實にして活潑

發敏捷なるを良しとす。

- (6) 入浴、歸營後入浴して滿身の流汗を洗ふ時、實に無量の快感あり。
- (7) 夕食、
- (8) 武器及所持品の整理、整頓、保存、修理、手入、其他。
- (9) 點呼。
- (10) 就床、一日の勤務を終へて寢臺に身を横へ、やがて故山の夢を結ぶ。

四、軍人精神と軍紀

軍隊生活中最も大切なるは實に軍人精神と軍紀なり。これが訓練を積みてこそ始めて歸郷の後村民の模範となり青年の指導者となり得るなれ。

軍人精神は各自の體驗によるものなれども之を略説せば軍人に下し給へる勅諭の精神を體得し、誠心誠意を以て君國のためには身を犠牲となし、禮節信義を重んじ、浮華柔懦を慎み、上官の命令に對しては水火も厭はず、義の爲めには進んで服する性格を得るを言ふ。軍隊生活より得たる此の精神的訓化は實に一生の至寶なり。

軍人に下し給へる勅諭

- 一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし
- 一、軍人は禮義を正しくすべし
- 一、軍人は武勇を尙ぶべし
- 一、軍人は信義を重んずべし
- 一、軍人は質素を旨とすべし

五、身體の鍛練

ナポレオン一世は、イエナの戦に勝利を得たる後、朕が勝利は兵器によりて得たるよりも、朕が兵卒の脚力により得たる所のもの多し云々と。是れ實に行軍力の偉大なる効果を稱したるものと云ふべし。

軍人として強健なる體力を要するは、雷に行軍のみならず、人煙稀少の地に行動し、時として風雨にさらされ、飢餓に陥れる際などは、唯自己の體力に依頼して困苦缺乏と闘はざるべからず。軍隊に於て困苦缺乏に堪ふる體力及び氣力を養成する所以實に茲に存す。

これによりてこれを見れば、軍人は平時行軍、體操、教練等によりて體力を練磨せざるべからず。且國民皆兵の今日に在りては、全國の壯丁は其の入隊せざる者と除隊後の者とを問はず、常に體力を練磨し、一朝有事の際、國家の急に應じて活動し得る素地を養はざるべからず。然れどもこの體力は一朝一夕にして得らるゝものにあらず。されば我等は常に健康に注意し、堅き決心を以て體力の養成に努めざるべからず。

六、除 隊

除隊後の覺悟。軍隊生活によりて得たる修養を以て身を持し、常に郷黨の師表たると同時に、之が指導誘掖の任に當り、献身的に健全なる社會の發展を圖り、國家をして富嶽の安きに置くことに努めざるべからず。

第六課 在郷軍人會

(教授時數凡一時間)

要 旨

在郷軍人會設立の趣旨を知らしめ、其の發達を圖るは國家に對する重大なる義務なることを感得せしむ。

解説

一、在郷軍人

軍隊生活に在りたる地方の青年は、期満ちて除隊し、郷土に歸へれば各その職業に従事す。郷に在りて質實なる青年は軍隊に入りては忠良なる軍人となり、軍隊に於て忠良なる軍人は故郷に歸りて必ず善良なる公民となるべし。かくの如く現役を終れる軍人はすべて之を在郷軍人といふ。

二、在郷軍人会

(1) 設立の趣旨 帝國在郷軍人会は在郷軍人をして地方良民の模範たらしむると同時に平素よく軍隊教育の効果を保持せしめ、軍人精神の鍛練と軍事智識の増進を圖り、併せて各自の親睦を醇うし、相互慰藉救助すると共に地方良民の儀表となり、良兵・良民の實を擧げんとするものなり。

(2) 設立並狀況 帝國在郷軍人会は明治四十三年十一月三日天長の住節に發會式を擧げ、今上天皇陛下には大正三年十一月三日左の優渥なる勅語並内帑金拾萬圓を下賜せられたり。

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ詢ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在ツテハ忠良ナル臣民トナリ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城トナリ以テ其ノ本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

本會は陸軍大臣及海軍大臣の監督を受け、本部を東京に、支部を聯隊區司令部（臺灣は守備隊司令部、朝鮮は憲兵隊滿州は獨立守備大隊本部、北支那は北支那駐屯軍司令部、但し北支那支部は北京及天津の分會を管轄す）所在地に置き、各市町村毎に分會を設け、目下九十九の支部と約一萬三千の分會とを有しその組織鞏固なり。

尙同會は機關雜誌として「戰友」及び「我が家」を發行す。役員には總裁、會老、會長、副會長、理事、監事及評議員等あり。會員には正會員、名譽會員、及特別會員の三種あり。

第七課 農會

（教授時數凡一時間）

要旨

農會設立の趣旨種類及び活動の状況を知らしめ農事改良の方法を會得せしむると共に共同の必要を感得せしむ。

解説

一、農會設立の趣旨

農會は農事の改良發達を圖り、官民共同して國產の増殖を期せんがために設けられたる機關なり。

二、農會の種類

- (1) 市町村農會。市町村内に於て國及公共團體を除くの外、耕地牧場又は原野を所有する者及農業を營む者を以て組織す。
- (2) 郡農會。區域内の町村農會を以て組織す。
- (3) 北海道農會府縣農會。區域内の郡市農會を以て組織す。
- (4) 帝國農會。北海道農會及府縣農會を以て組織す。

三、農事試験場

農會は農事の改良發達を圖るを目的とすれども、農事の改良は學術の應用に待つもの甚だ多し。故に其の改良を促すには、農業に關する周密なる研究をなし、

其の結果を應用普及せしむること最も緊要なり。而して之が研究の機關を農事試験場となす。農事試験場は多くは府縣立なりと雖も市立並郡立に係るものも尠からず。

農事試験場の事業は次の如し。

- (1) 農産物の改良増殖に關し各種の試験を行ふこと。
- (2) 農事に關する模範を示すこと。
- (3) 農事に關する調査、設計及督勵を爲すこと。
- (4) 農事に關する講話、講習、傳習及質問應答を爲すこと。
- (5) 試験成績の普及を圖ること。
- (6) 農用器具器械の貸與又は配付を爲すこと。
- (7) 種苗種禽種畜種蠶種農産物見本等の配布又は種畜の種付を爲すこと。
- (8) 土壤種苗肥料農用器具器械及び農産物の鑑定又は分析を爲すこと。

四、農會と農事試験場

農事試験場と農會との關係は、例へば農界を戰場とすれば試験場は參謀官にして、農會は其の實戰隊なるが如し。故に農會に於ては試験場の調査研究を應用

して農作物の増收を計らざるべからず。戰略如何に巧妙なりと雖も、實戰に立つ將校兵士にして怯懦ならんか最後の勝利を制すること至難なるべし。又如何に勇猛なる將卒を有すと雖も、戰略其の宜しきを得ざれば勝算なかるべきこと亦言を俟たず。農界亦然り、如何に農事試驗場或は農事講習所が完全なる研究をなすとも、實際の農業家にして之を實地活用する所なくんば調査も水泡に歸するならん。又如何に熱心に學理を應用せんとする農業家ありとも、農事試驗場の調査研究にして完備せざれば、地方農家の信頼を得ること難く、延て農事の改良を圖ること至難なり。故に農會と試驗場とは互に相提携するを要す。

五、農會の活動

次に掲ぐる事項は殊に重要なを以て、農會は實際家と試驗場との間に立ちて能く之が獎勵誘導をなさざるべからず。

- (1) 米麥種子の鹽水撰。品種の改良。
- (2) 麥奴の豫防。
- (3) 短冊形共同苗代。
- (4) 通苗代の廢止。
- (5) 稲苗の正條植。
- (6) 重要作物・果樹蠶種等良種の繁殖。
- (7) 良種牧草の栽培。
- (8) 夏秋蠶用桑園の特設。
- (9) 堆肥の改善。
- (10) 牛馬耕の實施。
- (11) 改良農具の普及。
- (12) 家禽の飼養。
- (13) 産業組合の設立。

(14) 耕地整理の施行。

第八課 耕地整理

(教授時數凡一時間)

要旨

耕地整理の意義・利益方法並成績に就きてその大要を知らしめ、土壤改良の必要と方法とを會得せしむ。

解説

一、耕地整理の意義

耕地整理とは土地の農業上の利益を増進する目的を以て、土地の交換・分合・開墾・地目變換其の他區劃形狀の變更若くは湖海の埋立・干拓・道路・堤塘・畦畔溝渠・溜池等の變更廢置又は之に伴ふ灌漑排水に關する設備若くは工事を行ふをいふ。本邦耕地の區劃は概して形狀不正且狹隘に失するのみならず、通路・水路等の配置悪しく、同一所有者に屬するものも處々に散在せるがため、農耕上の不便少からず。されば適當に之を整理するは農事改良上最も重要なことなり。

二、耕地整理の利益

- (1) 畦畔、通路等を改廢して耕地の面積を増加す。
- (2) 區劃廣大に、且形狀齊正となるが故に、牛馬耕を行ふに便にして、大に耕作上の勞費を節減す。
- (3) 灌溉排水の便を増し、随つて濕田を變じて二毛作田となすを得。
- (4) 通路及水路の距離を短縮するを以て、運搬を便にし、水量を減じ、且其の修理費を節減す。
- (5) 耕地を分合し、各人の所有地を一所に集むるを以て、病虫害の防除を初めとし、總て管理經營上に便多し。

三、耕地整理の方法及成績

耕地を整理するに當りては、通路、水路の配置等に注意すると共に、一區劃の面積及形狀等につきて十分の攻究を怠るべからず。

耕地一區劃の面積は大抵二段歩乃至三段歩を以て適當とし、其の形狀は一般に長方形を以て良しとす。而して可成其の長邊を南北に向はしむべし、傾斜地にありては短邊を傾斜の方向と一致せしむるを要す。歐米諸國にては夙に此の事業に着手し、既に全く整理を終りたるものあり。我が國に於ても現今之が計

劃中に屬するもの多く、中には既に整理を終りて良好の成績を擧げたるもの尠からず。されば政府は曩に耕地整理法を發布して其の區域内の土地所有者三分の二以上の同意を得、其の同意者の所有する土地の面積及地價も亦各々三分の二以上たる時は之を行ひ得ることを規定し、又國庫金を支出して整理費を補助し、整理に伴ふ土地、建物の登録税を免除する等種々の特典を與へたり。農業者は宜しく一致協力して之が普及を圖るべきなり。

第九課 産業組合

(教授時數凡一時間)

要旨

産業組合に關する知識の一斑を授け、産業並に經濟上の發達には經營者共同の必要なるを會得せしむ。

解説

一、産業組合の意義

産業組合とは中産以下の人が自助心を基礎とする精神上の團結に依り、共存共榮主義を以つて資金及び物質上の共同事業を行ひ以つて各自の生活狀態を改

善し、延いて一寸一國の産業並に經濟の發達を圖る文明的制度なり。

二、産業組合の沿革と現況

我が國に於ては徳川時代より頼母子講無盡講報徳社等救済互助の意味に於て組合をつくり、相當の効果を收め來れり。是れ産業組合の前身なり然れども現行の産業組合法は明治二十四年故品川子爵並平田子爵が獨逸國の實績に鑑みて主唱したるものにして、同三十二年帝國議會を通過し同三十三年三月七日公布、同年九月一日より施行せられたるものなり。

三、産業組合の種類並目的

- (イ) 信用組合。組合員の産業に必要な資金を貸付し、及貯金の便宜を與ふ。
- (ロ) 販賣組合。組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却す。
- (ハ) 購買組合。産業又は生計に必要な物を購買して之に加工し又は加工せずして之を組合員に賣却す。
- (ニ) 生産組合。組合員の生産したる物に加工し又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむ。

産業組合は其の目的上より右の四種類に分ち、又組織上より無限責任組合有限

責任組合及保證責任組合の三種となす。

- (イ) 無限責任組合、組合が負債を有し組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合には全組合員が連帶無限の責任を負ふ。
 - (ロ) 有限責任組合、全組合員が其の出資額を限度として責任を負担するに留まる。
 - (ハ) 保證責任組合、全組合員が其の出資額の外一定の金額を限度として責任を負ふ。
- 産業組合が良成績を擧ぐるを得ば、獨り組合員各自の財産の増殖を見るのみならず、自然に知識は開發し、道徳は進歩し、互助、自助の精神益々涵養せられ、勤儉力行隣保團結の美風養はるるを以て、其の市町村の自治圓滿に行はれ、社會の秩序整頓せらるゝに至るべし。されば産業組合の目的は人々の衣食足りて禮節具り、中小資産者と大資産者との調和を助け、國家の中堅を培ひ、その富強を實現せんとするにあり。

四、産業組合の要素

産業組合は組合員の産業又は經濟の發達を圖り其の利益を増進するため施設せるものなるが故に(イ)組合員。(ロ)資金。(ハ)機關。(ニ)定款。の要素を有せざるべからず。

五、産業組合の經營

(イ) 信用組合

四六

貸付。組合は豫め組合員の信用程度を調査し、貸付最高限度内に於て返済時期の長短適否を考慮し、定期・年賦・當座等適當なる貸付をなすべし。而して組合は對人信用なれども、場合によりては擔保をとり、或は保證人を附せしむるを可とすることあり。利率は附近金融業者より低きを普通とす。

貯金。信用組合の貯金は其の組合員間に於て利用せられ、貯金したる者も之を借り受けたる者も、共に利益を得、一舉兩得の妙味を有す。貯金は組合の主なる資金となるが故に、貯金の集收其の宜しきを得ると否とは組合事業の成績に大なる關係を有す。而して組合員の外、組合員と同一の家にある者、公共團體又は營利を目的とせざる法人若くは團體の貯金を取扱ふことを得べし。預入期間の長短に依り、當座貯金、定期貯金、據置貯金等に區別すれども、場合によりては各種の名稱を附して取扱ふことを得べし。

(ロ) 販賣組合

各自勝手に販賣することの不利益と、地方商人に利益を壟斷せらるゝことを防ぐ爲め、組合員の生産物を組合に集め、之に加工し又は加工せずして販賣し、

以て各自の利益を増加せんとするに在り。而して生産物の受入方法に、買取主義と受託主義とあり、受託主義の場合は受託品に對し、代金の内渡をなすを通例とす。販賣方法には特約販賣、隨意販賣、入札販賣等の方法あり。又品物に加工する場合は之に對する設備を有し、加工に依りて品質を統一し、運搬を便にし、貯藏に堪へしめ、價格を増し、且之が結果として副産物を得るの利益あり。

(ハ) 講買組合

産業並に生計に必要な物品を講入して之に加工し、又は加工せずして之を組合員に賣却するに在り。購入方法に見込買入と註文買入との別あり。又分配價格を定むるに市價主義、實價主義、折衷主義等あり。物品の分配方法に組合が配達する場合と、組合に店舗を設くる場合と、特約店を設けて之に依頼する場合とあり。代金の取立方法には現金賣と掛賣との別あれども、日用・生活品等の消費物は必ず現金賣になすこと肝要なり。

(ニ) 生産組合

組合員の生産したる物に加工し、又は組合員をして産業に必要なる物を使用

せしむるに在り。加工法には混合加工と區分加工との別あり。物を使用せしむるとは、産業に必要な機械器具土地建物等を組合員に利用せしめ、其の事業の便宜を圖るにありて單獨利用と共同利用との別あり。

六、産業組合と一般會社の差違

- (1) 會社は資本の合同にして利益の配當を主とす。産業組合は人の集合體にして利益の配當を主とすべきものにあらす。
- (2) 會社は一般公衆に對し營利を目的とし、産業組合は組合員其のものゝ爲めに圖る。
- (3) 會社は質本の合同なるか故に、事業上の目的に對し一定の資本額を要件とし、産業組合は資本金一定せず。
- (4) 會社は社員の權利義務の讓渡は自由なれども、産業組合に在りては組合の承諾を要す。
- (5) 會社に於ける議決權は其の出資高に應ずれども、産業組合は平等なり。
- (6) 會社の營業區域は制限なきも、産業組合は區域を限定す。
- (7) 會社は對物信用なるも、産業組合は對人信用を基礎とす。

- (8) 會社は營業稅所得稅其の他の賦課を受くるも、産業組合は公益法人の待遇をうけ、營業稅所得稅等を免せらる。

第十課 會社

(教授時數凡二時間)

要旨

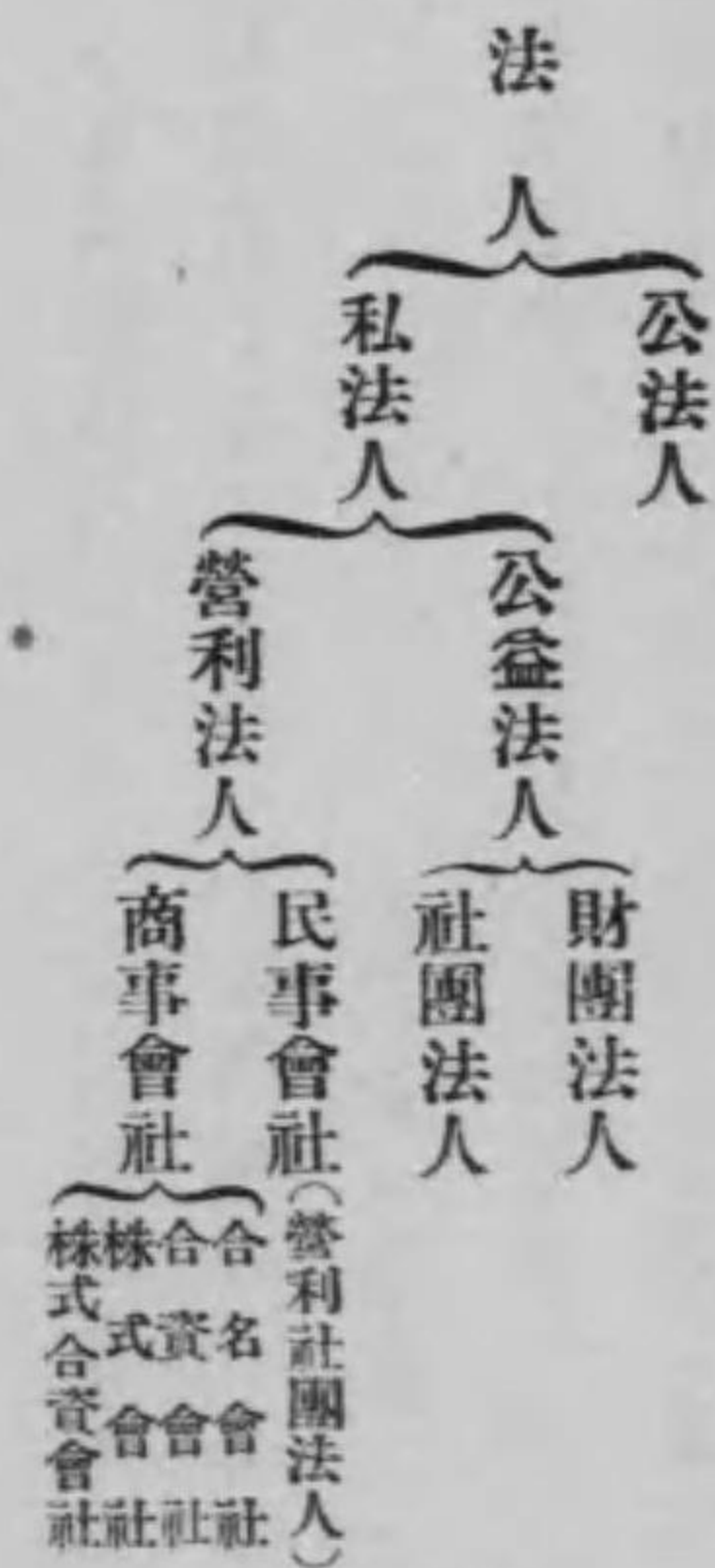
商事會社の種類組織及各會社の組織並に事業の大要を理解せしむる法制經濟的の涵養を圖る。

解説

一、法人

法人とは自然人にあらずして法律上人格を有するものをいふ。即ち自然人の如き肉體を具有せずして權利義務の主體たることを得る能力を有するものなり。

法人は法律の認むる目的の範圍内に於てのみ權利を有し義務を負ふ。



外國法人 本來外國に於て法律上人格を有するもの我國内に於て之を認むるは

公法人 國々の行政區劃商事會社其他法律條約に認許せられたるもの。

私法人 農會の如きもの。

公益法人 祭祀・宗教・慈善・學術・技藝其他公益に關し、營利を目的とせざるもの。

營利法人 經濟上の利益を營むことを目的とするもの。

財團法人 一定の目的の爲に供せられたる財産全體を基礎とするもの。

社團法人 公共の事業を營むるを以て集れる多數人の團體より成るもの。

民事會社 商事に非る營利的事業(農業・林業・鑛業・漁業等)を目的とするもの。

商事會社 商行爲を爲すを業とする目的を以て設立したる社團法人。

法人の機關。(民法の規定)

(イ) 理事 内部にあつては一切の業務を處理し、外部に對しては諸般の法律關係につき法人を代表す。

(ロ) 監事 法人の財産の狀況及理事の業務執行の狀況を監査す。

(ハ) 總會 社團法人の意志を決定し、理事を指揮監督し、諸般の業務を統轄す。

(ニ) 清算人 法人解散の場合に殘務を處理す。

二、商事會社の種類

(1) 合名會社

二人以上の無限責任社員を以て組織す。無限責任社員とは、會社に屬する財産を以て會社の債務を完済し得ざるとき、自己の全財産を以て其の辨済の責に任ずる社員を云ふ。此の會社は無限責任なるが故に信用最も厚く組織鞏固にして、社員互に業務に熱心勉勵する長所あれど、相互に信用せる少數合同なるため、資金少額にして、成立擴張困難なるを免れず。

(2) 合資會社

無限責任社員と有限責任社員とを以て組織す。有限責任社員とは、自己の出

資額を限度として會社の債務を辨濟するの責に任する社員をいふ。無限責任社員は業務に熱心にして、有限責任社員は損失に制限あるを以て出資し易し、故に成立擴張共に容易なり。然れども合名會社に比して組織鞏固ならず、且信用の程度低し。

(3) 株式會社

七人以上の株主を以て組織す。會社の資本を數多の株式に分つ。之を引受け又は譲受けたる者を株主といふ。株主の責任は有限にして、其の有する株式の金額を限度とす。此の會社は資本の蒐集増加容易なるが故に大資本をつくり、大事業をなすに適す。又其の株は他人に譲渡し得るを以て其の事業永續す。然れども業務敏活を缺き、營業も前二者に比し熱心誠實を缺くことあり。

(4) 株式合資會社

無限責任社員と株主とを以て組織するものをいふ。此の會社は合資會社と株式會社との長所を併有し大資本の企業に適す。然れども組織複雑にして且株主は重役となり得ざるの短所あり。

三、商事會社の管理機關

(1) 株式會社

(イ) 取締役 會社の業務執行及代表の機關なり、三人以上たることを要し、株主總會に於て株主中より選任し、任期は三年を超ゆることを得ず。但し再選重任を妨げず、業務執行は取締役の過半数を以て決するを原則とす、但し定款を以て別段の規定を爲し、取締役を社長、専務取締役、常務取締役等に分ちて業務の分掌を爲さしむることを妨げず。

(ロ) 監査役 株主總會に於て株主中より之を選任し、任期は二年を超ゆることを得ず。但し再選を妨げず、營業及會計を監督調査するものとす。

(ハ) 株主總會 會社の意思決定機關として、定期並に臨時に株主總會を開き、取締役・監査役を選任し、業務の報告、其他重要事項の決議をなす。

(2) 株式合資會社

(イ) 監査役 株主總會に於て之を選任又は解任す、業務の監督機關たり。
(ロ) 無限責任社員 會社を代表すべき無限責任社員は株式會社の取締役と同じく業務の執行機關たり。

(ハ) 株主總會 株主の意志を決定するの機關たり。

第十一課 銀行

(教授時數凡一時間)

要旨

銀行の發達業務及種類等を知らしめ、經濟的思想を養成す。

解説

一、銀行の發達

經濟の狀況進歩するに従ひ、一方に於ては貨幣を貸與せんとするもの、他方に於ては之を借用せんとするもの増加し來り、兩者直接に信用取引を行ふに至るものなれども、多くの場合に於ては、何人が貸與せんとし、何人が借用せんとするや互に相知るの機會なく、且貸主が借主の支拂能力を鑑別することも容易にあらず。貸與又は借用せんとする貨幣の數量辨濟の時期及利率に關し、兩者の意志が全然相一致するが如きは頗る困難なり。

こゝに於て需要者と供給者との間に介在して需要供給を調和する爲に、銀行なるものの必要あり。銀行は實に信用取引を媒介する營業を爲す機關中最良

のものなりといふべし。而して銀行自らは餘剰ある人より資金を預り、之を不足なる人に貸與し以て資金の融通を助け、預金と貸金との間に於ける利子の差額を利益とするものなり。

二、銀行の業務

(1) 銀行券の發行 今日兌換銀行券の發行は日本銀行の獨占到に屬す、銀行は銀行券の所持人に對し債務を負ふ。

(2) 預金 銀行が其の信用に依りて、公衆より金員を預り入るゝをいふ。

預金には (イ) 當座預金(預金者の請求次第何) (ロ) 定期預金(豫め拂戻期限を定めたるも) (ハ) 通知預金(預金者より通知する時は其の日より)の三種あり。

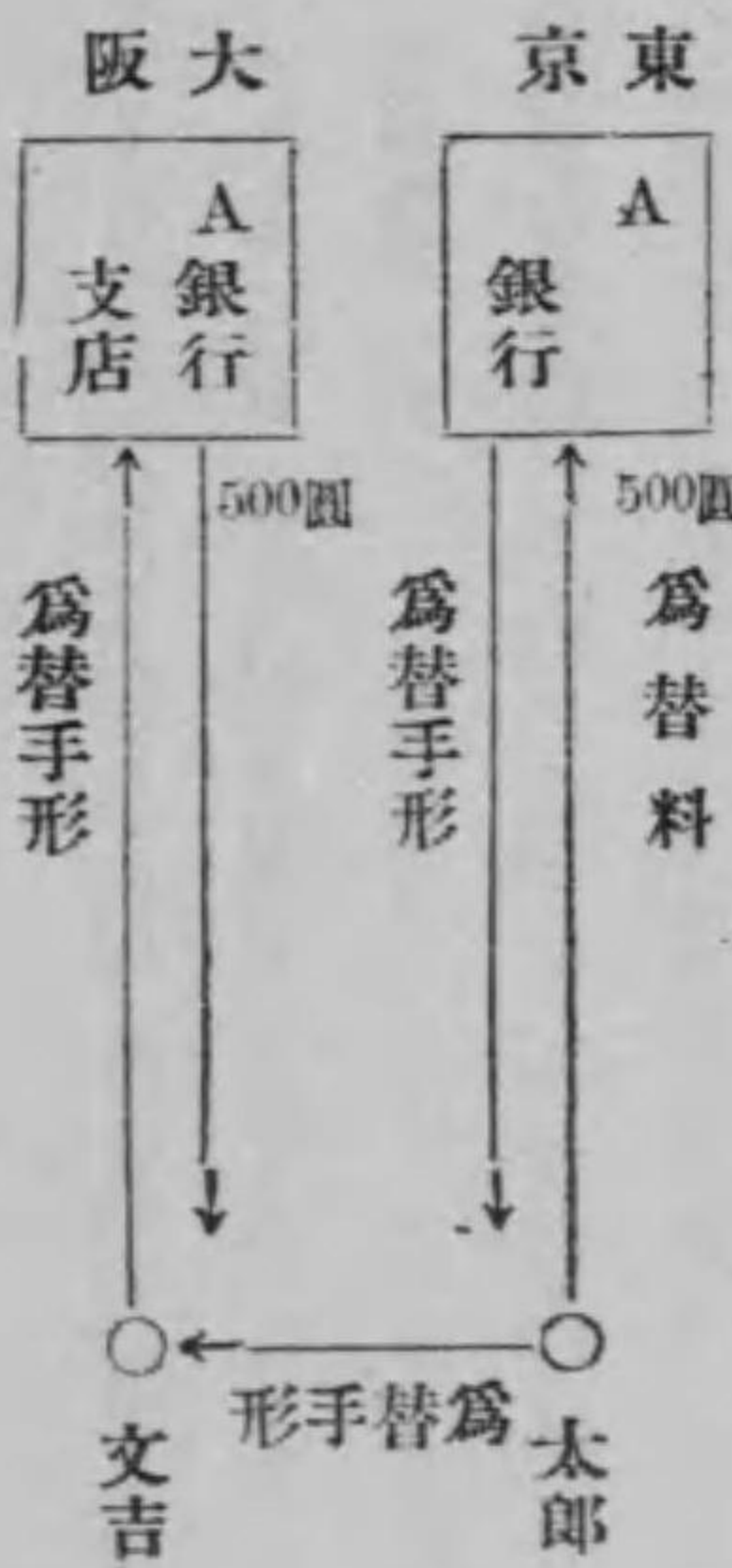
預金の目的 (イ) 手許金を自ら保管する時は、盜難火災等の憂あるのみならず、授受の際多少の手數を免れざるを以て之を銀行に預入れ、銀行をして己に代りて支拂を爲さしめんとするもの。(ロ) 自己の業務の狀況、世上一般の景氣等に依り、一時運用なき資金を預入るもの。(ハ) 資金の金額少にして單獨に使用する方法に乏しきもの、又は其の金額は甚だ少なからざるも、所有者自ら生産的に使用し能はざるを以て預入るゝもの。

(3) 貸付 資金の必要あるものに對し、相當の利子を定めて融通するをいふ。
 貸付の種類 (イ)普通貸付(對物信用)。(ロ)信用貸付(對人信用)。(ハ)保證貸付(保證人を立)等なり。

(4) 手形割引 爲替手形又は約束手形の支拂期日前に於て、其の満期日までの相當利子を手形面の金額より引き去りて、其の所有者より買ひ受け、自ら其の手形金額を支拂者より受取るものにして、即ち割引は利子を前取せる一種の金員貸付法なり。

(5) 爲替 他人の所有する債權を買ひうけて、遠隔の地にある自己の債務の辨濟に當つる方法にして、通貨輸送の危険と勞費とを避くることを得。

爲替の種類 (イ)内國爲替と(ロ)外國爲替との別あり。



(太郎が文吉に五百圓を送らんとせる場合の例)

(6) 債券の發行 資金吸收の一策として債券を發行するものあり、日本勸業銀行は債券發行に就き特典を有す。

三、銀行の種類

- (1) 普通銀行 預金貸付手形割引爲替等銀行に普通なる業務を営み専ら商取引の機關となるものなり。故に商業銀行ともいふ。
- (2) 貯蓄銀行 金額の多少を問はず公衆の爲に預金を營むを目的とし、複利の方法にて資金の増殖を圖る。其の取締役は連帶無限責任を有す。
- (3) 特殊銀行 特別の目的を以て設立せられたる銀行にして、業務に對し一定の特典と一定の制限とを受くるものをいふ。
- (イ) 日本勸業銀行 農工銀行の親銀行となり、農工業特に農業の改良發達を圖るが爲に、勸業債券(割増付)を發行す。貸付の抵當は主として不動産なり。
- (ロ) 農工銀行 各府縣にありて其の目的略日本勸業銀行に同じ。唯地方的の小規模なる需要に應ずるを主眼とす。農工債券を發行することを得。
- 貸付の抵當は主として不動産なり。
- (ハ) 日本興業銀行 諸般の工業に資金を供給して、之を發達せしむるを目的

とす、興業債券を發行することを得。貸付は専ら株券其の他の證券を抵當とす。

(ニ) 横濱正金銀行 主として外國爲替を營み外國貿易の便利を計るを目的とし、又此の目的の爲に内外貨幣の兩替をも營む。

(ホ) 北海道拓殖銀行 北海道に於ける拓殖事業の爲め金融を疏通するを目的とす、債券發行の特權を有す。

(4) 中央銀行 兌換券發行の特權を有し、國庫金を取扱ふ。而して國內の重なる普通銀行及特殊銀行の上に立ち、金融界の實權を掌握し、全國經濟界の整調を圖るを任務とす。日本銀行即ち是なり。

(附) 手形交換所

手形交換所は銀行と同じく信用機關の一種なり。特約ある數多の銀行が一定の場所に會合して其の收受したる手形・小切手等を交換し、それより生じたる債權債務を相殺するを目的とする機關なり。

前編第二

第一課 社會

(教授時數凡一時間)

要旨

社會組織の大要並に人生の目的を明にすると共に社會と個人との關係を理解せしめ、社會奉仕の實を擧ぐることに努めしむ。

解説

一、共同生活

(1) 社會と個人。人類は離群索居の生活をなすものにあらずして必ず社會的共同生活を營むものなり。社會とは人類が其の維持發達を期せんが爲に結合せる團體にして個人が其の社會より享くる所の恩惠たるや實に廣大にして殆ど測り知ること能はざるべし。我等は如何にして有意義なる共同生活に處すべきかは説明を要せずして明なり。

人は社會の内に生れ、常に社會によりて生存し、又社會によりて生活を幸福ならむることを得るものなり。其の衣、其の居、其の食、悉く相互供給の結果に出でざるは、なく、言語、學問、技藝等も總て社會の所有にして、我等は之によりて無限の幸福を享くものなり。

(2) 報恩生活。社會より享くる所の恩惠は、斯くの如く廣大なるが故に、我等は必ずや其の恩に報ゆる所なかるべからず。而して之に報ゆるの道は、社會の一員としてその發展、進歩、安寧、幸福の爲に、専ら献身的奉仕を致すに在りと言ふべし。我が骨肉縁者の相親しむべきを知りて、一般公衆の親しむべきを知らざるが如き、我が家の愛すべきを知りて、我が市町村、我が府縣郡、我が國の愛すべきを知らざるが如きは、總て社會の恩惠を感じて之に報ゆる所以の道に非らざるなり。而して吾人が社會に處し、社會の人々と相交はるには、信義、親切、正義、仁愛を以て行爲の大經となさざるべからず。

(3) 協同一致と人格の獨立。然れども協同一致とは、自己に何等確立せる主義もなく、定見もなく、濫に他人に依頼し、又徒に附和雷同する義に非ず。獨立せる人格は、貧富貴賤の別なし。自ら自重すると共に、他人の人格を尊重せざるべからず。

かくして互に相補助し、相協力するを眞の協同一致とは言ふなり。眞の公共心は獨立せる人格にして始めて之を有するを得べく、眞の協同の利益は獨立の人格を有する人にして始めて之を享くるを得るものなり。一身の獨立をだに爲し得ざるものいかでか公共のために盡すを得んや。

(4) 個性發揮と社會的道義。吾人は社會の内に生れ、物質上精神上總て社會の供給を得て始めて其の生存を完うするを得るものなり。故に我等の性格は自己の個性を有すると共に社會の通性を具ふ。然れば我等は一面自己の個性を發揮すると同時に他面社會の通性に同化し、共通の道を踐まざるべからず。前者は所謂個性發揮にして、後者は之を社會的道義といふ。此の兩者は個人の進歩社會の發展に密接なる關係を有するものにして、兩者其の一に偏すべからず。前者に偏すれば個人本位となりて社會の協同一致を破り、後者に偏すれば社會の慣習に盲從して因循固陋となり社會の發展進歩得て望むべからず。されば吾人はその通性に同化し社會的道義に基きて行動すると共に個性の發揮を怠るべからず。

二、人生の目的

(1) 人生の目的は我が國家社會の爲に貢献するに在り。人生の目的如何に就ては古今の賢哲その説く所甚だ雜多なりと雖も、總てその所屬の團體の爲に盡すといふ點に於て自ら歸一する所あるが如し。之を快樂説に見るも、其の進歩したるものは社會一般の利益を維持増進すること即ち人生の目的なりと説き、之を自我實現説に見るも、自我は社會の中に於てのみ實現せらるべきものにして社會を離れて自我の實現得て望むべからずと説く。倫理説の中個人の幸福満足をも以て人生の目的なりと説く所のもの固よりなきにあらずと雖、是等は所謂個人概念中に既に社會を含蓄せしむるものなり。個人を離れて社會の成立せざると同じく社會を離れたる個人も亦存在の主義を有せず即ち人生の目的は社會と我と同一體なりとの觀念のもとに社會の繁榮と幸福とを圖らんとする努力なりと考ふべきなり。

(2) 國家社會は生活の手段にあらず。或は言ふ、我等は社會の爲に盡さざるべからず。然れども、それは畢竟利己心を満足せしめん爲の手段たるに過ぎずと。されどそれは明なる謬見なり。社會は決して個人の手段にあらざるは猶ほ個人は社會の手段にあらざるが如し。個人は時として社會の手段なるが如き

觀あることなきにあらず。例へば國家の爲に戦死するが如き場合是なり。然れどもこは單に個人が國家の手段となれるものにあらず。國家を擁護するは國民の本分なり。其の本分を完うするは是れ國家の爲めに盡すと同時に自己の人格を完成するものなり。何ぞ之を單に國家の手段なりと解するを得んや。されば我等は國家の繁榮幸福を以て其の理想となさざるべからず。國各々其の體を異にし、國民の其の國に盡す所以の道も亦相同じからず。我等は我が國體と我が國民道德の眞義を理解して國民たるの本分を完うし以て我が帝國の隆昌を圖るべきなり。

(3) 國民道德と人道とは相反するものにあらず。人道とは一般人類に共通の道義をいふ。今日世界に國を立つるもの總てこの人道に従はざるはなし。而して其の人道は抽象的のものにして之が實行は必ずや何れかの人類若くは國民に頼らざるべからず。即ち人道はその國、その國民によつて一種の特色を附せられ爰に國民道德として實現せらるるものなり。されば人道は決して國家を無視するものにあらず。我等は一片耿々の誠と敬とを以て國民道德の興隆を期し、國家の發展を圖ると共に文化に貢献せざるべからず、我が國

民の理想にして人生の目的實に此に存すといふべし。

第二課 自治制度の沿革

(教授時數凡二時間)

要旨

我が國に於ける自治制度の由來を明にす。

解説

一、市町村の性質

人は社會的に結合して以て其の生存を完うす。一人の力にて及ばざることも協同團結の力によりてよく爲し得べきものなれば、それぞれ自治團體を組織し以て教育・勸業・土木・衛生・交通等諸般の事務を處理し一般の幸福利便を圖ることにつとむるものなり。されば我等は自治制の由來本旨を理解し其の屬する市町村に對して忠實に義務を果さざるべからず。

二、徳川時代の自治制

我が國に於ては上古より氏族制度發達し、孝徳天皇の御代既に里長なるものあり、而して鎌倉時代に於ける莊園の制は實に自治制度の淵源にして徳川時代に

至りて著しき發達を見たり。

徳川時代の地方制度は分ちて町行政及郡行政の二となす。町には町奉行を置き其の下に町人より選ばれたる町年寄・名主・地主等の役柄あり、而して町内のことは細大となく地主の處理する所に委ねたり。郡には郡奉行(郡代又は代官)を置き其の下に百姓より選ばれたる莊屋(又名主)(莊屋には公選によるもの、外世襲のもの及び年番交代のものあり)組頭(百姓代と稱する所謂村方三役あり、而して村内一切の行政は莊屋をして之に當らしむ。茲に特に擧ぐべきは、當時町村民政の基礎たりし五人組の制なり。こは隣保相接する五戸を以て一團となし、其の中より一家を擧げて其の長となし之を組頭又は班頭といへり。組頭は組合内一切の事を處理し又組合各戸は互に相依り相助けて其の利害休戚を共にせり。而して其の組合法には勸業・租稅・驛傳・吏員・警察・宗教・道德・民事・刑事・訴訟等に關することを規定し各自よく之を遵奉せり。斯くして五人組制度は著しき發達をなし我が國幕政時代に於ける自治の精華たりき。

三、現代の自治制

明治初年に及びて徳川三百年の封建制度一變して王政復古し明治天皇大政を

親らし給ふや先づ五箇條の御誓文を宣し給ひ其の第一條に「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はせられ國政の大綱を明示し給へり。後明治十四年十月に至り明治二十三年を期して國會を開會すべき旨の大詔煥發せられ、同十二年遂に憲法の發布を見るに至れり。

地方自治の制度は立憲の制と相伴ひて國家の基礎を鞏固にする所以なるを以て憲法の實施に先ちて地方自治の發達を圖れり。即ち明治四年廢藩置縣後市町村を大區小區に分ち大區に區長、小區に戸長を置き、明治十一年始めて郡區町村編成法及府縣會規則を發布し、次で同十三年四月區町村會法を制定し、同十七年之が改正をなせり、憲法の制定進捗して其の發布近づくに及び地方自治の制度をも更に完全ならしめ、以て市町村永遠の基礎を確立するを急務なりとし、當時山縣内務卿は率先して制度の調査に著手したり。即ち内閣雇獨逸人モツセ博士に囑して市制町村制の草案を起稿せしめ、更に地方制度編成委員を置き（委員長山縣有朋、委員青木外務次官、野村通信次官、芳川内務次官、モツセ氏）モツセ博士の草案を基礎として調査討究し、次いで之を元老院及内閣の議に附し、慎重審議の結果確定議を見るに至り御裁可を経たる後、明治二十一年法律第一號を以て市制町村制の公布を見るに

至れり。斯くして先に發布せられたる府縣制及郡制と併せ我が國に於ける地方自治體の三階級制度府縣郡市町村全く爰に完備せり。市制町村制は其の後實施の成績と地方の現狀に鑑み更に明治四十四年一大改正を加へられたり。これ即ち現行の市制町村制なり。而して現行法は大正十年四月法律第五十八號及同第五十九號を以て主として公民權及選舉に關する事項の改正を行ひ次の總選舉より施行せらるゝに至れり。

第三課 自治制度の本旨

（教授時數凡二時間）

要旨

自治制度の本旨を會得せしむると共に自治的生活の基礎を養ふ。

解説

一、自治制の本旨

(1) 市制町村制發布の上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市

及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シ
テ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 山縣有朋

- (2) 隣保團結の美風 我が國民は古來敦厚の氣風を有し隣保相扶け相依るの情愛に富めり。自治制は此の隣保團結の舊慣を存重して益々其の美風を發揮せしめ國民相互の幸福を増進せしめんがために設けられたるものなり。
- (3) 自治の意義 自治とは自己のことを自ら處理する義なれども、こは文字上の意義にして所謂自治制に於ける意義にあらず。即ち自治とは、地方公共團體が法令の範圍内に於て自ら選出したる機關により自己の費用を以て其の行政事務を自己の事務として處理するを言ふ。斯く自己の選出したる機關により自己の費用を以て其の團體の共同事務を處理するは是れ實に自治の根本義たり。されど國家の法令の範圍内に於て其の行政の一部を處理するものなれば、苟くも國政と矛盾するを許さず、常に調和統一を保たざるべからず。

す。随つて自治制は總て國家監督の下に立つべきものなること明なり。

- (4) 自治制度の設置 同一の府縣郡又は市町村に居住する人民は利害を同じうするを以て互に相結んで一團を爲しその團體の自決に依りて共同經營をなさしむるを利益とす。然れども之を放任すれば共同經營必ずしも適當に行はるゝを保せず。故に國家は是等の團體に人格(人格とは法により權利義務を認めて法人(自然人にあらずして權利義務の主體となるものをいふ)となし、一定の機關をつくらしめ、其の管内住民をして此の機關の決定に服従するの義務を負はしめ以て共同經營を完全に行はしむ。而して又國家は此の團體の機をして其の共同經營を行はしむると同時に、國家の行政事務をも行はしむるの便を生ず。是れ地方自治制の設ある所以なり。
- (5) 自治制の利益 (イ)人民をして共同事務に參與せしむる爲公共心の發達を促す (ロ)人民に政治上の知識を與ふ (ハ)各地方特殊の事情に適應する行政を行ふに便なり。 (ニ)自己と自治團體とは相接利害關係あるを以て熱心事に當り且經費を節約するの利あり (ホ)地方の租税を地方費に充つるため隣保團結の美風を涵養するを得。 (ヘ)中央政府變動の影響を蒙らず。

(6) 自治制と國民 地方自治の制は立憲政體と共に文明國の二大特長にして、自治制の圓滿に行はるゝと否とは其の團體の利害に關係するのみならず、延いて國家に及ぼす所亦大なり。されば國民たるものはよく自治制の本旨を會得し、隣保鄉黨相扶けて協同一致自ら地方公共の事に任じ誠心誠意其の團體の爲に力を致すの精神を保持し、以て其の團體の幸福を進むると共に國家の隆昌を期せざるべからず。

(参考資料)

地方自治團體。地方自治團體は一定の土地と一定の人民とを基礎とし其の共同事務を自ら處理する團體にして三階級あり。市町村は最下級にして郡は中級に、府縣は最上級に位す。而して府縣は内務大臣之を監督し、郡及び市は第一次に於て府縣知事、第二次に於て内務大臣之を監督す。町村は第一次に於て郡長第二次に於て府縣知事第三次に於て内務大臣之を監督す。

市制町村制發布の理由。維新以後政務を集權して一に之を中央政府に統べ地方官は各々其の職權ありと雖、政府の委任によりて代りて事を處するに過ぎず。今地方の制度を改むるは即ち政府の事務を地方に分任し、又人民をして之に參與せしめ以て政府の繁雜を省き併せて人民の本務を盡さしめんとするにあり。而して政府は政治の大綱を握り、方針を授け、國家統御の實を擧ぐるを得べく、人民は自治の責任を割

ち以て自ら地方の公益を圖るの心を起すに至るべし。蓋し人民參政の思想發達するに従ひ、之を利用して地方の公事に練習せしめ、施政の難易を知らしめ、漸く國事に任ずるの實力を養成せんとす。是れ將來に於て立憲的國政の基礎を立つるの根源なり。行政事務を地方に分任し、國民をして共同の事務を負擔せしめ、以て自治の事務を完からしめんには技術専門の職若くは常職として任ずべき職務を除くの外概れ地方人民をして名譽のため無給にて其の職を執らしむるを要す。而して之を擔任するは地方人の義務なりとす。是れ國民たるもの、國家に盡す本務にして、壯丁の兵役に服すると原則を同うし、更に一步を進むるものなり。この理由の中には、(1) 地方團體をして公共公益の事業を處理せしむること、(2) 名譽職をして公務を分擔せしむることを明記せられたり。これ實に自治制の二大要義なり。而して更に「將來立憲の制に於て國家百世の基礎を立つるの根源なり」とあるは市町村の自治制を以て立憲政治の根柢とせられたるなり。

二、自治の根本精神

(1) 獨立自營の精神。自律自營の精神に基き將來不羈獨立の人たるべき自主的人格の完成を期せざる可らず。今日我が國に於て往々自ら處理するを厭ひ多くの婢僕を使ひて得々たるが如き傾向は甚だ戒むべき事なり偉人リンコルンは大統領となりし後も常に自ら靴を磨けりといふ。或人之を見て驚

き咎めしに彼は嚴然として、余は身體健全にして自己の事を自己自ら處理するの體力あれば自ら處理するのみ」と言へりとぞ。身大統領たる榮職にありながら尙ほ且斯る思想を有せり。「自己に依頼せよ、他人に依頼すること勿れ」とは歐米人に共通の思想なるが如し。我が國民は遺憾ながら此の精神に缺乏せる所尠しとせず、國民にして依頼心強き時は到底其國は健全なる發達を見ること能はざるべし。町村の事を爲すに府縣の補助を仰ぎ、府縣の事を爲すに國家の補助に俟つが如きは獨立自營の精神に乏しきものなり。英國人は他の補助を受くるを大なる恥辱となすといふ。

(2) 公共心。公共心とは私心を去りて公の爲に考ふるをいふ。公の爲に盡す心これ即ち自治の根本なり。公の爲には私益を棄つべき場合亦尠しとせず、獨逸人は飽くまで自己の權利を主張する國民なれども公共の爲には克く私心を棄つ。即ち一刻千金を争ふ繁劇なる業務に従事せる人士の自治體の名譽職となるは、個人にとりては自己の業務に對し、不利益を免れざれども、決して之を避けざるのみならず、寧ろ其の職に就くを以て名譽となせり。斯くの如くして市長乃至參事會員は大抵其の地方第一流の名士之が任に當るを常

とし、時間と金錢とを惜まずして盡力せるを見る。其の公共心に富めること以て知るべきなり。

(3) 協同和合。一家和すれば一家榮え、一家争へば一家衰ふ。團體も亦團體員相互一致して事をなすに非らざれば到底自治體の發展得て望むべからず。然るに我が國民は此の精神に缺乏し、總べて團體的事業は日本人には到底望むべからずと言へる人あり。多くの株主を有する會社の不成功に終るもの多きに反し、個人的經營のものに却つて成功の多きを見る。又公共事務を處理する場合に於て、委員組織の如きも成績舉らざるは事實なるが如し。是れ誠に遺憾とする所なれども一朝一夕に之を救ふべからず。されば公共心の養成も亦實に刻下の急務なりといふべし。英國の殖民大臣チエンパレンは自ら市長となりて自治制に鞅掌し大に其成績を挙げたり。又ヴァーノア氏は紐育の市長に就任して市制の大刷新を實行せり。氏は又最近紐育州知事の候補者に擬せられしが若し彼にして知事たらんと欲すれば忽にして達するを得べけれども、斷然其の候補を避け、余は市長となりてより日尙淺く、大いに爲すべき事あれば余をして大統領に推すとも決して之を去りて彼をとら

す。況んや知事たるをや」と固く之を否みたりといふ。其の高潔剛毅なる精神誠に欽慕すべきなり。

(參考資料)

自治の理想。之に棲んで風紀健康共に佳良に、子弟教育の途悉く具はり、民は勤儉力行自ら其の業を勵んで自營の志あり。富んで敢て傲らず、貧うして益々勞し、團體を通じて民に協同一致の精神あり。苟くも輕薄の風潮に染まず、茲に生を營む者は貴賤を論ぜず均しく歡喜の情に富み人々その勞力によりて衣食し、餘力あれば即ち世の公益を進むるを以て無上の名譽と信ず。かくの如きは自治の好模範と言はざるべからず。(土屋氏公民教科書)

第四課 自治行政

(教授時數凡四時間)

要旨

自治行政に關する知識を與へ各機關の職務權限等を理解せしむると共に自治的生活に必要な訓練に資せしむ。

解説

一、自治團體 (公共團體)

國家が行政をなすに當り國家の官吏により國家の費用を以て行はしむるものは官治行政にして官廳によりて行ふのは凡て之に屬す。然るに或る團體を構成する各人は其の利害相近きを以て團體の意志により、各自の費用を以て各自の定めたる機關により之を實行するを却て幸福なりとす。國家が是等の團體の人格を認め團體の意志によりて一定の政務を處理せしむるを公共團體としその行政を自治行政といふ。明治二十一年市制町村制公布の上諭は以て自治行政の趣旨を知ることを得べし。

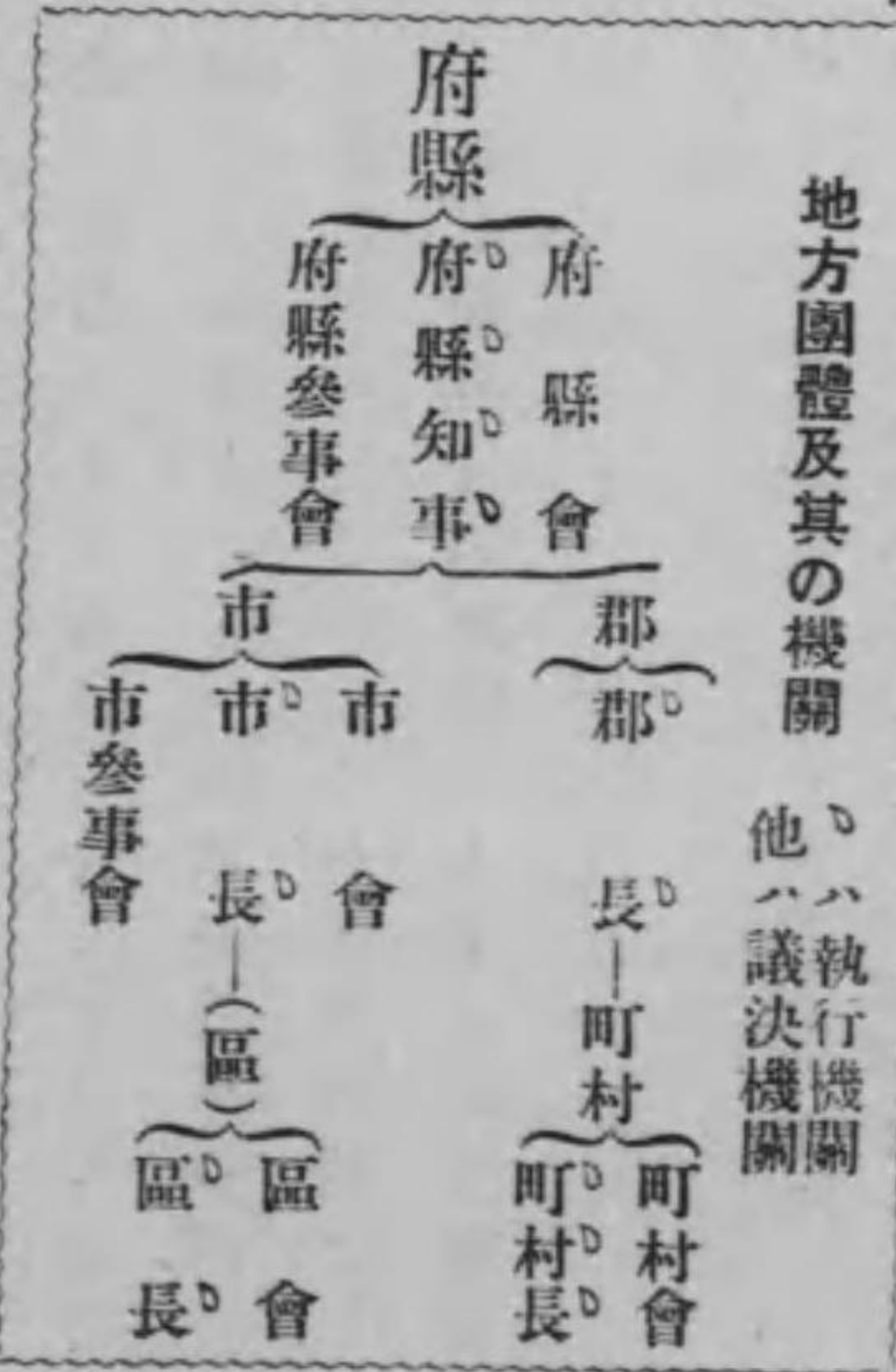
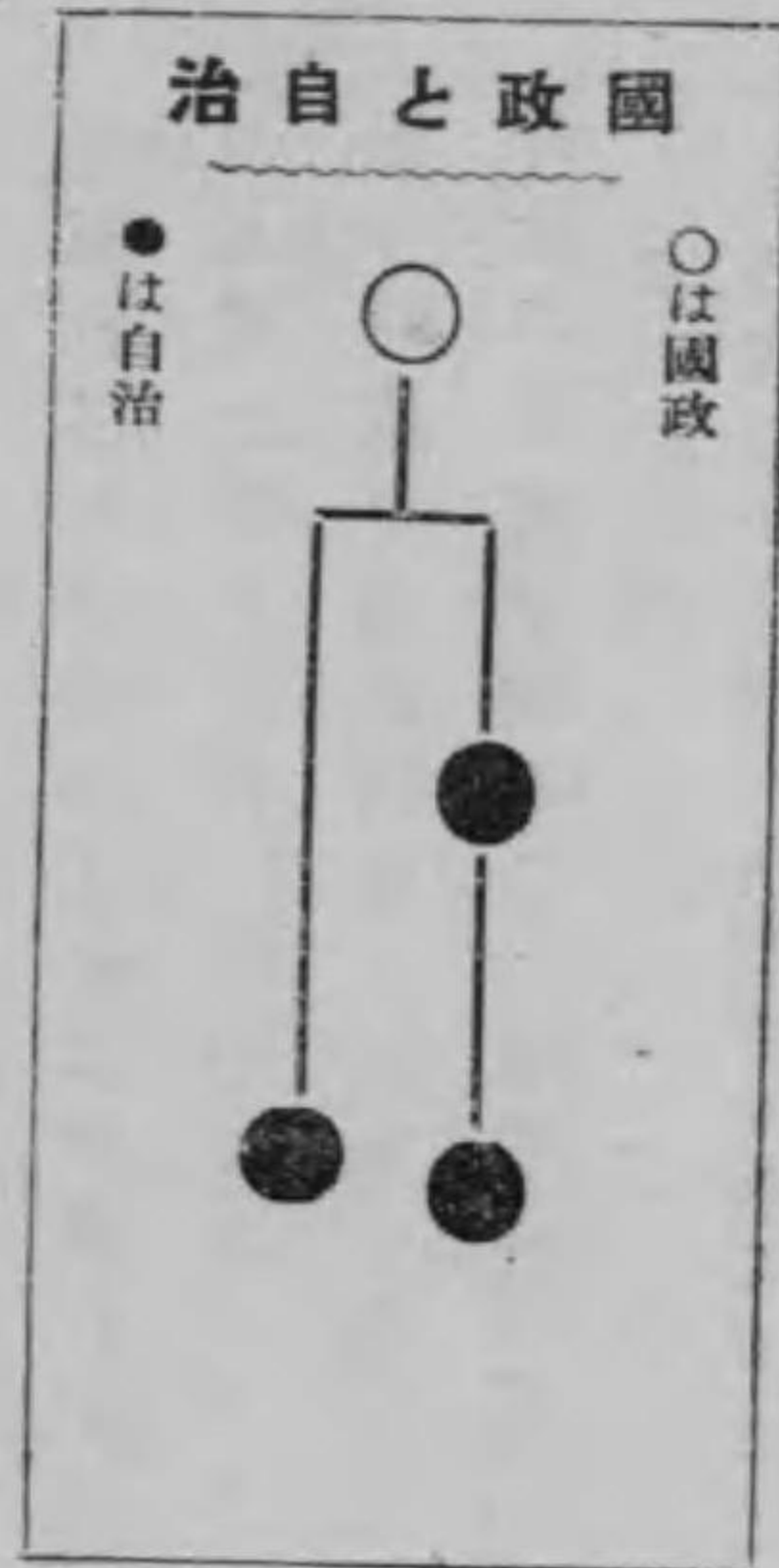
備考

公共團體中土地と人民とを構成要素とするものを地方團體と言ひ、府縣・市町村等之に屬し。人民のみを要素とするものを公共組合と言ひ、農會・水利組合・商業會議所の如き之に屬す。

二、市及町村

市町村は市制及町村制による地方團體にして自治の範圍最も廣きものなり。即ち法人にして官の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務竝從來法令又は慣例に依り及將來法律勅令により市町村に屬する事務を處理す。市制は市街地にして郡の區域に屬せず府縣知事の具申により内務大臣の指定したる

所に施行し、町村制は市制を施行せる地及北海道其他勅令指定の島地を除き、總ての町村に施行す。市の廢置分合をなさんとする時は内務大臣は關係ある市町村會及府縣參事會の意見を徴して之を定む。市町村名を變更し若くは村を町となし町を村となし、又は町村の廢置分合をなし及市町村の境界を變更せんとする時は府縣知事は關係ある市町村會の意見を徴し府縣參事會の議決を経て内務大臣の許可を受く。



(1) 住民。市町村内に住所を有するものを其の市町村の住民といふ。地方團體を構成する要素にして、(イ)市町村の營造物並財產を共用することを得る權

利を有し、(ロ)市町村の負擔を分任すべき義務を有す。

(2) 公民。公民とは市町村の住民中、(イ)帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者、(ロ)獨立の生計を營み治産の禁救助又は處刑をうけず、(ハ)滿二年以來其の市町村の住民となり、(ニ)滿二年以來其の市町村の直接市町村税を納むるものをいふ。

(3) 公民の權利義務。公民は市町村の選舉に參與し市町村の名譽職に選舉せらるゝ權利を有すると共に之を擔任する義務を負ふ。

(4) 市町村會。市町村の意思を決定する機關にして公民より互選せられたる議員を以て組織し、議員は名譽職として其の任期を四年とす。市町村會議員を選舉するには選舉人を直接市町村税の納額により二級に分ち、各級より議員總數の二分の一を選舉す。議員の總數は市は三十人、町村は八人以上に於て人口を標準として決定す。

備考

大正十年四月の改正規定に於ては市に在りては二級制を採用し町村に在りては原則として階級制度を認めず、但し町村條例を以て二級制と爲すことを得、と改正せられたり。

(5) 市町村會の職務權限。市町村會は市町村に關する一切の事項及法律勅令により其の權限に屬する事項を議決す。即ち (イ)市町村條例及規則の設置改廢 (ロ)市町村費を以て支辨すべき事業 (ハ)歳出入豫算の議定及決算の認定 (ニ)使用料手數料市町村稅等の徵收 (ホ)豫算外義務の負擔及權利の拋棄 (ヘ)財産營造物の處分及管理方法 (ト)市町村に係る訴願訴訟及和解等の事項につきて議決すべきものとす。

(6) 市參事會。市參事會は市長、助役、名譽職參事會員(市參與を置く市に於ては市參與を以て組織し、市會より委任せられたる事項を議決し其の他法令により其の權限に屬する事務に參與す。名譽職參事會員は市會議員の互選とし其の任期を四年とす。市參與は名譽職にして市會に於て選舉し、内務大臣の認可を経て之を定む。

(7) 市町村の執行機關。市町村長は執行機關にして其の市町村を統轄し且之を代表して其の行政事務を擔任す。

(イ) 市長。市長は有給吏員にして其の任期を四年とす。内務大臣は市會をして候補者三名を選舉推薦せしめ上奏裁可を経て之を定む。

(ロ) 町村長。名譽職にして其の任期は四年とす。町村會に於て町村公民中選舉權を有するものより選舉し府縣知事の認可を経て之を定む。

備考

町村長は町村條例を以て有給となすことを得。而して有給町村長は其の町村公民以外の者より選舉することを得。

(ハ) 市町村の補助機關。市町村は補助機關として助役、收入役、書記等を置く。助役は市町村長の事務を補助し、市町村長故障ある時は之を代理す。名譽職にして市町村會は市町村長の推薦により府縣知事の認可を経て之を定め、其の任期を四年とす。收入役は有給吏員にして市町村長の推薦により市町村會之を選任し、市町村の收入を受領し其の費用の支拂をなし其の他の會計事務を掌り其の任期を四年とす。市町村は事務の繁簡により必要に応じて書記を置くことを得。書記は有給吏員にして市町村長之を任免す。其の定數は市町村會の議決を経て之を定め市町村長に屬し事務を分掌す。

(ニ) 執行機關の權限。市町村長は市町村の行政執行機關として、(イ)市町村

會市參事會に議案を發し及其の議決を執行すること。(ロ)財産營造物を管理すること。(ハ)收入支出を命令し及會計を監督すること。(ニ)證書公文書を保管すること。(ホ)法令又は市町村會の議決による使用料手数料町村税又は夫役現品を賦課徴收すること。(ヘ)其他法令に依り市町村長の職權に屬する事項等を行ふ。

(8) 市町村の財政。市町村は其の收益の爲にする財産を基本財産とし之を維持する義務あり。其他特定の目的のため特別の基本財産を設け又は金穀を積立つるを得。市町村の收入は其の財産より生ずる收入、營造物の使用料、加入金、手数料、市町村税、夫役現品、特別の寄附金、國庫又は府縣の補助金、公債等なり。市町村税及夫役現品は財産より生ずる收入、使用料、手数料等にて費用を支辨すること能はざる場合に限り之を賦課することを得。市町村税は國税又は府縣税の附加税及特別税より成る。公債の募集は負債の償還、市町村の永久の利益又は天災地變の爲必要ある場合に限らる。

(9) 行政區。市町村は之を數區に分ち每區に區長及其の代理者を置くことを得。區長及其の代理者は市町村會に於て市町村公民中より選舉す。區長は

市町村長の機關となりて其の指揮命令を承け、區内に關する市町村行政を補助執行し、其の區に屬する國の行政事務を補助執行す。

(10) 委員。市町村は臨時又は常設の委員を置くことを得。委員は名譽職とし、市町村會に於て市町村會議員、名譽職、參事會員又は市町村公民中選舉權を有する者より之を選舉す。而して此の委員は市町村長の指揮監督をうけ、財産又は營造物を管理し、其他委任をうけたる市町村の事務を調査し又は之を處辨す。教育事務のためには地方學事通則及小學令の規定により市町村は(市町村會の議決によらず)必ず學務委員を置かざるべからず。

(11) 市町村組合。町村組合。市町村は其の事務の一部を共同處理するため其の協議により府縣知事の許可を得て市町村組合を設けることを得。又公益上必要ある場合に於ては府縣知事は關係市町村會の意見を徵し府縣參事會の決議を経、内務大臣の許可を得て市町村組合を設けることを得。而して市町村組合は法人とす。町村組合の設定も亦之に準ず。

(12) 市町村の監督。市及市町村組合は第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督を受け、町村、町村組合、町村學校組合は第一次に郡長、第二次に府縣知事第

三、府縣及郡
三次に内務大臣の監督を受く。

(1) 府縣郡の要素。府縣は市町村と同じく土地人民住民及自治權を以て組成す。郡は町村を包括する國家の行政區劃にして郡制廢止の實施と共に郡としての自治權を失ふ。府縣は郡市及島嶼を包括する國家の行政區劃にして同時に地方自治團體なり。而して郡府縣は直接住民を有せず、市町村の住民を以て其の住民となす。

(2) 府縣會。府縣に於ける議決機關にして各其の區域内の市町村公民中より公選せられたる議員を以て組織す。府縣會議員の選舉權を有する者は、(イ) 其の府縣内の市町村公民にして、(ロ) 町村會議員の選舉權を有し、(ハ) 其の府縣内に於て一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者たるを要す。被選舉資格は選舉權資格(イ)(ロ)の外一年以來直接國稅年額拾圓以上を納むる者たるを要す。但し(一) 其の府縣の官吏有給吏員、(二) 檢事警察官收稅官吏、(三) 神官神職僧侶其他法宗教師、(四) 小學校教員、(五) 選舉事務に關係ある官吏吏員、(六) 府縣に對し請負を爲す者等は以上の要件を具ふるも被選舉權を有せず。

投票は單記無記名。議員は名譽職にして任期四年。議員中より議長副議長を各一名を互選す。

(3) 府縣參事會。府縣に於ける第二次議決機關にして府縣知事府縣高等官二名及名譽職參事會員(府にありては十名、縣にありては七名)を以て組織し、府縣知事其の議長となる。名譽職參事會員は府縣會に於て其の議員中より選舉す。

(4) 執行機關。郡長府縣知事は郡府縣を統轄し且之を代表すると共に各定められたる權限内に於て其の事務を執行す。

(5) 府縣の財政。府縣は其の必要なる費用及法律勅令により府縣の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふ。府縣の經營に充つべき收入は、(一) 財産より生ずる收入、(二) 使用料及手数料、(三) 夫役現品、(四) 府縣稅等なれども、就中府縣稅は其の主なるものにして地租割營業稅並雜種稅家屋稅若しくは戸數割等なり。

(6) 府縣郡の監督。府縣の行政は内務大臣之を監督し郡の行政は第一次に府知事第二次に内務大臣之を監督す。

四、公共組合

公共組合とは人民を以て唯一の基礎とする公共團體なり。すべて公の行政にして地方的利害に關するものは、地方自治團體をして之を處理せしむるを原則とすれども、地方的利益を有する公共事務は必ずしも其の利益區域を普通の地方團體と同一ならしむる能はず。かゝる場合に於て特別の公共事務を處理するため地方團體以外に公共組合設立の必要生ず。

(1) 公共組合と地方團體との差異。まづ其の設立の目的に於て自治團體は國家行政事務を各團體に委任し、自己の事務として自ら之を處理せしめんとするにあれども、公共組合は國家事務たる特別の農工商業等の保護獎勵の事務を委任し組合其のものの事業として之を維持せしむるに在り。次に地方團體は一定の土地人民を構成の要素となせども公共組合は人のみを以て構成の要素となす。

(2) 公共組合の種類。公共組合には國家の強制によりて設立せるものと、關係者の意志に一任し其の請求によりて設立を認可するものとの二種あり。水害豫防組合、産業組合等は前者に屬し、水利組合、商業會議所、重要物産同業組合、産牛馬組合等は後者に屬す。

第五課 公民の權利及義務

(教授時數凡二時間)

要旨

公民の資格及權利義務を知らしめ公民的修養の必要を自覺せしむ。

解説

一、公民の資格

市町村住民は市町村の構成要素なれども老幼男女貧富賢愚を包含するを以て難然たる民衆に過ぎず。是等の民衆に對しすべて公務に參與するの權利を賦與する時は機關の統一活動を害するのみならず、市町村の基礎を危くするの虞あり。故に是等住民中一定の資格を具ふる者を限定して之を公民とし公務に參與するの權を賦與す。即ち公民は左の資格を具備するを要す。

- (1) 帝國の臣民たること。
- (2) 年齢二十五年以上の男子たること。
- (3) 獨立の生計を営むこと。
- (4) 二年以來其の市町村の住民たること。
- (5) 二年以來其の市町村の負擔を分任すること。
- (6) 二年以來其の市町村内に於て地

租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むること。(地租は金額に制限なし。直接國稅とは所得稅營業稅礦業稅砂礦區稅賣藥營業稅等なり。)(7) 貧困のため公費の救助を受けたる後二年を経ざる者、禁治産者、準禁治産者及六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者にあらざること。(禁治産者とは狂者白痴の類にして、裁判所にて宣告を受けたるもの。準禁治産者とは低能兒、盲聾啞者、浪費者等にして何れも裁判所の宣告を受けたるもの。)

以上公民の資格條件中(4)(5)(6)の二年の制限は市町村をして特免するを得しむ。又家督相續によりたる財産取得者は其の財産につき被相續人の爲したる納稅を以て其の者の納稅したるものと見做す。上述の公民たるべき資格條件の一を闕くときは其の公民權を失ふものとす。

二、公民の權利義務

公民に普通住民の有する權利義務の外更に公務に參與するの權利を有し且之を擔任すべき義務を負ふ。即ち市町村會議員の選舉に參與し尙ほ其の名譽職たる市町村會議員市町村長助役等に選舉せらるゝ權利を有し且之等の名譽職に就職すべき義務を負ふ。而して正當の理由あるにあらざれば名譽職を拒辭

し又は任期中退職することを得ず。(名譽職とは給料をうけずして團體の爲に公務につくをいふ。)此の權利は帝國臣民が憲法によりて文武官に任せられ其の他の公務に就くことを得るの權利を與へられたるに基くものにして帝國臣民の重大なる特權なり。

三、公民權の停止

若し公民にして其の義務を果さざるものあるときは之に對し制裁を加ふ。即ち正當の理由なきに拘らず名譽職の當選を辭し又は其の職を退き若くは其の職務を執行せざるときは市町村は一年以上四年以下の期間其の者の公民權を停止し、場合により其の停止期間内其の者の負擔すべき市町村稅の十分の一以上四分の一以下を増課することを得べし。其の他租稅の滯納處分にかゝる者、家資分散若くは破産の宣告を受け其の確定したる時より復權の決定確定せざるもの又は禁錮以上の刑の宣告を受け其の執行を終らざるもの若くは其の執行をうくることなきに至らざるものは其の間公民權の停止をうく。

(參考資料)

家資分散及び破産。家資分散とは強制執行處分により義務を果す資力無きもの、破産

は商人の支拂を停止したるものにて共に裁判所の宣告をうけたるもの。
 刑の執行猶豫。二年以下の懲役又は禁錮の刑を言渡されたる罪人に對し情狀により一年以上五年以下の期間刑の執行を猶豫することあり、之を刑の執行猶豫といふ。
 若し此の期間中猶豫を取消すべき法定條件發生せざる時は刑の言渡は其の效力を失ふものなり。

軍人。陸海軍の現役に服するものは市町村の公務に參與するを得ず。其の他兵役にして召集せられたるもの亦同じ。
 名譽職を拒絶し得る正當なる理由。(イ)疾病に罹り公務に堪えざる者。(ロ)業務の爲常に市町村内に居ること能はざる者。(ハ)年齢六十年以上なる者。(ニ)官公職の爲市町村の公務を執ること能はざる者。(ホ)四年以上名譽職に任じ爾後同一の期間を経過せざる者。

四、公民權の尊重

(1) 自治と公民權。自治制度の根柢は公民權に在り。公民が其の與へられたる權利の尊重如何及び之が運用の適否は直に自治制の盛衰に關するものなり。されば公民たるものは其の權利を尊重して各自の屬する自治體の公務の爲に奮勵努力し且其行使を慎重にせざるべからず。

(2) 公民權の行使。地方公民の信頼推選によりて其の團體の公職に就くは大

いなる光榮なり。されば其の光榮を擔ふものは其の任務の重大なるを自覺して、誠心誠意其の團體の爲に盡し以て其の信頼に酬ゆる事を期せざるべからず。又公民たるものは法律により特に重大なる權利義務を有するものなることを自覺し、自治の責任を完うすることを忘るべからず。殊に團體の機關を構成する爲に選舉を行ふ場合には公平不偏専ら適任者を舉ぐることに留意すべし。私情を以て黨派をなし相争ふが如きは地方自治を布きたる國法の精神に背くものといふべし。

(3) 憲政の基礎。若し帝國公民にして克く自治の根本精神を會得せず、自治團體の政務に冷淡なるが如きことあらば、帝國の憲政は遂に善美なる發達を爲す能はざるべし。蓋し自治は立憲政治の基礎をなすものなればなり。

(4) 自治と國家。富士山の高きも其の基礎は微小なる裾野の土砂にあり。國家の大なるも其の基礎は小なる自治團體にあり。されば自治團體の政務の意を用ふるはやがて國政に參與する所以なり。帝國公民たるもの奮勵努力以て自治制の美果を収め、國家の根柢を鞏固ならしむべきなり。

(土屋氏公民教科書)

第六課 市町村是

(教授時數凡一時間)

要旨

市町村是の必要及之が内容に關する理解を得しめ、地方團體は一定の理想の下に奮勵すべきを知らしむ。

解説

一、市町村是

- (1) 市町村是の設定の必要。國家に國是あり市町村亦市町村是あるべきなり。市町村是は自治經營の大方針にして、之に依りて共同の福祉を増進し其の長所は益、之を發揮せしめ、その短所は之を矯正して以て市町村の實力を充實し、延いては國運の振興を圖るを目的となす。從て之が内容に關してはよく地方の實情に適應せしめ、自治經營に對する眞の羅針盤たらしむべきなり。
- (2) 市町村是の要綱。市町村是の設定に關し最も注意すべきは自治の振興、民力の充實、教育の進展、風紀の刷新並體育の向上にして之等各項につき地方の

狀況に應じて立案するを要す。

- (イ) 自治の振興に關しては。基本財産の改造、部落有財産の統一、納稅組合の設置、青年團處女會の活動、選舉の神聖、部落感情の融和。
- (ロ) 民力の充實に關しては。商工業の振興、主要農作物の増收、特殊農作物の獎勵、米作品種改良、耕地整理、開墾植林、鹽水撰、宅地利用副業獎勵、害虫驅除、堆肥舍普及、産業組合の設立、稻架乾勵勤行、共同倉庫、規約貯金、市町村通路の改良。
- (ハ) 教育の進展に關しては。義務教育の普及改善、學校衛生、社會教育、學校と家庭との連絡、實業補習教育の普及徹底、實業補習學校に於ける實踐及實習地の設置、圖書館、巡回文庫、陳列館、博物館。
- (ニ) 風俗の改善に關しては。神社寺院を中心とせる會合、時間の確守、冠婚葬祭費の節約、娛樂機關の設備、休日一定、敬老會。
- (ホ) 體育及び保健に關しては。運動の獎勵、清潔法勵行、衛生展覽會、避病院、貧民救療、飲料品検査、上下水道。
- (3) 資料の調査。上記の各項を基礎として其市町村に適切なる市町村是を設

定すべく、而して之が資料たるべき事項は孰れも現在及既往に於ける状態を統計的に詳密に調査したるものなれば、地方青年團員にして各種材料の蒐集に參與せば、地方の状態を諒知する上に裨益する所多かるべし。

- (4) 市町村是の實行。市町村是は地方團體の憲法とも言ふべく、之が運用はその市町村の振興と密接なる關係を有するを以て、之が設定發表に際しては郷土の鎮守に於て嚴肅なる奉告を催し、市町村民一致協力これが實行に努むべきことを誓約するは常に敬神の念を篤うするに止まるのみならず、一般住民の人心を統一し且團結を鞏固ならしむる上に效果尠からざるべし。

(參考資料)

町村改良要目十二則

- (1) 共同心の涵養につとめ隣保團結の美風を作ること。(2) 公共事業の周知をはかり自治の本旨徹底を期すること。(3) 選舉權を重んじ選舉の公正を保つこと。(4) 教育を尊重し就學の實を擧ぐることにつとむること。(5) 進賢、育英の道を講ずること。(6) 體育を奨励し、衛生思想の普及發達をはかること。(7) 産業の改良及發達をはかること。(8) 租税公課は進んで完納するの良習を作ること。(9) 市町村内に於ける諸會合の連絡活動につとむること。(10) 互に善行を勵み風紀を正うし良俗をつくること。(11) 公共事業を興し且博愛慈善の途を講ずること。(12) 崇祖敬神の念並忠君愛國の思想を振起すること。

こと。(土屋氏公民教科書)

第七課 國體の精華

(教授時數凡二時間)

要旨

我が國體の卓越秀麗なる所以を知らしめ、その精華を味ふと共に報國盡忠の念を涵養す。

解説

一、國體の種類

(1) 國民の意義。廣く國體とは其の國の他國と異なる特色を指すものの如し。而して此の特色を普通二方面より説述す。一は専ら國史の事實を基礎とするものにして他は法制上統治權を基礎として説くものなり。法制上國體とは統治權の所在によりて定めらるゝ國家の形態をいふ。

(2) 國體の種類。國體は左の二種に區別せらる。

- (イ) 君主國體。一人の君主が統治權を有する國體をいふ。
- (ロ) 民主國體。統治權が人民全體にある國體をいふ。歐米諸國は概ね皆此

の種に屬す。共和國は勿論、自耳義希臘の如く民意によつて、君主を戴ける國は事實に於て民主國體に屬す。蓋しかゝる國の君主は人民の代表者なればなり。

二、我が國體の精華

(1) 皇室中心。抑、我が國は皇祖皇宗の肇め給ひし所にして、人民ありて君主の起りし他の國家と其の成立を異にす。即ち我が國は、天神之を關き給ひ皇祖之が基礎を定め給ひし所にして、皇室は人民に先ちて存在し皇統連綿として天壤と與に窮りなし。開闢以來二千六百年國家統治の主權は天皇の總攬し給ふ所にして終始一貫未だ曾て渝らず。

武家時代にありても將軍宣下の大權は依然として天皇の掌握せらるゝ所たり。即ち我が國家は皇室を中心とするものにして君主國體の最も純なるものなり。此の如きは地球上何れの國に於ても其の例を求むること能はず。是れ實に我が國體の世界無比と稱せらるる所以なり。

(2) 列聖の仁慈。顧みるに天照大神五穀の種を得給ひて、「此ハ蒼生ノ生クヘキモノナリ。」と宣ひ稼穡の道を拓かせられ、皇孫瓊々杵尊をして此の國を統治

させ給ひしより、歴代の天皇皇祖の大御心を奉體し民を愛し教を垂れ、以て仁慈の政を行ひ赤子を安んじ給へり。仁徳天皇は、「君ハ民ヲ以テ本トス民ノ富メルハ朕ノ富メルナリ。」と宣ひ崇神天皇は、「我カ皇祖諸天皇等ノ御位ニ登ラセ給フハ豈一身ノ御爲ナランヤ。蓋し神祇ヲ祭り人民ヲ治メテ、天下ヲ經營シ給フ所以ナリ。今朕皇位ヲ繼承シテ人民ヲ愛育ス。如何ニシテカ皇祖ノ跡ニ遵ヒテ永ク無窮ノ祚ヲ保タン。」と宣らせ給ひ又明治天皇は憲法發布の勅語に「朕國家ノ隆昌ト臣氏ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トス」と仰せられたり。今上天皇陛下御即位の禮を舉げさせ給ふや、「萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス。」と宣はせ給ふ。歴代の天皇が至仁至慈如何に深く我等臣民を愛撫し給へるかを推し奉るも畏き極みなり。

(3) 忠孝一致。子の父母を敬愛するは人性の自然に出づるものにして、忠孝の大義は此の至情より發するものなり。皇室は我が國家の中心にして又國民の宗家たり。我が國民は子の父母に對する敬愛の情を以て萬世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分れず。況んや我等の祖先は數千年

來列聖の厚深なる恩惠を蒙り、常に報効を圖り來れるものなれば、我等が皇室に忠を盡すは即ち祖先の志を紹ぐ所以なるに於てをや。忠孝の一致は實に我が國體の特色なり。雄略天皇の御遺詔に「義ハ即チ君臣情ハ即チ父子ヲ兼ネタリ。」の御詞あり。又今上天皇陛下御即位の勅語に、「爾臣民世々相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ。」と宣はせられしは即ち臣民の忠良なる特性を宣明せられしものなり。

- (4) 愛國の至情。國家の獨立は國民の愛國心によりて維持せられ、愛國心は國家に忠實なる至情より發露するものなり。我が國土は土地極めて廣く臣民甚だ多しといふにあらざれども、古來未だ曾て外寇を受けたることなく、國光益々發揚するに至れるは一に我が國民の愛國心熾烈なるの致す所なり。是れ我が國民は民族を同うし宗家たる皇位を尊敬する念を以て直に國土民族を愛するが爲にして、其の愛國心は忠孝大義の發現に外ならずといふべし。
- (5) 國體の擁護。凡そ世界に國をなすもの各、其の固有の特色を有す。是れをの建國の基礎を異にし歴史を異にすればなり。萬邦無比の國體を有する我

が大日本帝國に生を稟けたるもの、よく其の建國の精神と國體の精華とを自覺し、益々我が國の特色を發揮し克く忠克く孝以て此の金甌無缺の國體を擁護せざるべからず。明治天皇御製に、

國民は一つ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

- (6) 我が國體の特色。(イ)萬世一系の天皇。(ロ)皇祖皇宗の肇造。(ハ)皇室中心の國家。(ニ)忠孝一致。(ホ)愛國心の熾烈。(ヘ)國土不受侵畧。(ト)世界最舊の歴史。

第八課 公民の自覺

(教授時間凡一時間)

要旨

自治の精神及愛郷心を涵養し公民としての正當なる自覺を得せしむ。

解説

一、自治と公民

- (1) 自治の精神。自治の精神とは地方人民共同一致して自ら地方公共のこと

に任じ誠意其の團體の爲に盡す精神をいふ。是れ實に自治制の根本精神なり。一般公民の市町村郡府縣會議員を選挙するも、市府縣會に於て參事會員を選挙するも、市町村會に於て市町村長を選挙するも一に此の精神に基づく、市町村長の事務を處理するも議員の經費を議するも亦常に此の精神を以てすべし。

(2) 選挙。市町村長議員等を選挙するには専ら其の人物に重きを置き、親族縁故其の他私交上の關係をさしはさみて爲すべからず。又威力金權等によりて其の志を挂げ、不正なる人物に投票するが如きことあるべからず。無記名投票を用ふるは是れ外力に左右せらるゝを除かんが爲なり。

(3) 尊き一票。尊き一票をして充分なる效力を生せしめよ。一票は數ならぬ様なれども當選と落選とは此の一票の累積によりて決するものなり、若し自己の意志を挂げ、又は棄權したる爲に不適任者當選したりとせんか、市町村の不利は勿論延てその不利は吾等の頭上にかゝるを知るべし。

(4) 公民の本務。議員、公史等直接公共の事務に當るもの、如何に其の職務に忠實なるも、一般公民の之を助くるなくんば自治團體の圓滿なる發達は得て望

むべからず。故に人々常に自治制の本旨を體し協同一致して團體の福利を増進せんことに心掛くべし。凡て制度の運用は人にあり。自治制の如き最良の制度も人民に自治精神乏しき時はいづくんぞよく其の美果を收むるを得んや。

(5) 自治の實績。自治の實績を擧げんには隣保相助け協同一致して公共事業の發達をはかるにあり。公共事業とは教育、土木、勸業、衛生、交通等の如き公益に關する事業をいふ。此の事業の發達進歩を圖らんが爲には學校を興して教育を盛にし、或は殖産興業を勵みて國富を増進し、或は道路、橋梁を修理して交通運輸を便にし、或は病院を設け、清潔法に注意して衛生を重じ、或は社寺を保存し、慈善事業を企てて苦樂を共にし、或は共同貯蓄法を起して不時の災厄に備へ、進みては青年會、教育會、農會、公民會等の發達に努力して風教を惇くし、徳教を普からしめて相互の幸福を完うせんことを期するにあり。

偉人の自治吏員

獨逸の鐵血宰相ビスマーク公は自治吏員となりしを無上の光榮と感じ、宰相の大任と村長の職務との間會て輕重を附せしことなし。これ自治體の安危は直に國家の在亡に影響を及ぼすがためなり。英國の大政治家クラッドストーン氏

は世界の偉人なり。其の郷里に歸るや或は日曜日毎に寺院の事務を執り或は病者を訪ひ或は貧民を慰むる等専ら力を自治體のために盡すを無上の快樂とせり。

一、愛郷心

(1) 愛郷と愛國。郷を思ふ心は國を愛する心の根源なり。今や北は樺太より南は臺灣に至るまで全國盡く統一し、相和し相親しみ以て此邦土を守護せざる可らず。徒らに一郷里一地方の利害に汲々として、爲に他郡他縣を疎外するが如きに至りては痛く責めざるべからず。然れども故山の風光に眷戀たる心は即ち國家を思ふ念慮の要素なれば必ずしも鼓勵すべきものにあらずとせず、ウオータースコット曾てナポレオンを評して曰く、彼の事業たる宛も獅子の洞窟より躍り出で奮迅馳突唯、獸類を追ひつゝ直進して我が洞窟を忘れたるものの如しと。これ非なり。ナポレオン嘗て曰く、「我常にコルシカのことを思ひて樂めり。帝位につきて巴里の大都に榮華を極めし時も、時ありて生地のことを思ふて全く他事を忘るること屢なりき。傍人或は我が沈思するを見て列國に對する雄大なる策畧を案排すと思ひたらんか、その始めて

中尉となりて戰場に馳せ向ひしより人の城を屠りしこと幾何。人の國を滅ばせしこと幾何ぞ。然し一日として郷里の風土を忘るゝこと能はず。時々刻々佛を思ひ佛を愛する心情は曾て身を離るゝことなかりき。」と。(土屋氏公民教科書)

(2) 故山の樂。少年の故山に歸省するは後日力を國家に致さんため豫め心膽を練磨するに與りて力なしとせず。其の父母故舊兄弟親戚と手を握りて舊を談し、欣々として樂しみ熙々として喜ぶが如きに至りては固より言を俟たず。言ふ「孝は百行の本」と。この語今尙ほ動かすべからざる至理を含む。願はくは彼等が幾多の名山大川を跋涉して故山に歸り既に歸りて歡を父母の膝下に奉じ某の丘、某の水、某の木とを、るに幼年の幻影を呼び起して以て釣り以て遊び以て我が心胸を開き再び來りて精刻勵苦の前月に數倍せんことを。

(三宅雪嶺氏)

後編 第一

第一課 國家

(教授時數凡一時間)

要旨

國家成立の要素を理解せしめ我が國家の特長を知らしむ。

解説

一、國家成立の要素

(1) 主權(唯一の主權)。 (2) 土地(一定の土地)。 (3) 人民(一定の人民)。

二、主權(統治權)

國家は統一的の意思を有する人格者なり、而して主權とは國家の固有する統一的の意思の力にして、人民に對し絶對的に命令強制することを得最高無制限唯一不可分の權力を云ふ、國家の要素たる人民は千種萬様に於て年齢智識體力等皆同一にあらず、故に強大なる權力に依りて統一せざるべからず、此の統一の力を

主權又は統治權と稱す。國家とは一定の土地に占據したる一定の人民が、此の主權に依りて統一的に組織せられたる權力團體をいふ。國家は固有の意思を有し之に基きて活動を爲す。此の意思は人民を支配する力を有し人民に命令を下し其の命令の遵奉を絶對的に強制し得るものなり。此の意思の力即ち主權なり。

三、人民

國家は個人の結合より成る團體にして、之等の人類を特に人民又は國家と云ふ。國民は國家成立の要素にして統治の容體たり。我國の如き君主國に於ては之を臣民と稱す。國家は他の國家の人家と別存すべき一定の人民を有せざるべからず。

四、領土

領土は主權及人民と共に國家成立の要素にして主權の當然行はるる範圍をいふ。即ち主權は其の國家の領土を以て活動の領域となすものなり。

【注 意】

廣く領土と稱する時は、領海(近世に於ては凡そ着弾距離を標準とし干潮時に於ける水陸分界より三哩説と六哩説とあり)及び領空(領土、領海の上にある空中)をも含むことなれども後者に關する國際法上の原則は未だ確立せられざるなり。(三宅博士法

五、國家の目的

國家は主權・土地・人民に依りて構成せらるるものなれば、其の存在を維持せんには主權・人民・領土を保全するの必要あり。故に國家は外他國の侵略を防ぎて其の獨立を維持し、内國內の秩序を保全して國民の生存と福利とを増進し、且獨立の品位を保ちて列國と交り、進みては人道の發達に貢獻すべきなり。

古代にありては國家の目的は専ら公安の維持にありき。即ち國家は單に安寧秩序を維持するを以て目的となすものとし、隨て治者の職務は主として警察・司法・軍事に止り、其の外國と實際あるものは更に外交事務ありしも、之れ亦専ら國際上の紛争危害を豫防し、制止せんが爲めにするに過ぎざりき。然るに近世に至るに従ひ國家の目的は公安の目的に止らずして、更に公益の維持發達を以て其の目的とすべきものと爲し、治者の職務は、國家は國家人民の利益幸福を維持し發達せしむべき一事を加へたるのみならず、此の一事は却つて職務の大半を占むるに至れり。故に政府の事務は警察・司法・軍事・外交の外、更に農商工務・教育・衛生・土木・交通及殖民等の諸點を加へ來れり。(岸本博士法學通論)

六、國家の發達

人類は孤立しては其の生存を完うすること能はず。相互に團結して共同生活

を營まざるべからず。故に夫婦親子相集りて一家を成し、更に進みて一部落を成し、遂に現今の如き國家をなすに至れり。

(1) 第一期 孤立時代 家々各々孤立して毎戸に家長あり。家族は家長に服従し、而して各家の間に關連統一なく、各自自由行動をなして孤立するものなり。國家創始の時代即ち是なり。

(2) 第二期 部落時代 各家自由行動をなす爲め衝突を來し争奪をなすに至る結果、附近の者團結し相助けて安全に暮さんとし、體力、知力の優れる者を長として之に服従するに至る。此の小團體は即ち部落にして其の長は即ち會長なり。治者、被治者の關係茲に於て成立す。

(3) 第三期 封建時代 部落多く生ずれば團體相互間の争奪を生じ、有力なる部落、有力なる會長は他の部落會長を征服併呑するに至る。かくして部落の數は減少し團體は漸く膨大す。而して會長は諸侯となり、其の中の有力者は更に諸侯の盟主として覇權を握るに至る。これ即ち封建時代なり。

(4) 第四期 國家統一時代 諸侯の盟主又は其の他の有力なる諸侯が、遂に他の諸侯を征服して國家を統一し、茲に完全なる國家を生ずるなり。之を國

家統一時代といふ。

我國は族制國家なり 世界に於ける多くの國家は、發達の順序略々以上の如くなれども、我國に於ては第一期、第二期はありしも、神武天皇國內を平定せられてより統治の大權は早く既に帝室に歸し、第二期の部落時代より直に第四期の國家統一時代に移りしなり。

【注 意】

國家、と地方團體、とは等しく土地と人民とを有し、又支配の權力を有する等類する相似たるところありと雖も、二者は其の性質を異にす。即ち國家の權力は固有なるものに反し、地方團體の權力は國家の委任に依りて之を行ふに過ぎず。從て國家の如く國際上の資格を有することなきものとす。(土屋氏公民教科書)

第二課 國體及政體

(教授時數凡一時間)

要 旨

國體及政體に關する理解を得しめ、特に立憲君主國體の眞髓を説き、我が國體及政體の特長を知らしむ。

解説

一、國體

(1) 國體の意義及種類 主權所在の體様を國體と稱す、故に國體の區別は主權の所在如何に基くものなり。即ち主權が君主に存する時は、其の國家を君主國といひ、人民に存する時は之を民主國と稱す。我國の如きは君主國體にして米國・佛國の如きは民主國體なりとす。

【註】國家は一の團體として意思を固有し此の意思の力を主權と稱し法理上國家は主權の主體なり。然れども主權が國家の如何なる所に存在するかは國に依りて同じからず此の主權所在の體様を國體と稱す。而して主權行動の形式は政體にして國家の體制は國體と政體との二に依りて定まる。君主國體とは特定の一人を以て國の主權者と爲す國體なり、一人の自然意思の力を以て主權と看做すものなり、君主の意思即ち國家の意思にして君主と國家と相同化し一ありて二なき國體なり。

(2) 我が國體の精華 歐洲の歴史に於て最も古く存在せしは民主國體にして、君主國體は爾後に發生したるものなり。而してローマの如き、フランスの如きは、或は君主國體となり、或は民主國體となり、變遷常ならざりしも、我國は

我國體の特色

- 一、萬世一系の天皇
- 二、皇祖皇宗の肇國
- 三、皇室中心の國家
- 四、忠孝一致の國家
- 五、愛國心の熾烈
- 六、國土不受侵略
- 七、世界最舊の歴史

全く之と趣を異にし、遠き國初より君主國體として存在す。

「豊茅原千五百秋瑞穂ノ國ハ是レ我カ子孫ノ王タルヘキ地ナリ、爾皇孫就キテ治メヨ寶祚ノ隆ヘマサシコト天壤ト共ニ窮リ無カルベシ」

との皇祖の大詔は柄として日星の如く、爾來今日に至るまで此の國體は曾て毫も渝る所なく、將來も亦天壤と共に悠久無疆なるべし。嘗に國體が終始一貫君主國體なるに止らず、君主は萬世一系の天皇にして、皇祖皇宗列聖相承け、皇位は常に皇祖の直系にして、國民の大半は其の末葉なり。上下の間實に父子の如く忠孝一致君民相和樂して國體の精華を盡し、以て君主國體の範を中外に示す。斯る國家は宇内廣しと雖も、我が國をおきて他にあらざるなり。我が國民たるものよく我が國體の優秀なる所以を明にし、以て須臾も忠君愛國の念を忘るべからず。

すめらみくにのものもふは如何なることをかつとむべき
たゞ身にもてる真心を君と親とにつくすまで

神州誰君臨 萬古仰天皇 皇風洽六合
明德伴太陽 不世無汚隆 正氣時放光

二、政體

政體の意義及種類 政體とは主權行使の方法形式をいふものにして其の種類左の如し。

(イ) 專制政體 專制政體とは主權者又は其の代表者たる者に於て統治權を專行する政體を云ふ、即ち主權者が一切の政務を親裁し、他の者をして參與せしめざるものをいふ。故に專制政體の國に於ては、主權者は其の欲するが儘に政務を行ふものなり。

(ロ) 立憲政體 立憲政體とは三權分立論に則り且つ民選議會をして立法權の行使に參與せしむる政體を云ふ。即ち主權の作用を立法、司法、行政と三分し各作用を別個の人を以て組織したる獨立對等なる機關をして行使せしめ、而かも之等の機關の有する權限は主權者又は其の代表者と雖も國法上濫に其侵犯を許さしめず、且國民の選舉したる議員を以て組織せる議會をして立法權の行使に參與せしむることを原則と爲す政體なり。

立憲政體を採用する國家を今日通常憲法國又は立憲國と稱す、如何なる國家と雖も根本法たる憲法なきは無けれども立憲政體を採用する國家に限り特に憲法國又は立憲國と稱するは歴史に基く今日の通例なり。

【註】 權力分立の論は希臘時代より唱へられたる所なれども最も聞ゆるは佛國のモンテスキューと爲す。

モンテスキューは其の著「法の精神」(一七四八年)に於て數百年來英國に於て實行せらるゝ所なりと稱して所謂三權分立論を説く、即ち統治の作用を分ちて立法・執行・裁判の三と爲し此の三權は各別個人をして行はしめざるべからずと爲し是れ實に前人未發の卓見にして近世各國に採用せられたる立憲政體の基礎となりたる思想なり。而して三權分立論は近世に於て實際上は英國に發源し學說としては佛國に於て完成せられ、今日左の意味に於て行はる。

- (1) 主權の作用を立法司法及行政の三權に區分す。
- (2) 各別個の機關をして三權の行使に參與せしむ。
- (3) 三權を掌る各機關を別個の人を以て組織せしむ。
- (4) 三權の各機關を獨立對等ならしむ。

以上の則原は主權の作用を分立し、之が行使に參與する人々を別個獨立對等ならしめて權力專横の弊を矯正し以て人民の權利自由を保障せむとする精神に出たるものなり立憲政體は此の原則の精神を採用したるものなり。

三、國家の種類

- (1) 專制君主國……………暹羅
- (2) 專制民主國……………現時存せず(英國ノナテセシクガソクソレナリ)
- (3) 立憲君主國……………日本
- (4) 立憲民主國……………佛國・米國

四、我が國體及政體

我が國は君主國體にして立憲政體たり。即ち主權の所在は萬世一系の皇位にありて古往今來敢て變更することなし。政體に至りては明治二十二年憲法を發布せられ、二十三年帝國議會開會の時を以て憲法の効力發生し、同時に政體變更せられたり。是實に我が國の立憲政體に變じたる時にして、臣民の等しく記念すべき時期なり。

而して此の立憲政體を維持して益々國家の發達を圖り、我が國威を中外に宣揚し、以て國家の進運を扶持するは、是れ我が臣民の上 天皇陛下に對し奉り下子孫に對して負ふ所の重大なる責務なり。

要旨

第三課 我が帝國

(教授時數凡四時間)

解説

一、我が建國の體制

(1) 我が國體 我が國は萬世一系の天皇の統治し給ふ君主國體なり。此の體制は建國以來毫も動かざりし事實にして、又未來永劫淪るべからざる所のものなり。宇内に國を立つるもの尠からずと雖、建國以來數千載君臣の分儀として紊れず、一系連綿たる君主を戴き上下親睦國運の發展をなせる我が國の如きもの一として是あることなし。

我が國は世界の歴史上實に靈異なる一特例を與へたるものなり。惟みるに我が國が獨り列國に卓絶して、斯くの如き光榮ある特例を爲すに至りし所以のもの決して偶然にあらず。我が建國の體政、列聖の至仁、臣民の誠忠、總て萬國に秀絶するものあるを以てなり。

(2) 皇統一系 凡そ我が國史を繙くもの誰か一大事實の此の間に貫通するものあるを發見せざらん。之を發見せるもの亦誰か驚歎讚仰せざるものあらんや。謂ふ所の一大事實とは何ぞや。即ち萬世一系の皇統連綿として我が國を統治し給ひ、建國以來二千數百載、君臣の分儼として毫も紊れたることなき是なり。

我が國史は之を太古に徵するも、上古に稽ふるも、中世に顧るも、又今世に觀るも、未だ嘗て統治者として一系の皇位を闢けたる事なし。一系の皇位は我が國史の脊柱たり棟梁たり。斯くの如きは萬國の史上に絶えて見る事を得ざる所、是をしも世界史上の光榮ある靈異事と謂はすして、將た何をか靈異事といはんや

(3) 天孫降臨 謹みて史を按ずるに、伊弉諾尊、伊弉册尊、造化の功既に經へて天下に君たるものを生まん、と議り給ひ、先づ大日靈尊を生む。此の御子、光華明彩六合に照徹せり。二尊大いに喜び給ひ、吾が子多しと雖も、此の如く靈異あるものはなし、久しく此の國に留むべきにあらず。當に早く天上に送りて授くるに、天上の事を以てすべしとて、即ち此の御子を天上に送り給ふ。天照

大神と申し奉るは是なり。

後素盞鳴尊を生み給ふ此の御子、天下に君臨すべかりしを、性勇悍にして哭泣を以て行とし給ひしかば、二尊は無道なりとて、君となし給はず、遂に根の國に放ち給へり。然るに素盞鳴尊は根の國に就く前、既に大己貴命と申す一子を挙げ給ひしが、此の神療病禁厭の法などを傳へて、民人の歸服を得、盛んに國土の經營を爲し給へり。然れども如何に國土を經營せりとはいへ、既に君たるの位を奪はれ、追放の刑を受け給ひし素盞鳴尊の御子なれば、正當の統治者たるべきにあらざること論なし。然れば我が豊葦原中國は茲に別に正當なる統治者を得ざるべからず。

その正當なる統治者たるべきは如何なる御方ぞ。そは必ず諸册二尊の嫡流にして而も最も其の御心に適ひし者ならざるべからず。天照大神は最も其の要件に適へるものなり。されば天下に君臨すべきは此の神なれども、此の神は天上の事を知しめざるべからざりしが故に、親ら天下に降臨すること能はず。乃ち其の御子天忍穗耳尊を降して、君たらしめんとせり。此の神未だ天降まさるに瓊瓊杵尊と申す御子を産み給ひしかば、天照大神は此の

皇孫を降して葦原中國を治めしめんとし給ひ、豫め事を決せんが爲めに諸神を遣し給ひしが何れも復奉せず。最後に經津主武甕槌の二神を遣し、に、二神先づ出雲の大己貴命と其の御子事代主命とを訪ひて曰ひけらく「今皇孫瓊瓊杵尊此の中國に君臨すべく天降りまさんとす。汝等此の國を讓るの心なきか」と。大己貴事代主の二神は「天神の此の國を治められんこと當然なり。我等謹みて避け奉らん」とて直に此の國を讓り給ふ。

(4) 大義名分 以上の史實中既に一大事實の嚴然として横はるを見る。始め諸冊二尊の四人の御子を生み給ひしは天下に君たるべきものを得んとてなり。されば此の葦原中國に君たるべきものは必ず此の造化二神の嫡流ならざるべからざるは、此の事實に徴して明かなり。而して素盞鳴尊無道にして放たれ給ひし上は其の御子大己貴命如何に國土を經營せりとはいへ、決して正當なる統治者たるべからず。大己貴事代主は既に此の大義名分を明かにせり。即ち天孫降臨の大詔によりて直に其の國土を還し奉れり。此の一事既に君臣の分を明にし、萬代動きなき皇基の瑞兆を示せるものと言ふべし。此の如きの史實萬國の國史中果して其の類例ありや。

天照大神は經津主武甕槌の二神より葦原中國既に平定し畢れる由を聞き給ひ、三種の神器と五部の神とを配侍し給ひて、皇孫を此國に降し給へり。皇孫即ち天の八重雲を排し分ちて稜威の道別きて日向の襲の高千穂の峯に降り給へり。茲に萬世不易の皇統其緒を聞き、我が大日本の基礎始めて成れり。其御子彥火火出見尊及其の御子鸕鷀草葺不合尊は皇祖の遺志を繼承して國土の經營をなし、又其の御子なる神日本磐余彥尊カムヤマトイハヒコノミコに至りて帝業愈々盛なり。

(5) 建國達成 神日本磐余彥尊生れて明達意豁如たり。尊皇祖皇考の積慶重暉の後を承け、業に天業を恢弘するを以て念と爲させ給ひ、遂に中國平定の意を決し師を率ゐて東征の途に上り、行く行く筑紫吉備等の地を拘ひ進みて河内大和紀伊等に於ける土豪兇賊を誅戮し、遂に畝傍山の東南樞原の地を相して宮殿を營み、都を奠め寶位に臨みて蒼生を治め給ひ、以て上は乾靈國を授け給へし徳に答へ、下は皆孫正を養ひ給ふの心を弘むべし、と詔らせ給へり。是に於て我が皇祖皇宗の天業愈々恢弘せられ、我が大日本帝國の基礎益々固くして且つ全し。是實に萬國と其の趣を異にする所の我が建國の體制にして、特殊なる我が國道徳の基礎は此に啓成せられたり。

二、立憲政體の立

(1) 五箇條の御誓文 慶應三年十二月九日王政復古の詔を發して大變革を斷行し給ふや、天皇朝に臨みて萬機を親裁し給ひ、翌慶應四年三月十四日紫宸殿に出御し、公卿諸侯を率ゐて五箇條の國是を神祇に誓ひ且之を群臣に宣し給へり。其の文に曰く

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ信マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕窮ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此ノ旨趣ニ基キ協心努力セヨ

と、維新政治の基礎こゝに始めて確定するに至れり。

(2) 民選議院設立の議

(イ) 公議所(後に衆議院)の設立……元年五月

制度及び律令を議す。毎月二七の日を以て會せしめらる。廢刀の議穢多非人の稱を廢する議、刑法に依らずして人命を絶つを禁する議等は皆此の決議を経たるものなり。

(ロ) 待詔局を置く……明治二年三月

一般人民の建言に便ならしむ。

(ハ) 愛國公黨組織さる

1 明治六年民選議院設立の議起りし以來、政治思想は遽に全國に波及し或は新聞に或は演説に人民參政の權に關する議論をなすもの益々多く政治思想は全國に蔓延せり。

2 愛國公黨組織 政治思想の鼓吹につとむ。板垣退助・副島種臣・後藤象次郎・江藤新平・由利公正等之れに當る。

(ニ) 民選議員設立の建白

1 七年一月、副島後藤板垣江藤由利小室岡本古澤の八名、民選議院設立の

建議をなし、國憲を樹立し、有司專政の弊を矯めんと請へり。

- 2 加藤弘之等は、人智未だ開けざるを以て、議院開放尙早論を唱へ、遂に民選議院設立を見るに至らざりき。

(3) 立憲政體の階梯と國會開設の大詔

(イ) 元老院の設置

- 1 八年四月詔勅を發して、大いに改制を更新し、元老院を設け、地方官會議を開き、又大審院を置き、立法司法行政の區分を明ならしめ、漸次立憲の政體を立てんことを示し給へり。

- 2 元老院は當時立法の機關にして、副島種臣、山利公正、陸奥宗光、勝安房、後藤象次郎等十四名元老議員に任せられたり。

(ロ) 大審院の設置

- 1 八年四月、最高覆審法廷なる大審院設置せられたり。
- 2 東京、大阪、長崎、福島に上等裁判所を設け、府縣裁判所の裁判に不服なるものをこゝに控訴せしめ、猶ほ服せざるものをして大審院に上告せしむるの制となれり。

(ハ) 地方官會議開かる

- 1 立法司法の兩機關設立せられたれども、行政機關は中央政府と地方府縣との連合未だ完からず。中央集權の實舉らず。
- 2 八年六月、地方官會議を東京に開き、天皇親臨して開會式を行はれ、木戸孝允を議長として、租税を國稅府縣稅とすること、市町村會を開くこと等を議決せり。

(ニ) 府縣會開かる

- 1 明治十一年、第二回地方官會議を開くに及び、府縣會規、地方稅規、郡縣町村編成法等を議決せり。

(ホ) 國會開設請願

- 1 板垣退助、征韓論後再び政府に入りしが、議合はすして九年職を辭し歸國して法律研究所を開き、盛に民權思想の鼓吹に勉めしかば、政治思想の發達著しく、高知縣は殆んど民權論の淵藪となれり。
- 2 十三年三月、愛國公黨大阪に大會を開き、國會開設の請願書を作り、片岡

健吉・河野廣中を奉呈委員とし、有志者八萬七千人の同志總代として上京請願せしめたり。

3 十三年一月、岡山縣有志の國會開設建白書を奉るあり、又福岡共愛會よりも奉りたり。

4 之れより新聞雜誌上の論議も喧らく、政黨も亦起れり。

5 政黨

自由黨、坂垣退助の組織するところにして、自由を擴充し、善美なる立憲政體を確立せんとす。

立憲帝政黨、保守主義をとり自由黨に反對す。

改進黨、大隈重信の組織したるものにして、秩序的進歩主義をとり自由黨立憲帝政黨の中間に位す。

(～) 國會開設の詔 十四年十月十二日 天皇詔を下し 二十三年を期して國會を開設すべきことを宣し給ふ。

(4) 内閣制度の創立

(イ) 憲法立案

1 明治十五年三月、參議伊藤博文を歐米に遣し、其の制度及憲法政治の實況を視察せしめたり。

2 博文歐米を巡行し、多く獨逸に止りて憲法及制度を調査し、翌年八月歸朝し憲法制定の任に當れり。

(ロ) 官制改革

1 維新以後屢々官制改革あり、概ね大寶令に據りしが、博文の歸朝後大に泰西の風に倣ひ官制を改革せり。

2 十八年十二月官制改革を發表せられ、太政大臣左右大臣參議等の官を廢して内閣の組織となれり。

3 内閣總理大臣及外務・內務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の各大臣を以て内閣を組織し、何れも國務大臣として至尊を輔弼し奉る任に當らしめたり。(中頃拓殖大臣を置きたることあり、又大正九年より之に鐵道大臣加はる)

4 宮内省は行政官省と全く分離し、別に宮内大臣及び内大臣を置かれたり。

5 太政大臣三條實美内大臣となり。伊藤博文内閣總理大臣となり。閣員には薩長二藩の出身多く任せられたり。

(5) 地方自治制の實施

(イ) 二十一年四月政府は地方共同の利益を進め、國民の幸福を増進せしめんが爲め、市制町村制を發布せり。

(ロ) 二十二年四月一日より實施せられ、地方自治の制度茲に確立す。

(6) 憲法發布と帝國議會の開設

(イ) 憲法發布

1 先に伊藤博文西洋諸國の國風並國法を研究し、旨を奉じて帝國憲法を起草するに當り、井上毅伊東己代治等と日夜講究する所あり、案成りて上奏す。

2 天皇之れを樞密院に附られ遂に大日本帝國憲法を定め給ふ。

3 二十二年二月十一日紀元節の佳辰を以て國民歡呼の聲裡中に憲法發布の大典を擧げ給へり。

4 皇族華族各大臣各國公使大使陸海軍の將校元老院議官府縣會議員等

(ロ)

式場に參列し、文武の高等官、内外新聞記者等に陪侍拜觀を許されたり。皇室典範制定

同時に皇室典範をも制定せられ、皇室位及皇室等に關する重要な事項を定め給へり。

(ハ) 帝國議會召集及開會

1 帝國議會は貴族院衆議院の二院より成る。

2 二十三年貴族院議員二百七十六人、衆議院議員三百人を選出し、十一月二十五日帝國議會を東京に召集し給へり。

3 十一月二十九日、天皇貴族院に臨御し給ひ、帝國議會開院式を擧げさせ給ふ。是に於て立憲政體の實始めて備はれり。

第四課 憲法

(教授時數凡三時間)

要旨

大日本帝國憲法發布の次第及其の精神を知らしむ

解説

一、憲法の意義

憲法とは統治権の所在及其の行動の形式を規定したる國家統治の大法なり。即ち國體及政體の原則を其の内容とす、然れども通常所謂三權分立論に則り且民選議會を開設し之に依りて立法権を行ふことを定めたるものを指して特に憲法と謂ふ

二、立憲政治の要點

(1) 國民參政權 立憲政治とは憲法に基きて國家を統治するの意なり。立憲君主國に於ては君主之が主となり、民意を酌みて主權を行使す。隨て其の國の憲法は君主統治の大權を明確にし、臣民の自由と權利とを保障し、又其の義務を規定し、之に參政權を與ふ。故に憲法に於ては民意を重んじ公論をとり上下共に國事に任すべきを規定す。斯く國民に參政權を附與するは、立憲政治の第一要點なりとす。

(2) 三權の分立 立憲政治は主權の作用を立法、司法、行政の三權に分立し之を獨立對等なる三機關に分任せしめ以て公平なる政治を行ふ。是立憲政治の第二の要點なり。

此の三機關は對等の地位を有するが故に他を侵犯することなし。蓋し各機關相互の抑制により權力の亂用を防止せんが爲めなり。

(イ) 立法機關 帝國議會是なり。抑々立法權とは法規を制定する主權の作用を謂ふ。國民の參政權は議會を通じて行はれ、法律及豫算は必ず議會の同意を要す。若し主權者にして法律を定め、租税を課せんと欲せんか、議會の同意を経ざるべからず。是に於て濫權の弊を防止することを得ん。

(ロ) 司法機關 裁判所是なり。司法權とは法規の維持を直接の目的として民事刑事の裁判を爲す主權の作用を謂ふ。蓋し司法機關は人民の生命身體財產名譽に至大の關係を有するを以て立法行政二權の侵害を防ぐ爲め獨立なる機關をして之を行使せしめ人權の擁護を期するものとす。

(ハ) 行政機關 政府即ち國務大臣是なり。立憲國の行政は其の責任の歸する所に國務大臣にありて累を君主に及ぼすこと無し。國務大臣たるもの、若し其の施設宜しきを失ひ、帝國議會に於ける多數の贊同を得ざる時は、君主に對して責を引き辭職す。然れども若し國務大臣に於て、帝國議會の多數の意向が國論を代表せざるものと認むる時は、之が停會又は解散を

奏請することを得べし。斯く政府と議會とは相互に抑制して始めて至正公平なる政治の行はるゝものなり。

(3) 權利義務の保障 立憲政治は總て法の規定に依りて國民の權利義務を確立し、且之を保障す。故に生命財産等專制政治の如き不安の状態にあることなし。隨て國民は安堵して生業を營み、各々嚮ふ所に發展することを得、進みては其の國家をして益々富强隆盛ならしむるものなり。

(4) 立憲精神の適用 立憲精神は常に國家生活の大精神たるのみならず、總ての共同團體に適用すべきものなり。尙ほ人々家々其の身を修め、其の家を齊ふる所以の精神たり。能く此の精神を會得し、服膺する時は個人として其の人格を完全にし、其の行動を善美ならしむべく、又一家として父子兄弟姉妹相和し、圓滿なる家庭たらしむるを得るものなり。

三、帝國憲法の發布

(1) 憲法發布の由來 我が國は建國以來專制政體なりしが、維新の初めに當り、明治天皇大政を親らし給ふや、廣く海外の大勢を顧みさせ給ひ、立憲政治は文明國最善の政體にして、又我が皇祖皇宗の樹立せる國是にも適ふものなる

ことを明察し給ひ、明治元年五箇條の御誓文に「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はせられ、同八年地方長官會議を興し、同年元老院を設けて立法の府とし、後同十一年府縣會規則を發布して地方議會を起させ給ふ。次いで十四年十月に至り、明治二十三年を期し帝國議會を開設すべき詔を煥發せらる。明治十五年參議伊藤博文を歐洲に差遣し、各國憲法を調査せしめ、翌年歸朝するや帝國憲法の草案を起草せしめたり。該草案成りて樞密院の審議に付せらるゝや、先帝は公明至慈の聖旨を以て之を親裁し給へり。而して深く國體の由つて來る所に鑑み給ひ、臣民の幸福を増進し、國家の進運を扶持し給はんとの大御心より、茲に千載不磨の大典を欽定し給ひき。即ち帝國憲法は建國以來定れる我國體を宣揚し、且つ新に立憲政體を採用したるものなり。

(2) 憲法の發布 明治二十二年紀元節の佳辰に當り、大日本帝國憲法を宣布し給へり。此の時明治天皇は之を祖宗の神靈に告げて

世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ從ヒ宜シク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ照示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所トナシ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶

福ヲ増進スベシ

と仰せられたり。又更に詔して

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シテ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ之レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ。

又

國家政治ノ大權ハ朕カ之レヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之レヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス
尙ほ最後に

朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシと仰せられたり。

今上天皇陛下御踐祚せらるゝや

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ皇謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス

と勅し忠誠ならんことを命じ給へり。

吾人臣民たるもの宜しく皇恩の優渥なるを思ひ其の叡慮の存する所を體し、憲法を遵守して憲政の美を紹成し益々其の發達を企圖せざるべからず。
外國憲法制定　歐洲諸國の憲法は或は君主の專横を制せんが爲に君民の協定又は人民の制定にかゝり其の間君民互に相争ひ劇烈なる紛争を起して、許多の生命を犠牲にせるもの其例尠からず。故に其の憲法は血ヲ以テ購ヘリ

と稱せらる。然るに我が憲法は然らず。實に天皇が國家臣民の幸福を冀はせ給ふの叡慮に基き欽定せられたるものなり。

(3) 帝國憲法の組織及改定

帝國憲法は七章七十六條より成る。

第一章	天皇	第二章	臣民權利義務
第三章	帝國議會	第四章	國務大臣及樞密顧問
第五章	司法	第六章	會計
第七章	補則		

憲法改正の必要ある時は、天皇親ら發議して帝國議會の議に附す。議會は天皇の御諮詢に應へ、其の議を奉るの外之が修正改變を試むることを得ず。

四、皇室典範

皇室に關する法典あり帝國憲法と同日に發布せらる。

第五課 天皇 (教授時數凡二時間)

要 旨

天皇及皇室に關する概念を與へ帝國臣民としての心得を自覺せしむ。

解 說

一、天 皇

我が大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治し給ふが故に、天皇は我が國の主權者にして統治權を總覽し給ふ。

天皇は國家意思の作成者にして國家活動の源泉たり。其の尊嚴を維持せらるる爲左の特權を有す。

(1) 不可侵權 「天皇は神聖ニシテ侵スヘカラス」。天皇の神聖不可侵は其の法律上の意義に於ては二事を意味す。一は何事も不敬を以て天皇を干犯するを得ざること是なり。之に就ては刑法は天皇に對する不敬及危害に對し特別の重刑を科せり。天皇は國務に關しても、皇室又は軍令の事務に關しても自ら其の責に任することなく、其の輔弼の任に當る者一切の責に任す。一は天皇は其の總べての行爲に就いて自ら責に任せざること是なり。

(2) 尊榮權 天皇は一身上特別の榮譽を受くるの權を有す、即ち特別の稱號及敬稱を保つるの權、特別の紋章其の他尊榮の表章を用ふるの權、三種の神器を承

有するの權、宮廷を組織するの權、守衛儀仗の權是なり

(3) 天皇は右の外なほ次の如き憲法上の大權を有せらる。

- (一) 立法に關する大權
- (二) 議會に關する大權
- (三) 緊急勅令の大權
- (四) 行政上命令の大權
- (五) 官制官規文武官の俸給任免の大權
- (六) 軍令及軍政の大權
- (七) 外交の大權
- (八) 戒嚴宣告の大權
- (九) 榮典授與の大權
- (10) 恩赦の大權

二、皇位繼承

皇位とは統治權の主體たる天皇の地位をいふ。此の地位を充す自然人は即ち天皇なり。皇位は無窮に存続すれども、自然人たる天皇には生死あるを以て其の地位に當る者の變更を生ずるは亦當然の理なり。此の如く天皇の曠闕するに當りて一定の人が其の位に上ることを皇位繼承といふ。

天皇崩御まします時は皇嗣直に皇位を充し、祖宗の神器を承けさせ給ふ。之を踐祚といふ。皇位繼承とは即ち之れをいふ。而して先帝の崩御と天皇の踐祚との間には法理上分秒の空隙だに無きものなり。我が國に於ては皇位繼承に伴ひて當然生すべき事項は年號の變更なり。天皇踐祚の後直に元號

を立て、御一代の間再び之を改めざることは明治元年以來の定制なり。即位の禮と踐祚とは異れり。即位の禮は天皇が萬世一系の皇位を繼ぎ天壤無窮の皇位に即かせ給へることを公式を以て皇祖皇宗に親告し天下萬民に宣示せさせ給ふ大義にして、諒闇後京都に於て行はせらる。

(1) 皇位繼承の資格 憲法第二條及皇室典範に規定せらる。

(イ) 皇統なること。皇位とは天皇の血統により祖宗の正系を承くる子孫をいふ。皇統のものにあらざれば皇位を繼承すること能はざるは我が國體の精華にして、和氣清磨が宇佐八幡の詔宣を傳へて天津日嗣は必ず皇儲を立つべしと奏上したるが如き又此の大原則を表明せるものなり。

(ロ) 男系の男子たること。男系の女子又は女系の子孫は皇位繼承權を有せず。

男系の男子とは父方の系統にして、且男子たるをいふ是れ我が國古來の常憲にして推古天皇以來間々女帝を出したるは一時の變例に過ぎず。今日の憲法及皇室典範に依ては男子にあらざれば繼承すること能はざるに至れり。

(2) 皇位繼承の順序

皇室典範

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ。(長系主義)

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皆長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ。以下皆之ニ例ス。

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル。(嫡出子主義)

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ。(直系主義)

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ。

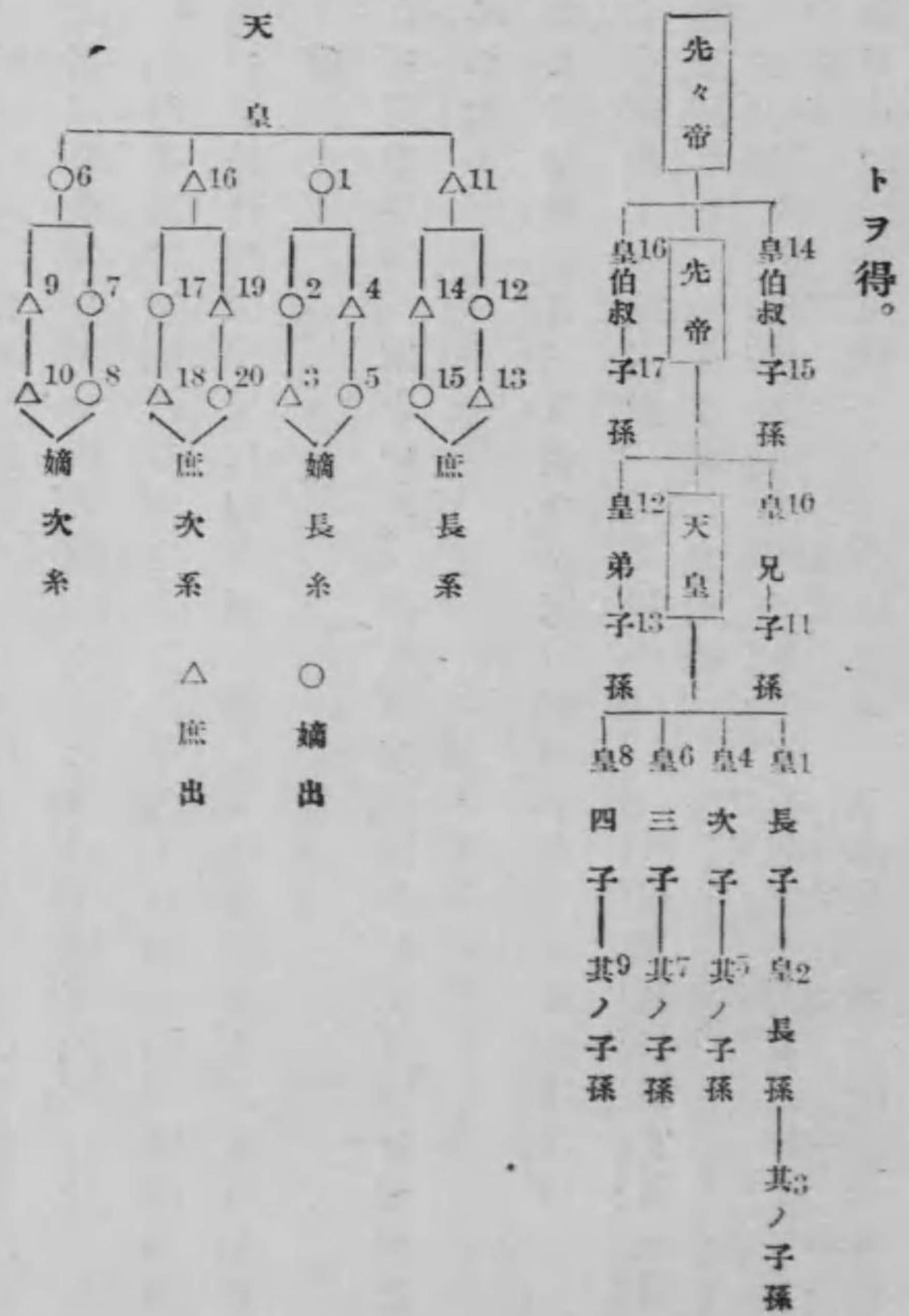
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ。(最近親主義)

皇族ニ傳フ。(最近親主義)

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス。

第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢ス前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコ

トヲ得。



天皇の皇子中第一に皇位繼承の順序に立つ方を皇太子といふ。天皇の皇孫にしては繼承の順序上第一に立つ方を皇太孫といふ。皇太子、皇太孫の名稱は當然の名稱にあらずして、勅旨に依りて始めて此の名

稱を得らるゝなり。皇太子・皇太孫の名稱を受くれば成年の年齢早まる。即ち普通の皇族は臣民と同じく二十歳にして成年に達すれども、皇太子及皇太孫は満十八歳にして成年に達す。

又成年に達したる皇太子及皇太孫は攝政となることを得。皇太子若くは皇太孫は未成年なるか又は故障あるときは1、親王及王 2、皇后 3、皇太后等の順序を以て攝政となれども、皇太子若くは皇太孫が成年に達し、或は故障止みたる時は皇太子又は皇太孫に對して攝政を譲らざるべからず。

三、皇室

皇室とは天皇の御一家をいふ。即ち天皇を家長とし、皇族を家族とせる團體を指すものなり。

皇族とは皇統の男子及其の正統の配偶者並皇統の女子をいふ

太皇太后	皇太后	皇后
皇太子	皇太子妃	皇太孫
皇太孫妃	親王	親王妃
内親王	王	王妃
女王		

天皇皇族に對する敬語

陛下 天皇・太皇太后・皇太后・皇后
 殿下 皇太子・皇太子妃以下一般の皇族
 行幸・臨幸 天皇の御他出
 行啓 三后及び皇太子の御他出
 御成 右の外一般皇族方の御他出

皇室典範第三十一條

皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマデハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス。

王は勅旨又は請願に依りて家名を賜ひ華族に列せらるゝことあり。大正九年七月山階宮芳麿王殿下が山階侯爵となられしは其の一例なり。又皇族の女子の臣籍に嫁したるものは皇族にあらず。而して皇族は養子をなすことを得ざるにより、皇族に列せらるゝものは配偶者の外血統上の皇胤たるを要するなり。

皇族の特權左の如し

- (一) 攝政となる資格を有す。
- (二) 貴族院議員となる資格を有す。或年齢に達すれば選舉又は勅選を埃たずして當然貴族院議員たるの地位を有す。
- (三) 皇族會議の議員となること。
- (四) 平時に於て邸宅車馬を徵發せられざること。
- (五) 租税に關する免除の特權を有すること。

- (六) 榮譽上の特権を有すること。菊花の紋章及一定の旗を特に用ふることを得。陛下若くは殿下の特別の尊稱を用ふるを得。
 - (七) 司法上の特権を有すること。皇族相互の民事訴訟は勅旨に依り宮内省に於て裁判員を命じ之れを裁判せしむ。人民より皇族に對する民事訴訟は東京控訴院之を管轄す。皇族は勅許を得るにあらざれば拘引せられ若くは裁判所に召喚せらるゝことなし。
 - (八) 職司を設置すること。皇族の爲には特に陸海軍の武官を之れに附せらる。其他勅任奏任判任の官吏を其の宮家の職員として置くことを得。
 - (九) 經費上の特権を有すること。皇族の歳費は年々皇室經費より一定額を支辨せらる。
- 宮内大臣・内大臣
宮内大臣は皇室一切の事務に就き、天皇を輔弼し且所部の職員を統督し、兼て華族を監督す。
内大臣は天皇に常侍して輔弼す。御璽國璽を尙藏し、詔書勅書其の他内廷の

文書に關する事務を掌る。

四、攝政

攝政を置く場合。

- (1) 天皇未だ成年(滿十八年)に達せざる場合
如何に短日時にても攝政を置かざるべからず。
 - (2) 天皇久しきに亘るの故障に由りて大政を親らすこと能はざる場合。
天皇が精神病又は非常なる重症にて政事を親らし給ふこと能はざるか又は絶対に政事を辦はすこと能はざる場合を指すものにして、天皇の任意に政治をとられざる場合、例へば外國に旅行せらるゝ場合の如きは適當なる代理者を天皇親ら定むるを得るに依り攝政を置くの必要なし。
攝政を置くは自らの意思に依らずして政事を辦すこと能はざる場合に限るものなり。而して此の場合に攝政を置くには樞密顧問及皇族會議の議を経るを要す。
- 攝政就任の順位
- (一) 皇太子若くは皇太孫。
 - (二) 親王及王……親王及王にて攝政となるべき

順序は皇位繼承の順序に依りて決す。(三) 皇后。(四) 皇太后。(五) 太皇太后。(六) 配偶者なき内親王及女王……内親王及女王の攝政となるべき順序は皇位繼承の順序に準じて定む。

攝政又は攝政たるべき者にして精神若くは身體の重患あり又は重大の事故ある場合は其の順序を変更することを得。

攝政の國法上の地位

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ機關なり。故に攝政の發表する意思及其の行爲は天皇の意思及行爲として其の效力を有するものとす。

攝政終了の場合。

- (一) 天皇の崩御。(二) 未成年の天皇成年に達したる時。
- (三) 天皇政を親らする能はざるの故障除かれたる時。

五、憲法上の大權

- (1) 法律を裁可し及其の分布、執行を命ずる權。
- (2) 帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議員の解散を命ずる權。
- (3) 公共の安全を保持し又は其の災厄を避くるが爲め、緊急の必要に由り、帝國

議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發する權。(緊急勅令)

- (4) 法律を執行するが爲め又は公共の安寧秩序を保持し、及臣民の幸福を増進するが爲め必要に應じ、命令を發し又は發せしむる權。
- (5) 行政各部の官制及文武官の俸給を定め又は文武官を任免する權。
- (6) 陸海軍を統帥し、並其の編制及常備兵額を定むる權。
- (7) 戰を宣し、和を講じ、及外國と諸般の條約を締結する權。
- (8) 戒嚴を宣告する權。
- (9) 爵位勳章及其他の榮典を授與する權。
- (10) 大赦特赦、減刑及び復權を命ずる權。

第六課 宮 城

(教授時數凡二時間)

要 旨

宮城の御模様の大略を知らしむ。

解 說

皇 城

- (1) 位置 宮城は東京市にあり、二基一苑に區分せらる。其の西方なるを舊西城とし、今の宮殿は此所に設けらる。東方なるを舊本城とす。舊西城の西方に當る一帯の地を吹上御苑といふ。總面積三十萬六千七百六十坪あり、内表宮殿に屬する總建坪一萬二千七百坪なり。
- (2) 沿革 宮殿は元江戸城又は平川城といへり。康正二年扇谷上杉氏の家宰、太田道灌卿めて築營し、長祿元年竣工す。天正十八年八月朔日、徳川家康此處に入り、翌十九年修理を加へ、次いて慶長十一年三月より九日に亘り大造營をなす。其の後數度火災に逢ひて明治に至る。
而して家康より慶喜に至る徳川氏十五氏三百年の居城たり。
- (3) 皇居 慶應四年四月十一日官軍江戸城を收め、五月二十四日三條實美大監察使として江戸に入り、七月十七日鎮守府を置き關東の政治を行ふ。同月十八日帝都を江戸に遷すの勅あり、明治元年九月二十日車駕京都を發し、十月十二日品川に着かせ給ひ、翌十三日日出度く江戸城に入御ありたり。是に於て江戸城は後永く玉の宮居とは定まりぬ。
- (4) 賢所皇靈殿 賢所は長くも我が皇位と共に無窮なる三種の神器の一たる

八咫鏡を宮城内に齎し祭らせ給ふ所にして、又内待所とも稱す。

皇靈殿は長くも報本反始の大孝を申べさせ給はんとて、皇祖神武天皇を奉り、御歴代の皇靈竝に皇后皇妃皇親の御靈を鎮祭し給へる所にして賢所と並びて其の西に在り。

- (5) 正殿 正殿は宮中に於ける萬の御儀式に使用せられ、元旦には兩陛下出御ありて百官の朝賀を受けさせられ、其の他憲法發布式、軍旗親授式、踐祚式等の如き式典は必ず本殿に於て舉行せらる。正殿は縦七十尺横五十六尺あり、壯美雄麗を極め兩陛下の玉座を設く。

- (6) 豊明殿 豊明殿は醮宴を賜ふ宮殿にして、新年宴會紀元節は勿論國寶竝に外國使臣は御陪食を賜ふ所なり。表御殿は正殿、豊明殿の外鳳凰の間、御座所、竹の間、牡丹の間、千種の間、葡萄の間等あり。奥御殿は宮中に於て最も神聖なる宮殿なるも其の構造至つて御質素なりと拜聞す。

- (7) 戦役記念府 振天府は明治二十七八年戦役及臺灣役。建安府は明治三十七八年戦役。淳明府は日獨役の記念府なり。
- (8) 吹上御苑 吹上御苑は舊西城の西北に位し、總坪數十三萬五百六十八坪あり。

りて三區に分たれ、中央の廣闊なる所を芝庭と呼び、南方鋭角形をなせる地を新構と稱へ、北方阜秋の地を田地といふ。

苑内に霜錦亭望嶽臺駐春閣寒香亭觀瀑亭吹上御茶屋等の各榭亭ありて春韻秋情極めて佳なり。

(9) 皇城の諸門 宮城正門は元、西九大手門といふ。坂下門は元、西九坂下門にして宮内省の正面にあり。通用門は代官町にあり。御車寄は宮城南面にあり、兩陛下の行幸啓還幸啓國賓竝に外國使臣の出入せらるゝ所なり。車寄は東面に在り文武百官の出入する所なり。

◎明治神宮

- 一 祭 神 明治天皇 昭憲皇太后
- 一 社 格 官幣大社
- 一 御鎮座地 東京府豊多摩郡代々幡町大字代々木
- 一 同上面積 二十一萬八千八百九十三坪
- 一 例 祭 毎年十一月三日
- 一 社殿及建物 本殿玉垣内地積 約六千五百坪

其他建物坪數 約六百五十坪

建物様式 流造にして莊重質實を旨とせり。用材は全

部木曾山及臺灣阿里山産の檜にして約一萬九千三百
バを要せり。

内地各道府縣朝鮮臺灣樺太關東州より献す、其の樹種二百有餘。十一萬本。目下鬱蒼たる樹林をなせり。

全國青年團員四千五百人(七十五團體)。何れも奉仕期間中は規律嚴正且忠實勞務に服し普通人夫に比し能率著しく高く貢獻する所頗る大なりしと。

第七課 臣 民

(教授時間數凡二時間)

要 旨

統治權の客體たる臣民に就きて國籍及其の權利義務を知らしめ臣民たる責任の重大なることを理解せしむ。

解 說

一、國籍(臣民籍)

統治權に服従すべき臣民たる身分を國籍又は臣籍といふ。

二、國籍の取得

(1) 出生

(イ) 出生の時父日本人たる時は其の子は日本人なり。出生前に父日本人として死亡したる時も亦同じ。若し出生前に父離婚若くは離縁に依りて日本の國籍を失ひたる時は懐胎の初めに遡り、其の子の國籍を決す。

(ロ) 父母不明なる時又は父無籍なる場合、母日本人ならば其の子は我が國籍を取得す。

(ハ) 父母共に不明なる時又は共に無籍なる場合は日本の領土内に生れたる子は日本人とす。

(2) 婚姻及縁組

(イ) 外國の婦人が日本男子に嫁したるとき。

(ロ) 外國の男子が日本の婦人に入夫となりたるとき。

(ハ) 外國人が日本人の養子となりたるとき。

これ等の場合に於ては我が國籍を取得するものなるが、外國人が日本人の入夫又は養子となる場合につきて特別の條件あり。

一、品行方正なること。

二、引續き日本に一箇年以上住所又は居住を有すること。

三、内務大臣の許可を経ること。

(3) 歸化 歸化によりて國籍を取得するには左の條件を備ふるを要す。

(イ) 引續き五年以上日本に住所を有すること。

(ロ) 滿二十歳以上にして本國法に従ひ能力を有すること。

(ハ) 品行方正なること。

(ニ) 獨立の生計を営むに足るべき資産又は技能を有すること。

(ホ) 現に何れの國籍をも有せず、又は國籍を有するも我が國籍を取得することによりて其の現在の國籍を失ふべきこと。

(ヘ) 内務大臣の許可を経ること。

三、國籍の喪失

左の場合に於て國籍を喪失す。

- (1) 日本の女子にして外國人と婚姻せしとき。
- (2) 自己の志望により外國の國籍を取得したるとき。

四、臣民の階級

我が國に於ては天皇獨り主權者にして他は悉く臣民なり。

- (1) 皇族 臣民の特別階級に屬し、幾多の特權を有す。
- (2) 華族 皇室の藩屏として授爵せられ、特別の禮遇、皇族婚嫁及養子貴族院議員權、世襲財産設定等の特權を有す。公侯伯子男の五階級に分たる。
- (3) 士族平民 一般臣民にして二者名稱を異にするも兩者平等なり。

五、臣民の權利

臣民は憲法の保障により左の權利を有す。

- (1) 一定の資格に應じ文武官其の他の公務に就任するの權。公務とは市町村吏員及議員府縣會議員帝國議會の議員等をいふ。
- (2) 法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有するの權。
- (3) 法律に依るにあらざれば逮捕・監禁・審問・處罰を受けざるの權。
- (4) 法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はれざるの權。

- (5) 法律に定めたる場合の外許諾なくして住所に侵入せられ及搜索を受けざるの權。
- (6) 法律に定めたる場合の外信書の秘密を侵されざるの權。
- (7) 法律の定むる所に依る公益上必要な處分の外所有權を侵されざるの權。
- (8) 安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有するの權。
- (9) 法律の範圍内に於て言論・著作・印行・集會及結社の自由を有するの權。著作とは文書圖畫を以て意思を發表するを言ひ、印行とは機械的又は化學的方法を以て文書圖畫を複製し、之を頒布するをいふ。
- (10) 相當の敬禮を守り一定の方式に従ひ請願をなすの權。

六、臣民の義務

- (1) 兵役の義務
- (2) 納税の義務
- (3) 服従の義務 臣民は領域の内外を問はず、又外國人は其の領域内にある間統治權に服従すべきを原則とするを以て、如何なる形式によりて規定せらる

るも其の服従義務に差異あることなし。

(4) 忠實の義務 臣民は消極的服従義務あるのみならず積極的に統治者及國家に對し有害なる行爲を避け、若くは之れを防止することを怠らざる義務を有す。之れを忠實の義務といふ。

外國人は此の義務を有せず、其の結果として外國人を國家の政務に參與せしめず。假令歸化したりととも國籍法第十六條に依り一定の官公職に就かしめず。即ち歸化人或は其の子にして日本の國籍を有し、又は入夫・養子となれるものは國務大臣・樞密院議長・副議長となるの權を有せず。

第八課 帝國議會

(教授時數凡三時間)

要旨

帝國議會に關する大要を理解せしめ立憲國民としての常識を養ふ。

解説

一、立法

立法とは憲法上法律と稱する形式を具へたる國法を制定するをいひ、立法權と

は法律を制定する統治權の作用をいふ。

憲法に「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」(憲法第五條)又「凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス」(憲法第三十七條)とあり。故に天皇が法權を行はせらるゝには、必ず帝國議會の協賛を必要とし、協賛なきものは法律となすことを得ず。

然れども立法權は天皇にありて帝國議會には存せず、帝國議會は天皇が立法權を行はせらるゝ立法の手續に參與するのみなり。即ち法律は帝國議會の議定に依りて直に成立するものにあらずして、法律案の提出あり、帝國議會の議定を終りたる後天皇の裁可により始めて成立し公布によりて効力を發生するものとす。

左の事項は必ず法律を以て之を定むるを要す。之を立法事項といふ

- (1) 憲法に法律を以て定むべしと規定せる事項
- (2) 一旦法律を以て定めたる事項

憲法上天皇の大權の範圍に屬する事項は法律を以て之を定むることを得ず。この大權の範圍に屬せず、且立法事項に屬せざる事項は、便宜に従ひ法律を以て

又は命令を以て之を規定す。之を法令共同の事項といふ。

二、帝國議會

帝國議會は貴族院、衆議院の兩院を以て成立し、主として天皇の立法に參與する憲法上の機關にして、憲法によりて與へられたる權限を行使するものなり。而して貴衆兩院は一議會の二局部にして、憲法上獨立して帝國議會の權限を行ふこと能はず、兩院の決議一致するにあらざれば帝國議會の決議とならず。

二院制度は臣民の各階級を代表せしめ、輿論を聞くことを得るのみならず、議事の慎重を期するの利益あり。又議會の權力餘りに偏重して專横を極むるを防ぐことを得。

三、貴族院

貴族院貴族院令の定むるところに依り、皇族、華族及勅任議員を以て組織す。

- (1) 皇族 成年に達したる男子は當然議席に列す(任期終身)
- (2) 公侯爵 滿二十五年に達したるときは凡て議員となる。(任期終身)
- (3) 伯子男爵 滿二十五年に達し、各其の同爵中より互選せられたる者(任期七年)伯子男爵の議員の數は伯爵二十人以内子爵及男爵各七十三人以内とし、通

常選舉毎に勅命を以て之を指定す、但し各爵其の總數の五分の一を超過するを得ず。

- (4) 勅選議員 國家に勳勞あり、又は學識ある滿三十年以上の男子にして勅任せられたる者(任期終身)其の總數は百二十五人以内とす。
- (5) 多額納稅者議員 各府縣に於て土地は工業商業につき多額の直接國稅を納むる者滿三十年以上の男子十五人中より一人を互選し、其の選に當り勅任せられたる者(任期七年)勅選議員多額納稅者議員の數を合せて有爵議員の數に超過することを得ず。

四、衆議院

衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す。議員選舉の方法は衆議院議員選舉法及同法施行令によりて知るを得べし。

五、帝國議會の開會、閉會、停會、休會、解散

帝國議會は毎年一回召集せらるゝを原則とす。こは主として國の歲出入豫算議決のためにして、豫算は毎年編成せらるゝものなれば少くとも毎年一回開會するの必要あり、而して會期は三箇月とす、但し必要に應じ勅命を以て之を延長

することを得。この外臨時緊急の必要に依りて召集せらるゝことあり、前者を通常會といひ後者を臨時會といふ。召集とは詔書により議員を開會地に集むるをいふ。

議會は召集を以て始まり開會を以て有効なる行動をなすことを得、會議を以て其の行動を實行し、停會休會を以て其の行動を中止し、閉會を以て一切の議事を終了す、召集開會停會閉會は兩院同時に之を行ふ。衆議院の解散を命せられたる場合は貴族院は同時に停會を命せらる。

(1) 停會 會期中一時の活動を停止せらるゝものにして、停會中は全く議事を開くを得ず、停會は議院法により十五日以内とす。

停會を命ずる目的は、議會の秩序亂れ、この儘引續きて開會する時は公の秩序に危険を生ずる場合、又は議會が政府に過激なる反對をなす場合に於て議會に反省を求むる爲に行はるゝものなり。

(2) 休會 休暇又は議事準備のため議會自ら進みて議事を休止するをいふ。

(3) 解散 解散は衆議院のみに對して行ふ。解散とは衆議院議員の任期を期間満了前に消滅せしむるをいふ。

解散は主として議會の意見が政府の意見と相反對する時輿論の判斷に訴へんが爲に行ふ、解散後は新に總選舉を行はしめ、解散の日より五箇月以内に之を召集す。

六、帝國議會の議事

兩院は各其の總議員三分の一以上出席するにあらざれば議事を開き議決をなすことを得ず。議決は原則として三讀會を経て確定す。兩議院の議事は過半数を以て決し、可否同數なる時は議長之を決す。而して兩議院の會議は之を公開するを原則とす。

七、帝國議會の權限

(1) 立法行爲に參與するの權

(イ) 天皇立法權の協賛即ち法律案の議定權

(ロ) 緊急勅令に承諾を與ふる權、緊急勅令は法律に代るべき勅令なり、次の會期に於て議會が同意を與へたる場合は完全なる法律となり、若し否定したる場合は消滅するものなり。

(2) 憲法の改正案を議決するの權

(3) 財政行爲に參與するの權

(イ) 國家の歳出入豫算に對する協賛權、豫算は國家の毎年の收入支出の豫定なり。而して豫算案は政府より提出するのみにして衆議院、貴族院は提出するを得ざるものなり。

政府が豫算案を議會に提出せんには先づ衆議院に提出せざるべからず。衆議院は其の先議權を有す、豫算は兩院の決議相一致するによりて成立するものなるが、場合によりては豫算不成立となることあり。かゝる場合は前年度の豫算を執行するものなり。

(ロ) 國債を起し及豫算外國庫の負担となるべき契約に對する協賛權。豫算外國庫の負担となるべき契約とは一年度以後に於てなすべき契約につきて豫め議會の協賛を経るをいふ。

豫算の効力は一年度限りのものなれば例へば外國人傭入の契約をなすといふが如き其の年度以後に亘るべき契約をなす場合は、必ず豫算以外に議會の協賛を経るを要す。

(ハ) 豫算超過、豫算外支出、緊急財政處分に對する承諾權

憲法第六十四條第二項 豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

憲法第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需要アル場合ニ於テ内外ノ狀況ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス。

(ニ) 國家の歳出入決算を審査する權 國家の歳入歳出の決算は會計検査院之を檢査確定し政府は其の檢査報告と共に之を帝國議會に提出するものとす。

(4) 各議院は上奏權、建議權、質問權、法律案提出權、請願受理の權を有す。

(イ) 上奏 議院の意思を聖聞に達せんが爲のものにして直接君主に捧呈するものなり、上奏の内容につきては別段制限なきも左の如し。

- 一、儀禮に關する上奏 開院式の勅語に對する奉答の如きは之に屬す。
- 二、政治上の上奏 帝國議會と政府と意見を異にする場合、議會の意見を

上奏し國務大臣の失政を奏聞するが如きは之に屬す。

(ロ) 建議 建議は政府に對して、法律又は其の他の事件に就き議院の希望を表示するものなり。建議の内容は國務大臣の權限に屬する事項に限り、且上奏の如く既往の失政を非難すること能はず。

(ハ) 質問 質問は上奏又は建議の如く議院の決議を以てするものにあらずして、議員三十人以上の賛成を得れば直に質問するを得。質問は國務大臣の責任に屬する一切の事項即ち外交、内治、財政、軍事のすべての事項につきてなすを得。

(ニ) 法律案の提出 兩議院は各單獨に法律案を提出することを得、一旦議院の提出したる議案は撤回することを得ず。

(ホ) 請願受理 兩議院は臣民より提出する請願を受くるを得、而して其の内容を審査し採擇すべきものと決したる場合は、議院は之につき種々の處置をとり得るものなり、或は其の請願書を單に參考として政府に廻附し、或は議院自ら其の採擇を希望する旨の意見書を附して政府に廻し、又は其の請願の趣意を採りて議院自身の名を以て政府に建議し、又は片主に上奏す。

(一) 議院内部の事項に關する職權 議員は議事規則を定め議院内の警察及懲戒又は職員、議長或は委員の選舉、議員の資格を審査する等の職權を有す。

八、議員の權利義務

(1) 議員の權利中最も重大にして且根本的なるものは、議員として國會に參列し得ること是れなり。これ參政權の一なり、而して此の參政權は又同時に議員の義務にして、議員は召集に應じ會議に列席し、公平無私の心を以て其の議事に參與し、表決に加はるの義務を有す。

(2) 議員は議院内に於ける發言表決に就き、院外に於ては全く無責任なり。これ議員として何人にも顧慮する所なく、自由に發言し得しむる爲に認められたる原則なり。

(3) 議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除くの外、會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし。

(4) 政府に質問をなすの特權を有す。

(5) 議員は歳費を受くるの權利を有す。歳費は官吏の俸給と異り決して議員に衣食の費を給する旨に出でたるものにあらずして、唯々議員たるによりて

生ずる失費を償ふが爲めにするに外ならず。

開院式勅語		同上奉答文(衆議院)	
朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ケ	帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ	朕ハ國務大臣ニ命シテ大正十年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム爾等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望	朕ヲ惟ニ
朕下	茲ニ第四十四回帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ゲ優渥ナル聖詔ヲ賜フ	臣等感激ノ至ニ勝ヘス臣等慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ上	陛下ノ聖旨ニ對ヘ下國民ノ委託ニ酬イムコトヲ期ス衆議院議長奥繁三郎誠恐誠惶謹テ奏ス

第九課 政黨と國民

(教授時數凡一時間)

要旨

政黨の成立及本領を明にし國民の之に對する覺醒を促す

解説

一、政黨の成立

立憲政治は公論政治なるが故に自然の勢として政黨を生ず。國民既に憲法に於て參政權を附與せられ權利と自由との保障を受け、國家對自己の關係を知るに至りては、自ら國政に對して相當の見解を生ぜざるを得ず。而して此の國政に對する國民各自の見解は其の地位と境遇と識見とに因りて相異なるものなり、例へば或者は内治を主とし、或者は外交を重んずるが如き、又國防に關し、或者は海軍擴張を唱へ、或者は陸軍の師團増設を主張するが如き、是なり、而して其の意見の相分るゝときは同一意見のもの相互に團結し、各々論難攻究し、自家の意見の實行を期するに至る、茲に於て所謂政黨なるもの成立す。

二、政黨の本領

政黨の本領は國政の完美を圖らんが爲、其の主義政綱を貫徹し之を實行せんことを期するにあり。而も其の主義政綱たるや、國民民福を増進せるの實を擧ぐるものたるべきは論を俟たず。

三、政黨と國民

國民は各政黨を主義政綱を批判し、且其の行動に注意して健全なる政黨の發達を遂げしめ、以て國家の爲に貢獻せしめざるべからず。これ立憲國民の重大なる責務なり。世界に於て政黨のよく發達したるは英國にして、世界各國の模範と稱せらる。蓋し國民の政治思想よく發達して政黨を助長せしめたるに因るなり、我が國は憲政實施以來日尙淺く政黨の發達未だ健全の域に達せず、將來國民の努力に俟つ所甚だ大なりといふべし。

第十課 國務大臣及樞密顧問

(教授時間數凡一時間)

要旨

國務大臣及樞密顧問の性質權限に就きて知らしめ中央政府に關する理解を與ふ。

解説

一、國務大臣

(1) 國務大臣は天皇を輔弼して其の責に任じ法律勅令其の他國務に關する詔勅に副署することを任とする憲法上の機關なり。

輔弼とは天皇が大權作用を行ふに當り之に意見を奉り、天皇より御諮問あらば亦意見を奉上し、天皇の親裁事項に就きては命を奉じて之を施行するをいふ。副署とは陛下の御親裁後御名御璽の次に國務大臣が姓名を自署するをいふ。之によりて國務大臣は自ら天皇の行爲に翼賛し、それに就き責任を負ふことを證明するものなり。法律命令其の他國務に關する詔勅は必ず國務大臣の副署を要す。

詔勅に就きては定義もなく又範圍につきても明ならず。要するに勅令以外の形式を以て天皇の御意思を發表せられたるものを總稱するものといふべし。責に任ずとは、君主に對して輔弼即ち自ら奉りし意見に就きて其の責に任ずるなり。

(2) 國務大臣は便宜上各省大臣を兼ねぬ。

國務大臣は天皇を輔弼し、天皇の行爲に對し副署するを任とする憲法上の機關にして獨立の職權を有せざるも、各省大臣は官制に依りて設けられたる行政官廳にして、各主管の行政事務を掌り獨立して外部に對する職權を有するものなり。即ち文部大臣は教育の行政を掌り、農商務大臣は農工商業上の行

政を司るなり。國務大臣と各省大臣との區別を考ふるを要す。國務大臣とは内閣總理大臣及各省大臣をいふ。

然し其の他の者も勅命によりて國務大臣となる場合なきにあらず。例へば樞密院議長の勅命により國務大臣となるが如き是なり。

(3) 國務大臣は内閣を組織す。

内閣は合議體にして其の權限に屬する事項につきて決議す。

内閣の決議を経べき事項大略左の如し。

- (1) 法律案、歳出入の豫算案及び其の決算案並に豫算外支出。
- (2) 外國條約及重要な國際條件。
- (3) 官制又は規則及法律の施行に關する勅令。
- (4) 勅任官の任命及進退。
- (5) 各省大臣主管の事務にして重要なもの。

内閣總理大臣 國務大臣の首班として内閣を整理し、機務の奏宣をなす。

二、樞密顧問

國務大臣と共に大權輔翼の任務にあたるものにして樞密院官制の定むる所に

依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議する所の憲法上の機關なり。

樞密顧問は天皇の諮詢を俟ち、合議體として意思を奉答するを以て職務とす。

即ち

(1) 諮詢に答ふるものにして、自ら進みて意見を述べること能はず。これ國務大臣と異なる所なり。

(2) 獨立して意見を進むるものにあらずして、樞密院に會議し其の結果により諮詢に答ふるものなり。是國務大臣と異なる所なり。國務大臣は會議の結果多數の決する所を以て輔弼することもあり。各個獨立して輔弼することも素より之れあるなり。然るに樞密顧問は必ず會議を開きて奉答す。これ國務大臣と樞密顧問と其の性質を異にする所なり。又樞密顧問は合議體の點に於て議會に似たれども、天皇が法律を發布せんとするには必ず議會の協賛を経るを要すれども、樞密顧問に於ては天皇が緊急勅令を出さんとし、樞密顧問に諮詢したる場合之に對し異議を唱ふることありとも、天皇は之に反して緊急勅令を成立せしめ之を公布するを得。

樞密顧問は元勳又は練達の士にして年齢四十歳を超えたる者を選びて之に

任す。又國務大臣及在京の成年親王は議席に列し表決の權を有す。

(3) 樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所なり。重要な國務とは樞密院官制の定むる所にして左の如し。

- (1) 皇室典範に於て其の權限に屬したる事項。
- (2) 憲法の條項又は憲法屬法令の草案及疑義。
- (3) 戒嚴の宣告、緊急勅令及罰則の規定ある勅令。
- (4) 列國交渉の條約及約束。
- (5) 樞密院の官制及事務規定の改正に關する事項。
- (6) 前諸項の外、臨時に諮詢せらるる事項。

第十一課 選舉

(教授時數凡四時間)

要旨

一般選舉の原則たる衆議院議員の選舉に關する大要を授け國政上選舉の重要なことを知らしむ。

解説

一、選舉法の種類

衆議院議員は國民の公選する所なれども、國に依りて其の選舉の方法に種々の種類あり。

(1) 直接選舉及間接選舉。直接選舉とは國民が直接に議員を選舉する制度をいひ、間接選舉とは國民が先づ議員を選舉する選舉人たる者を選挙し、其の選舉人をして更に議員を選舉せしむるものにして、即ち國民が間接に議員を選挙する制度なり。例へば北米合衆國の大統領選舉は間接選舉にして、我が國の衆議院議員選舉は直接選舉なり。

(2) 普通選舉及制限選舉。兩者の區別は主として國民の財産上の資格を以て選舉權取得の要件と爲すと否とにあり。即ち弱年者、白痴者、禁治産者、破産者等に選舉權を與へざるは兩者に共通なれども、制限選舉に於ては一定額以上の納税を以て選舉權の要件とし、普通選舉に於ては全然之を撤廢し、一般に選舉權を與ふるものなり。今日歐米諸國に於ては多く普通選舉制を採用すれども、我が國に於ては制限選舉制を採用す。我が衆議院議員選舉法に規定する所の選舉人の資格左の如し。

- (イ) 帝國臣民たる男子にして年齢滿二十五年以上の者。
- (ロ) 選舉人名簿調製の期日まで引續き滿六月以上同一選舉區内に住所を有する者。

(ハ) 選舉人名簿調製の期日まで、引續き滿一年以上直接國稅三圓以上を納むる者。

家督相續に依り財産を取得したる者につきて其の財産に付き被相續人の爲したる納稅を以て其の者の爲したる納稅と看做す、

二、被選舉權

帝國臣民たる男子にして、年齢滿三十年以上の者は被選舉權を有するを原則とす。但し例外あり。

- (1) 左に掲ぐる者は選舉權及被選舉權を有せず。
 - (イ) 禁治産者及準禁治産者。
 - (ロ) 身代限の處分を受け債務の辨濟を終へざる者及家資分散若しくは破産の宣告を受け其の確定したる時より復權の決定確定するに至るまでの者。
 - (ハ) 六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者。

(ニ) 六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受くることなきに至るまでの者。

(ホ) 華族の戸主。

(ヘ) 陸海軍軍人にして現役中の者及戰時若しくは事變に際し召集中の者又に官立公立私立學校の學生生徒。

(2) 左に掲ぐる者は被選舉權を有せず。

(イ) 神官神職僧侶其の他諸宗教師小學校教員其の之を罷めたる後三月を過せざる者。

(ロ) 政府に對し請負を爲す者及其の支配人又は主として同一の行爲を爲す法人の無限責任社員役員及支配人。

(ハ) 選舉事務に關係ある官吏、吏員(但し其の關係郡市に限る)

(ニ) 宮内官、判事、檢事、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計検査官、收稅官吏及警察官吏。

(3) 府縣會議員は衆議院議員を兼ねるを得ず。

三、選舉の手續

(1) 選挙人名簿 選挙人を登録する名簿なり、豫め之を作製する所以は選挙資格は種々の要件を要するを以て即座に之を定むること難く、又調査に多く日時を要するを以てなり。

(イ) 名簿調製者、選挙人名簿の調製者は市町村長とす。

(ロ) 名簿の縦覧。郡長市町村長は十一月五日より十五日間、其の廳又は地方長官の許可を得たる場所に於て、選挙人名簿を縦覧に供す。

(ハ) 名簿の訂正。選挙人選挙人名簿に脱漏又は誤載あることを發見したる時は、未だ縦覧期間を經過せざる場合に限り、其の理由書及證憑を具して、之を郡市長に申立つることを得。

(2) 選挙区 一國を數多の區劃に分割し、議員の全數を之に配當し、其の各區劃より議員を選出せしめん爲に設定したるものなり。

選挙區及各選挙區に於て選挙すべき議員の數は一定せり。全國を三百七十四區に分ち各區一人乃至三人の選出を爲す、現在議員數は四百六十五人なり。例へば

福島縣は十區に分つ……………十一人

第一區、福島市……………一人 第六區、岩瀬郡東白河郡西河郡……………一人

第二區、若松市……………一人 第七區、南會津北會津郡大沼郡……………一人

第三區、信夫郡伊達郡……………二人 第八區、河沼郡耶麻郡……………一人

第四區、安達郡安積郡……………一人 第九區、石塚郡……………一人

第五區、田村郡石川郡……………一人 第十區、雙葉郡相馬郡……………一人

尚選挙區には大選挙區制と小選挙區制との二種あり。前者は區域を大にして一區域内より數名の議員を選挙し得る制度にして、後者は之に反して原則として一區域内より一名の議員を出すべき限度を以て區域を定むる所の制度とす。我現行制度は小選挙區制なり。

(3) 投票區 選挙人同一場所に集合して投票を爲す區域をいふ、投票區は市町村の區域に依るを原則とすれども、特別の事情ある市町村に於ては勅令の定むる所に依り二箇以上の投票區を設け又は數町村の區域に依り一投票區を設けることを得。

(4) 投票。被選挙人即議員となるべき者の氏名を記し、之を投票函に投入する行爲をいふ。選挙は投票に依りて之を行ふものとす。投票に種々あり。

(イ) 單記投票及連記投票。被選舉人一名を限り記入投票するを 記投票といひ、數名を連記して投票するを連記投票といふ、我が國に於ては單記投票制を採用す。

(ロ) 記名投票及無記名投票。投票人の氏名を投票用紙に記入するを記名投票といひ、之を記入せざるを無記名投票(秘密投票)といふ。我が國は無記名投票制を採用す。

總選舉の期日は勅令を以て定め、尠くとも三十日前に之を公布す。

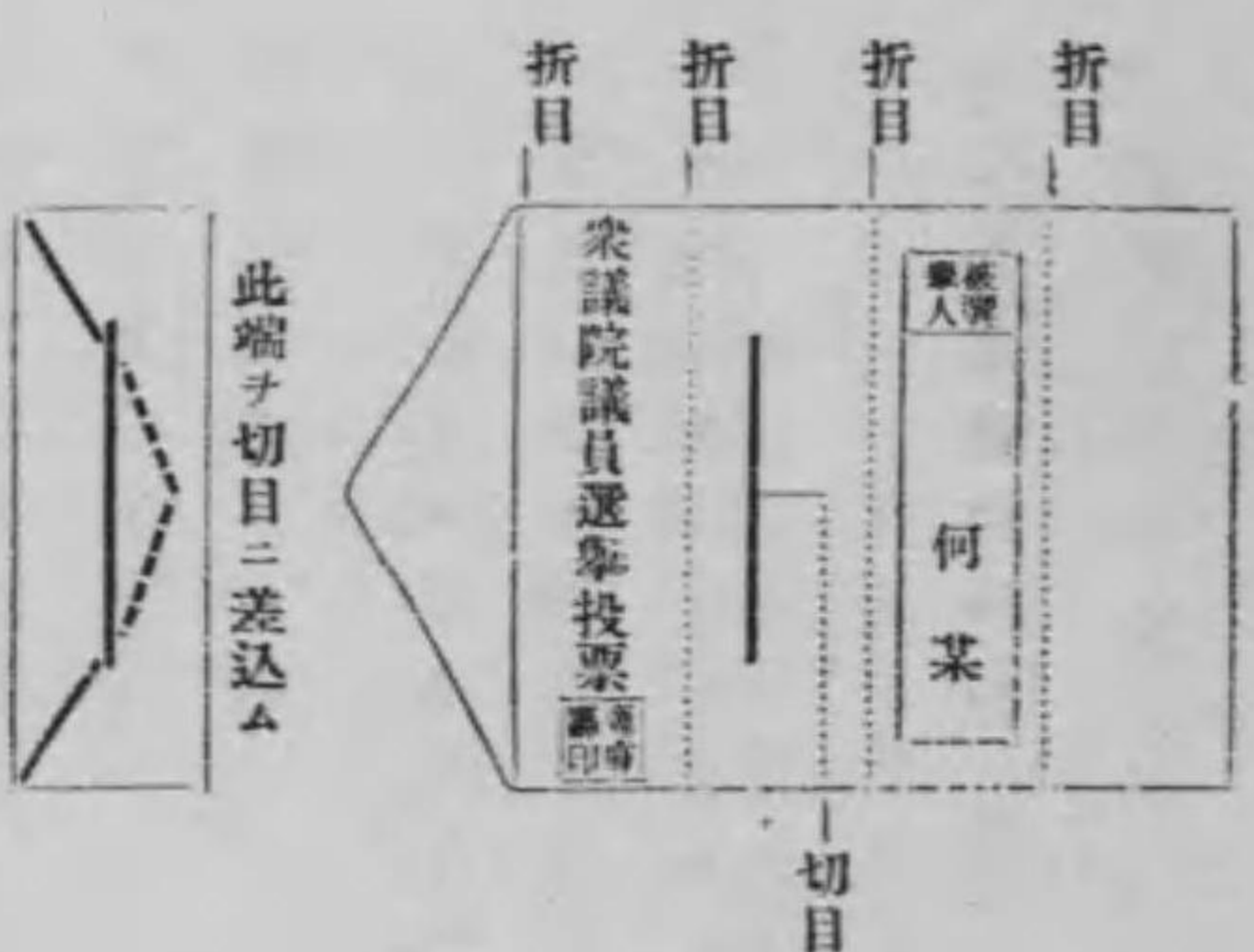
投票所は市役所、町村役場又は地方長官の許可を得て投票管理者の指定したる場合に之を設く。而して投票管理者は選舉の期日より尠くとも五日前に投票所を其の投票區内に告示するを要す。投票時間は午前七時より午後六時迄とす。

選舉人は選舉の當日自ら投票所に到り、選舉人名簿の對照を経て投票す。投票用紙は選舉の當日投票所に於て之を交附す。

(5) 選舉の機關。

(イ) 投票管理者、投票に關する事務を擔任する者をいふ。原則として市町

村長之に當る。
投票用紙様式



投票用所様式



(ロ) 投票立會人。投票所に參會して投票に立會ふ者をいふ。郡市長は各投票區内に於ける選舉人中より三名以上五名以下を選任し、選舉期日より少

くとも三日前に本人に通知するを要す。

(ハ) 選舉會、選舉長、及選舉立會人。選舉會は各選舉區に於て當選人を決定す

る爲に設くる會なり。選舉長は之が事務を擔任する者にして原則として郡市長之に當る。選舉立會人は選舉會に參會する者なり。選舉立會人は地方長官各選舉區内の選舉人中より三名以上七名以下を選任し選舉會の期日より尠くとも三日前に本人に通知するを要す。選舉會は選舉長の屬する郡市役所又は地方長官の許可を得て選舉長の指定したる場所に開く。

(註) 左の投票は無効とす。

一、成規の用紙を用ひざるもの。

二、一投票中二人以上の被選舉人を記載したるもの。

三、被選舉人の何人たるを確認し難きもの。

四、被選舉権なき者の氏名を記載したるもの。

五、被選舉人の氏名の外他事を記載したるもの。

但し官位、職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したるものは此の限ならず

六、被選舉人の氏名を自書せざるもの。

七、衆議院議員の職に在る者の氏名を記載したるもの。

(6) 當選人。有效投票の最多數を得たるものを以て當選人とす。但し其の選舉區内の議員定數を以て選舉人名簿に記載せられたる者の總數を除して得たる數の五分の一以上の得票あることを要す。得票數同一なる時は年長者

を採り年齢同じき時は選舉會に於て選舉長抽籤して之を定む。

(7) 選舉に關する訴訟

(イ) 選舉訴訟。選舉の效力に關し異議ある選舉人は選舉長を被告とし、選舉の日より三十日以内に控訴院に出訴することを得、控訴院の判決に不服あるものは大審院に上告することを得。

(ロ) 當選訴訟。當選を失ひたる者、當選の效力に關し異議あるときは當選人を被告とし、當選人の氏名告示の時より三十日以内に控訴院に出訴することを得。大審院に上告の途に就いては選舉訴訟と同じ。

四、選舉取締

議員の選舉は國民の重要な權利なれば其の神聖を保ち、選舉人の意志の自由を保障せんが爲必要な取締を要す。

- (1) 詐偽の方法に依る選舉人名簿登録の禁止。
- (2) 議員候補者に對する制限。
 - (イ) 投票を得る目的を以て、選舉人又は選舉運動者に對して、金錢物品其他財産上の利益又は公私の職務の供與の禁止。

- (ロ) 酒食・遊覽・餐應等の禁止。
- (3) 選舉運動者其の他一般に對する制限。
- (イ) 選舉人・議員候補者又は運動者に對して、暴行若くは脅迫又は拐引の禁止。
- (ロ) 投票又は選舉運動妨害の禁止。
- (ハ) 選舉に關し戒器兇器携帯の禁止。
- (ニ) 氣勢を張る目的を以て多衆集合又は隊伍の禁止。
- (ホ) 演説・新聞紙・雜誌に依る犯罪煽動の禁止。
- (ヘ) 當選妨害の禁止。
- (ト) 投票管理者・選舉長・立會人等に對する暴行脅迫の禁止。
- (チ) 選舉會場・投票所等に於ける騷擾の禁止。
- (4) 選舉事務に關係ある官吏・吏員・立會人及監視者に對する制限。

第十二課 官治行政

(教授時間數凡四時間)

要旨

官治行政に關する知識の一斑を與へ行政の系統を知らしむ。

解説

一、行政

(1) 行政の觀念。行政とは帝國議會及司法裁判所の權限に屬せず、又天皇の大權作用に屬せずして行政機關の分掌に委せられたる諸般の政務をいふ。憲法上の大權は天皇の親裁に專屬し、法律は帝國議會の協賛を経て天皇之を裁可し、司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ひ何れも行政廳の職權に委任せず。

行政は大權及法律を施行し、又法律勅令の委任により國權の獨立維持と共に其の安寧福利とを保全し、益々之を發達せしむることを職司とす。此の職務を遂行する爲に國家は法を必要とす。例へば兵員徵發法・租稅徵收法・教育法の如し。此等の法規を行政法といふ。即ち行政とは行政官廳又は公共團體が大權及法律の範圍内に於て國權を維持し國利民福を増進する爲に臣民に對して行使する統治權の作用をいふ。故に行政の範圍は統治權の作用中、天皇の憲法上の大權・立法・司法を除きたる殘餘の政務なりといふべし。

(2) 行政行爲。行政は臣民に對する國家の行爲なりと雖も、或は行政廳に訓示

して其の目的を達し、或は直接に臣民に對して行動す。前者は監督及訓令にして後者は規則及處分なり。

(イ) 監督。行政統一を目的とし、上級の行政廳が下級の行政廳に對して其の權限、行政行為事務の成績等に關して之を行ふ。

(ロ) 訓令。訓令は豫め法の解釋を示し、事務の規程を定むるものなり。

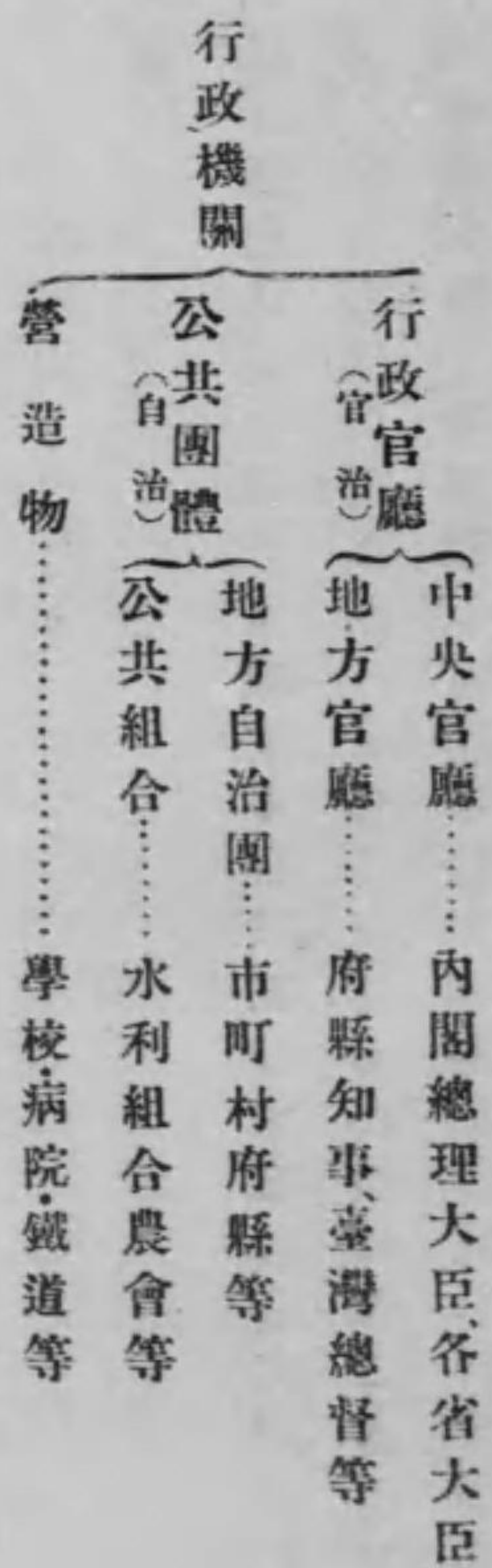
監督及訓令の直接の効果は行政内部に止り、直接に臣民の權利自由を伸縮することなきを原則とす。

(ハ) 規則。規則は行政廳の發布する法令なり。法規發布の權を命令權と稱し、大權又は法律の委任を要す。之を發する行政廳の種類に應じ、閣令、省令、府縣令に別つ。

(ニ) 處分。處分は法規を施行し又は之に衝突せざる範圍内に於ける特定の人に對する行為なり。其の效力は特定の人に限られ一般遡由の準則たらす。

(3) 行政機關。行政機關とは統治者の委任を受けて行政事務を處理する機關をいふ。行政官廳及公共團體の二とす。行政は行政官廳を経て行はるる行

政と自治團體に委任して自治せしむる行政とに分つ。前者は即ち官治行政にして後者は自治行政なり。行政機關を分ちて



二、官治行政。

(1) 行政官廳。官治行政の機關は即ち行政官廳なり。行政官廳は天皇に隸屬し一人又は數人の官吏を以て組織し、官制上一定の國家事務を處理し、外部に向つて行為の決定權を有する機關なり。行政官廳は之を官府又は官署ともいふ。官廳は權限を行使する官吏のみを指すものにて其の他のものは悉く補助機關なり。例へば各省大臣、府縣知事は官廳なれども次官、局長、內務部長、理事官等は補助機關なり。

一人を以て組織せらるる官廳を單獨制の官廳、數人にて組織せらるる官廳

を合議制の官廳といふ。單獨制の官廳に在りては一人の考を以て官廳の意思を決定し、合議制の官廳にありては、數人の合意によりて官廳の意思を決定す。例へば各省大臣府縣知事の如きは、單獨制の官廳にして、内閣行政裁判所の如きは合議制の官廳なり。合議制の官廳は司法官廳に多し。地方裁判所控訴院、大審院等は即ち是なり。

(2) 官廳の種類。官廳を分ちて中央官廳、地方官廳となす。中央官廳は事務の種類によりて其の權限を定められたるものにして、其の職權は全國に及ぶ。地方官廳は土地の區劃によりて其の權限を定めたるものにして、其の職務は一地方にのみ及ぶものなり。

三、中央官廳

(1) 内閣。國務大臣を以て組織する合議制の官廳にして、主として行政の方針を一定し、行政各部の間の統一を保つが爲めに設けたるものなり。

(2) 内閣總理大臣。單獨制の官廳にして、職務を奏宣し、行政各部の統一を保ち、必要ある時は行政各部の處分又は命令を中止せしめて勅裁を待ち、閣令を發し、所管の事務に關して警視總監、北海道廳長官及府縣知事を監督し、其の他特

に其の權限に任せられたる事務を處理す。

(3) 各省大臣。單獨制の官廳にして、補助機關として、次官、局長、參事官、秘書官、書記官、事務官及屬を置く。其の他各省特別に必要な諸官を置く。

各省大臣は各々其の主任の事務につき、其の責に任じ、左の權限を有す。

- (イ) 省令を發し、又下級官廳に對し訓令を發すること。
- (ロ) 法律案、勅令、其の他の議案を閣議に提出すること。
- (ハ) 警視總監、北海道廳長官、府縣知事を指揮すること。
- (ニ) 所部官吏の監督及級位、級動の上奏、奏任官進退の上奏。判任官以下の進退を專行すること。

各省大臣主管事務の大要左の如し。

- (イ) 外務大臣。外國に關する政務の施行。外國に於ける帝國商事の保護。外國在留帝國臣民に關する事務の管理。外交官、領事官の指揮監督。
- (ロ) 内務大臣。神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、出版、著作權、賑恤、救濟並拓殖に關する事務の管理。警視總監、北海道廳長官、府縣知事の指揮監督。
- (ハ) 大藏大臣。政府の財務總轄。會計出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物、信託及